

令04原機(サ保)138  
令和5年3月13日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範 (公印省略)

### 核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり核燃料物質の使用の変更の許可を申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名	理事長 小口 正範
事業所住所	茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

2. 使用の場所

プルトニウム燃料第一開発室（施行令第 4 1 条該当）  
プルトニウム燃料第二開発室（施行令第 4 1 条該当）  
プルトニウム燃料第三開発室（施行令第 4 1 条該当）  
プルトニウム廃棄物処理開発施設（施行令第 4 1 条該当）  
A 棟（施行令第 4 1 条非該当）  
B 棟（施行令第 4 1 条該当）  
ウラン廃棄物処理施設（施行令第 4 1 条該当）  
J 棟（施行令第 4 1 条該当）  
L 棟（施行令第 4 1 条非該当）  
M 棟（施行令第 4 1 条該当）  
東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫（施行令第 4 1 条該当）  
高レベル放射性物質研究施設（施行令第 4 1 条該当）  
応用試験棟（施行令第 4 1 条非該当）  
洗濯場（施行令第 4 1 条非該当）  
安全管理棟（施行令第 4 1 条非該当）  
計測機器校正室（施行令第 4 1 条非該当）  
放射線保健室（施行令第 4 1 条非該当）  
第三ウラン貯蔵庫（施行令第 4 1 条非該当）

3. 変更の内容

既に許可を受けた核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用について、次のとおり変更する。

なお、詳細は別添 1 から別添 15 に示す。

1) 核燃料サイクル工学研究所共通編

(1) 現状との整合、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

2) プルトニウム廃棄物処理開発施設

- (1) 使用施設の位置、構造及び設備のうち、使用施設の設備のうち、プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、安全管理設備のうち、放射線管理設備のうち、 $\alpha$ 線用空気モニタの個数を変更するとともに、図7-15 から図7-17 における $\alpha$ 線用空気モニタ検出端の配置を変更する。

3) A棟

- (1) 誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

4) B棟

- (1) 誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

5) ウラン廃棄物処理施設

- (1) 令和2年10月15日付け原規規発第2010158号で許可を受けた燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和4年3月28日付けで完了したため、以下の変更を行う。
- ① 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。
  - ② 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。
  - ③ 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、焼却施設のうち、固体廃棄施設のうち、燃料製造機器試験室の記載を削除する。
- (2) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

6) J棟

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

7) L棟

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

8) M棟

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

10) 高レベル放射性物質研究施設

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

11) 応用試験棟

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

12) 洗濯場

- (1) 現物との整合、誤記修正、表現の見直し等に係る記載の適正化を行う。

13) 安全管理棟

- (1) 法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。

14) 計測機器校正室

- (1) 法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。

15) 放射線保健室

- (1) 法令改正を受けた規則条文の変更、現状との整合等に係る記載の適正化を行う。

4. 変更の理由

1) 核燃料サイクル工学研究所共通編

- (1) 記載の適正化を図るため。

2) プルトニウム廃棄物処理開発施設

- (1) 空気汚染の可能性が低く、定置式の $\alpha$ 線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境の $\alpha$ 線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。

3) A棟

- (1) 記載の適正化を図るため。

4) B棟

- (1) 記載の適正化を図るため。

5) ウラン廃棄物処理施設

- (1) 燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。  
(2) 記載の適正化を図るため。

6) J棟

- (1) 記載の適正化を図るため。

7) L棟

- (1) 記載の適正化を図るため。

8) M棟

- (1) 記載の適正化を図るため。

- 9) 東海事業所第2ウラン貯蔵庫
  - (1) 記載の適正化を図るため。
  
- 10) 高レベル放射性物質研究施設
  - (1) 記載の適正化を図るため。
  
- 11) 応用試験棟
  - (1) 記載の適正化を図るため。
  
- 12) 洗濯場
  - (1) 記載の適正化を図るため。
  
- 13) 安全管理棟
  - (1) 記載の適正化を図るため。
  
- 14) 計測機器校正室
  - (1) 記載の適正化を図るため。
  
- 15) 放射線保健室
  - (1) 記載の適正化を図るため。

以 上

## 核燃料物質使用変更許可申請書

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～5

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書)

添付書類3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添3-1

(変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書)

添付書類4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添4-1～6

(変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書)

核燃料サイクル工学研究所共通編

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	<p style="text-align: center;">添付書類1</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書 (事故に関するものを除く。)</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	<p>(1) 共通編 核燃料サイクル工学研究所内の各施設の合算評価は添付書類 1-①に示す。</p>	



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類1-①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	<p style="text-align: center;">添付書類1-①</p> <p style="text-align: center;">(各施設の合算評価)</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
I. 環境線量評価方法 (省略)	I. 環境線量評価方法 (変更なし)	
II. 環境線量評価結果 1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (省略)  2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (省略)  3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 前項 I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の使用施設から発生する液体廃棄物による実効線量の評価値は、1 年間に於いて $2.3 \times 10^{-3}$ ミリシーベルトとなり、線量告示に定める周辺監視区域外の 1 年間の線量限度 1 ミリシーベルトを十分に下回っている。なお、第 1 排水溝及び第 2 排水溝からの放出に係る評価値を表 4 に示す。	II. 環境線量評価結果 1. 核燃料物質等の貯蔵等に伴う施設からの直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (変更なし)  2. 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (変更なし)  3. 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 前項 I. 「環境線量評価方法」によって求めた核燃料サイクル工学研究所の使用施設から発生する液体廃棄物による実効線量の評価値は、1 年間に於いて $2.3 \times 10^{-3}$ mSv となり、線量告示に定める周辺監視区域外の 1 年間の線量限度 1 mSv を十分に下回っている。なお、第 1 排水溝及び第 2 排水溝からの放出に係る評価値を表 4 に示す。	・記載の適正化 (単位の見直し) を図るため。
III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (省略)	III. 核燃料サイクル工学研究所全体での環境線量 (変更なし)	
表 1 評価に用いたパラメータの値 (省略)	表 1 評価に用いたパラメータの値 (変更なし)	
表 2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年) (省略)	表 2 直接線及びスカイシャイン線による環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
別表 1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件 (省略)	別表 1 直接線及びスカイシャイン線に係る評価条件 (変更なし)	
表 3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (省略)	表 3 気体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
別表 2 気体廃棄物の放出に係る評価条件 (省略)	別表 2 気体廃棄物の放出に係る評価条件 (変更なし)	
表 4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (省略)	表 4 液体廃棄物の放出に伴う環境線量 (mSv/年) (変更なし)	
図 1 直接線計算モデル QAD (省略)	図 1 直接線計算モデル QAD (変更なし)	
図 2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (省略)	図 2 スカイシャイン線計算モデル ANISN-G33 (変更なし)	
図 3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (省略)	図 3 直接線又は、直接線・スカイシャイン線一括計算モデル ANISN (変更なし)	
図 4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (省略)	図 4 スカイシャイン線計算モデル ANISN-DOT (変更なし)	

新旧対照表

共通編 添付書類 1

変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変 更 前		変 更 後	変更理由
図5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD	(省略)	図5 直接線・スカイシャイン線一括計算モデル QAD	(変更なし)
図6 環境線量最大地点	(省略)	図6 環境線量最大地点	(変更なし)
参考文献	(省略)	参考文献	(変更なし)
(2) 施設編	(省略)	(2) 施設編	(変更なし)

変更に係る核燃料物質の使用に必要な  
技術的能力に関する説明書

1. 設計及び工事、運転及び保守の経験

核燃料サイクル工学研究所は、昭和 42 年 10 月に核燃料物質の使用に係る許可を取得して以来、核燃料物質の使用を継続しており、核燃料物質使用施設等（以下「使用施設等」という。）の設計及び工事並びに使用施設等の運転及び保守に関する経験を有している。これら使用施設等の施設管理者等は、使用施設等及び類似施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事してきている。

2. 技術者の確保

令和 4 年 4 月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者の数、内訳及び従事年数は以下のとおり。

① 技術者の数

技術者数は 339 人であり、その専攻別内訳を以下に示す。

専 攻	物理	化学	原子力	電気	機械	金属	その他	合計
技術者数（人）	13	82	46	66	86	8	38	339

② 従事年数

技術者の従事年数を以下に示す。

業務従事年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上	合計
技術者数（人）	69	34	236	339

③ 有資格者

令和 4 年 4 月現在における核燃料サイクル工学研究所の技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。

	国家試験有資格者数		
	核燃料取扱主任者	放射線取扱主任者 (第 1 種)	技術士（原子力・放射線部門）
有資格者数（人）	27	86	3

④ 保安教育・訓練

使用施設等の保安に係る技術者等に対して、関係法令、使用施設等の保安及び放射線管理に係る教育・訓練を計画的に実施し、技術的能力の維持及び資質の向上に努めている。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付書類 4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p style="text-align: right;">添付書類 4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	

新旧対照表

共通編 添付書類 4

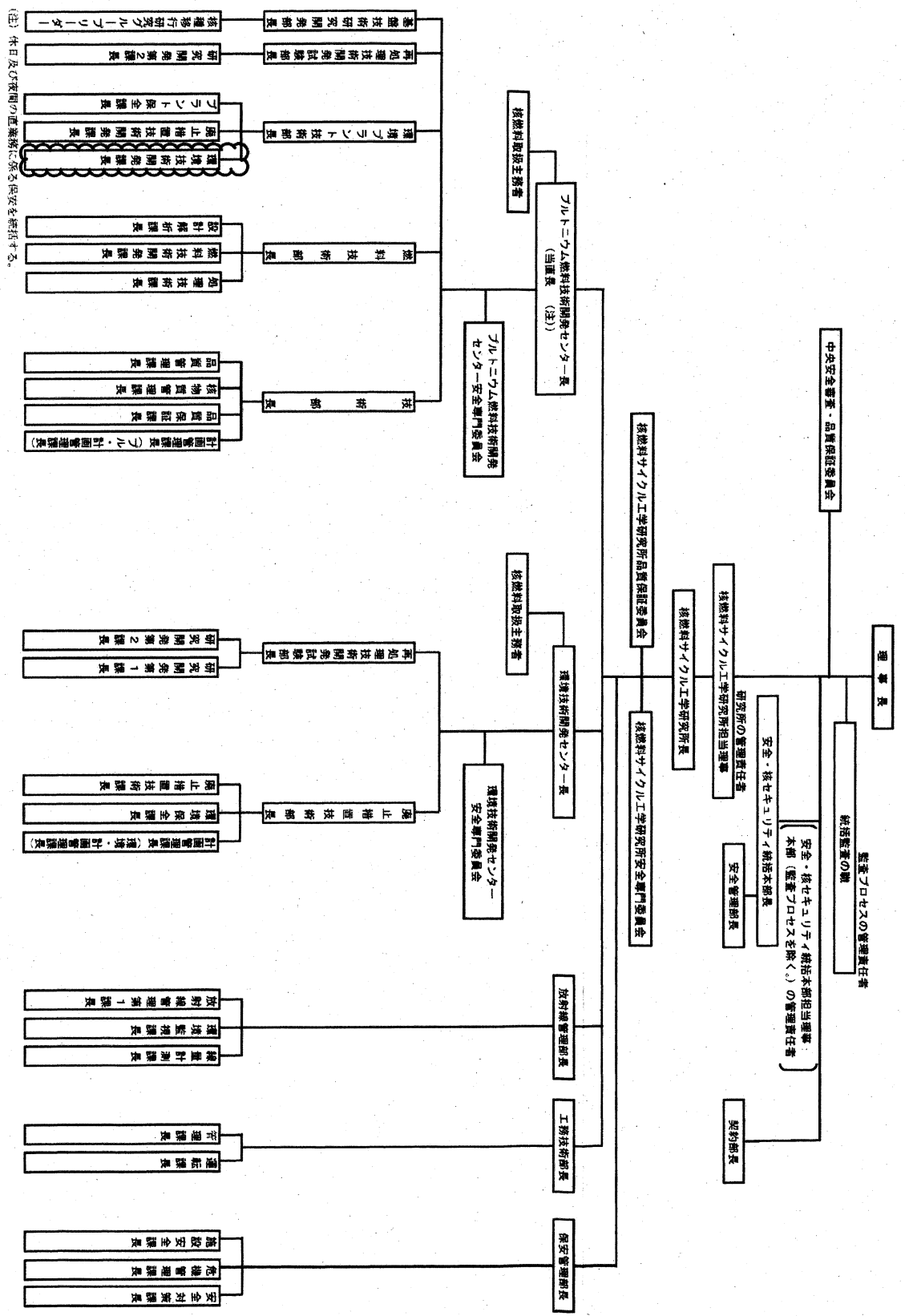
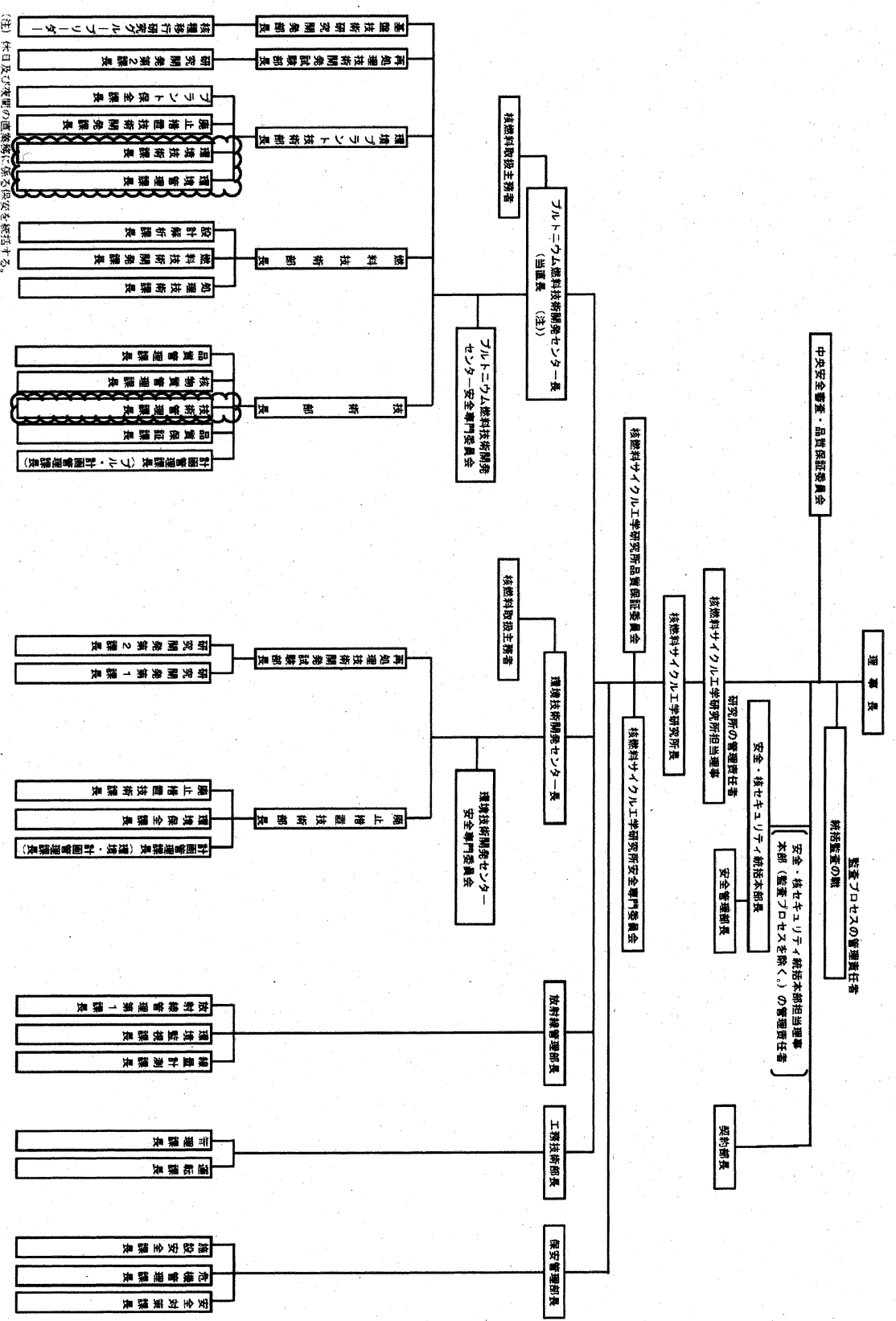
変更箇所を \_\_\_\_\_ で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (省略)	1. 保安活動における品質管理に必要な体制 (変更なし)	
2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (省略)	2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動 (変更なし)	

変更前

変更後

変更理由



・記載の適正化  
 (保安規定認可(令和5年2月6日付け原規発第2302069号)を受けたプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の反映)

図-1 保安管理組織図(政令第41条該当施設)

図-1 保安管理組織図(政令第41条該当施設)



新旧対照表

共通編 添付書類 4

変更箇所を \_\_\_\_\_ で示す。

変 更 前		変 更 後		変更理由
図-2	保安管理組織図（政令第41条非該当施設） (省略)	図-2	保安管理組織図（政令第41条非該当施設） (変更なし)	
表-1	環境技術開発センターの各施設における関連部門 (省略)	表-1	環境技術開発センターの各施設における関連部門 (変更なし)	

で示す。

変更箇所を

共通編 添付書類4

新旧対照表

変更理由

・記載の適正化  
(保安規定認可(令和5年2月6日付け 原規規発第2302069号)を受けたプルトニウム燃料技術開発センター組織変更の反映)

変更後

表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門

プルトニウム燃料第一開発室	プル・計画管理課	○	○	○	○	○	○
	品質保証課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第二開発室	核物質管理課	○	○	○	○	○	○
	燃料技術開発課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第三開発室	燃料技術開発課	○	○	○	○	○	○
	環境技術開発課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第一開発室	研究開発第2課	○	○	○	○	○	○
	核種移行研究グループ	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第二開発室	計測課	○	○	○	○	○	○
	環境監視課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第三開発室	放射線管理第1課	○	○	○	○	○	○
	運転管理課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第一開発室	安全管理課	○	○	○	○	○	○
	安全施設	○	○	○	○	○	○

変更前

表-2 プルトニウム燃料技術開発センターの各施設における関連部門

プルトニウム燃料第一開発室	プル・計画管理課	○	○	○	○	○	○
	品質保証課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第二開発室	核物質管理課	○	○	○	○	○	○
	燃料技術開発課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第三開発室	燃料技術開発課	○	○	○	○	○	○
	環境技術開発課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第一開発室	研究開発第2課	○	○	○	○	○	○
	核種移行研究グループ	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第二開発室	計測課	○	○	○	○	○	○
	環境監視課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第三開発室	放射線管理第1課	○	○	○	○	○	○
	運転管理課	○	○	○	○	○	○
プルトニウム燃料第一開発室	安全管理課	○	○	○	○	○	○
	安全施設	○	○	○	○	○	○

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (省略)</p>	<p>表-3 放射線管理部の各施設における関連部門 (変更なし)</p>	

# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～2

本文図面・・・・・・・・・・・・本図-1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・変更なし

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)


プルトニウム廃棄物処理開発施設

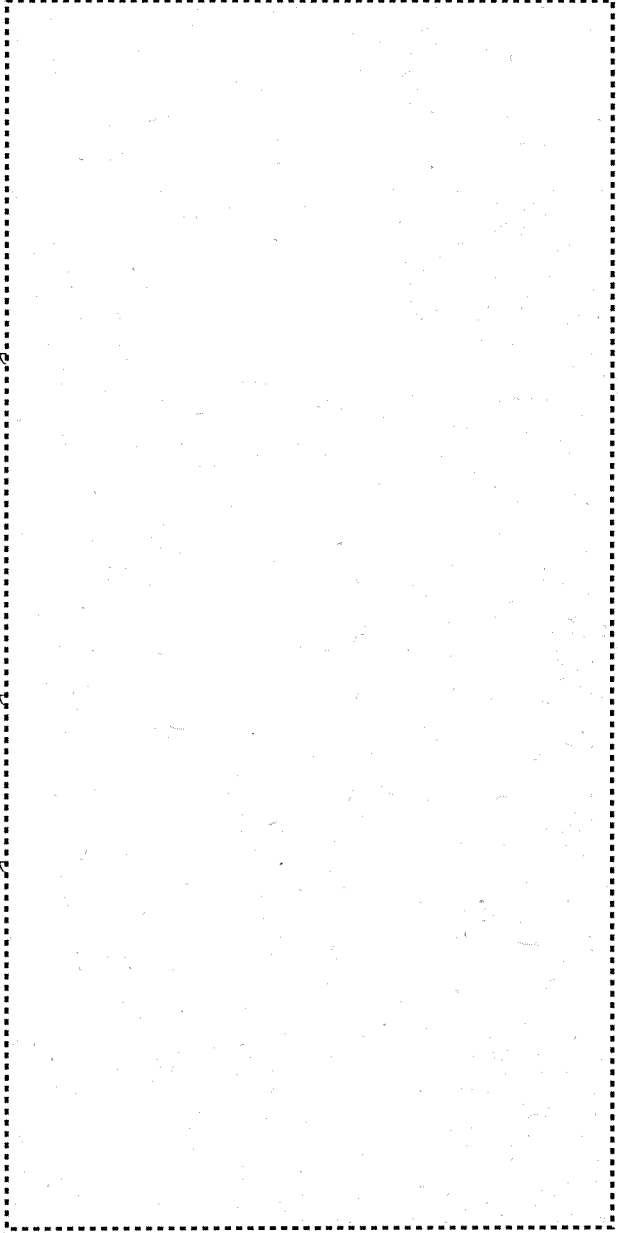
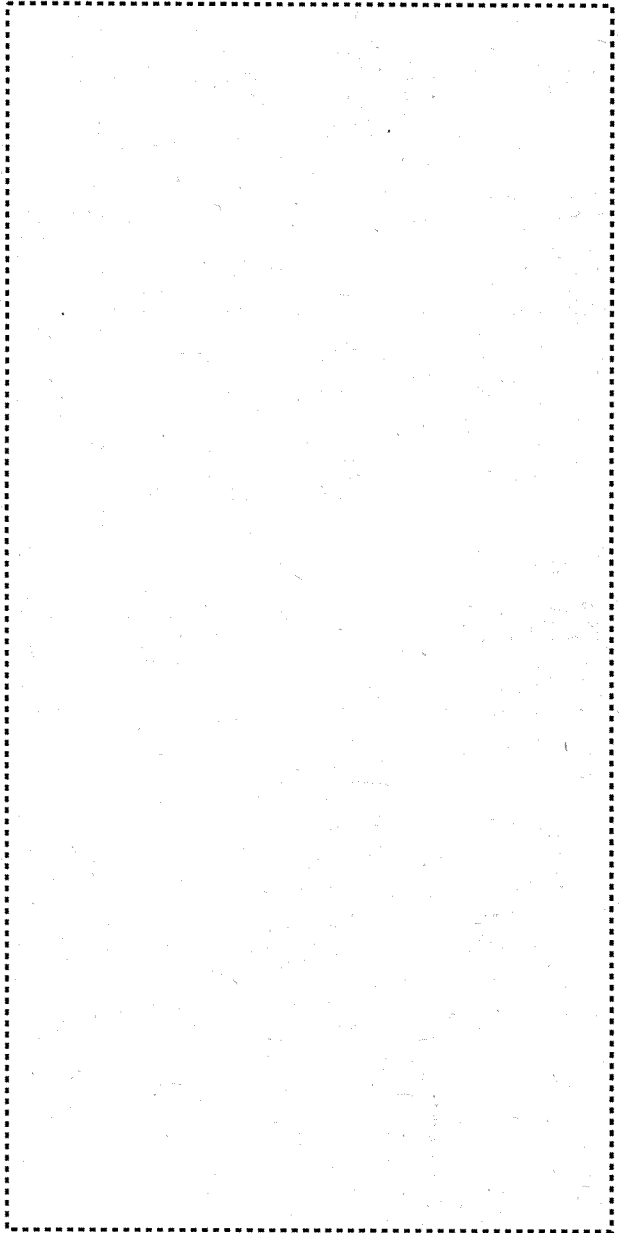
変 更 前	変 更 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (省略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (省略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (省略)	4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備	7. 使用施設の位置、構造及び設備	
7-1 使用施設の位置 (省略)	7-1 使用施設の位置 (変更なし)	
7-2 使用施設の構造 (省略)	7-2 使用施設の構造 (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由																														
<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>7-3-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 設備の共通仕様<sup>(注)</sup> (省略)</p> <p>(2) 第2難燃物焼却工程設備 (省略)</p> <p>(3) 前処理選別工程設備 (省略)</p> <p>(4) 安全管理設備 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="125 659 999 1086"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>16</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他の設備 (省略)</p> <p>7-3-2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (省略)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)</p>	使用設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。	排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス	α線用空気モニタ	16	耐震重要度：Csクラス	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類	<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>7-3-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設</p> <p>(1) 設備の共通仕様<sup>(注)</sup> (変更なし)</p> <p>(2) 第2難燃物焼却工程設備 (変更なし)</p> <p>(3) 前処理選別工程設備 (変更なし)</p> <p>(4) 安全管理設備 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1093 659 1966 1086"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>7</td> <td>耐震重要度：Csクラス</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他の設備 (変更なし)</p> <p>7-3-2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p>	使用設備の名称	個数	仕様	放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。	排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス	α線用空気モニタ	7	耐震重要度：Csクラス	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空気中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																														
放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。																														
排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス																														
α線用空気モニタ	16	耐震重要度：Csクラス																														
その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類																														
使用設備の名称	個数	仕様																														
放射線管理設備		プルトニウム廃棄物処理開発施設全体の放射線管理を行う。図7-15～図7-18に放射線管理設備の配置を示す。																														
排気モニタ	1	耐震重要度：Csクラス																														
α線用空気モニタ	7	耐震重要度：Csクラス																														
その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、サーベイメータ類																														

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>① α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスヘーン P.S. ハイパスヘーン</p> <p style="text-align: center;">図7-15 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)</p>	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>② α線用空気モニタ検出端 C.S. ケーブルスヘーン P.S. ハイパスヘーン</p> <p style="text-align: center;">図7-15 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)</p>	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p>

本図-1

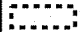
 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">図7-16 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 1階)</p>  <p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ α線用空気モニタ検出器</li> <li>○ S ケーブルスレーブ</li> <li>○ S タクトスレーブ</li> <li>○ S ハイフスレーブ</li> <li>○ S P.S. 電動シャッタ</li> </ul>	<p style="text-align: center;">図7-16 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 1階)</p>  <p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ α線用空気モニタ検出器</li> <li>○ S ケーブルスレーブ</li> <li>○ S タクトスレーブ</li> <li>○ S ハイフスレーブ</li> <li>○ S P.S. 電動シャッタ</li> </ul>	<p>・空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p>



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① α線用空気モニタ検出端</li> <li>C.S. ケーブルスベース</li> <li>D.S. タクトスベース</li> <li>P.S. バイパスベース</li> </ul> <p style="text-align: center;">図 7-17 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 2階)</p>	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① α線用空気モニタ検出端</li> <li>C.S. ケーブルスベース</li> <li>D.S. タクトスベース</li> <li>P.S. バイパスベース</li> </ul> <p style="text-align: center;">図 7-17 放射線管理設備の配置 (プルトニウム廃棄物処理開発施設 2階)</p>	<p>・ 空気汚染の可能性が低く、定置式のα線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境のα線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。</p>

本図-3

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～7

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～15

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

変 更 前		変 更 後		変 更 理 由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	(省略)	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	(変更なし)	
2. 使用の目的及び方法	(省略)	2. 使用の目的及び方法	(変更なし)	
3. 核燃料物質の種類	(省略)	3. 核燃料物質の種類	(変更なし)	
4. 使用の場所	(省略)	4. 使用の場所	(変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(省略)	5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(変更なし)	
6. 使用済燃料の処分方法	(省略)	6. 使用済燃料の処分方法	(変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備		7. 使用施設の位置、構造及び設備		
7-1 使用施設の位置		7-1 使用施設の位置		
使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の南東には再処理施設、北方には安全管理棟、北東には応用試験棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650m</u>、海拔は約 <u>8.5m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建屋</b>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 機器第1分析室(A-4)、機器分析準備室(A-5)、湿式第1分析室(A-8)、第1測定室(A-18)、安全管理室(A-23)、A-9、A-10、A-14、A-15、A-19、A-21 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	使用施設の位置	<p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の南東には再処理施設、北方には安全管理棟、北東には応用試験棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650 m</u>、海拔は約 <u>8.5 m</u> のところにある。</p> <p>このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建家</b>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 機器第1分析室(A-4)、機器分析準備室(A-5)、湿式第1分析室(A-8)、第1測定室(A-18)、安全管理室(A-23)、A-9、A-10、A-14、A-15、A-19、A-21 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。

変 更 前				変 更 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>(記載なし)</u>	A棟	鉄筋コンクリート	延床面積 約 2 300	耐震：水平震度 0.2 <u>耐火構造：消防法に基づく</u> 床：ロンリウム 壁：プラスタ 天井：石膏ボード <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「4. 立入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)	使用設備の名称	個 数	仕 様	核燃料物質の一日最大取扱量(U)	
局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)	<u>1台</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	局所排気装置 (機器第1分析室:A-4)	<u>1基</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	
フード (機器分析準備室:A-5)	<u>3台</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	フード (機器分析準備室:A-5)	<u>3基</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	<u>1 g</u>	
フード (湿式第1分析室:A-8)	<u>5台</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	<u>10 g</u>	フード (湿式第1分析室:A-8)	<u>5基</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	<u>10 g</u>	
フード (安全管理室:A-23)	<u>1台</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	—	フード (安全管理室:A-23)	<u>1基</u>	風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	—	
発光分光分析装置	1台	高周波誘導結合プラズマ型		発光分光分析装置	1台	高周波誘導結合プラズマ型		
吸光光度分析装置	1台	可視紫外分光型		吸光光度分析装置	1台	可視紫外分光型		
放射線管理設備 排気サンブラ その他	1式 1式	集塵ろ紙式 エアスニファ、β線用退出モニタ		放射線管理設備 排気サンブラ その他	1式 1式	集塵ろ紙式 エアスニファ、β線用退出モニタ		
放射線測定機器の配置を 図7-1-1に示す。				放射線測定機器の配置を 図7-1-1に示す。				
その他	1式	放送設備		その他	1式	放送設備		
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)				7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)				

変 更 前					変 更 後					変更理由		
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (省略)					8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)					・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。 ・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。 ・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。 ・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。		
8-2 貯蔵施設の構造					8-2 貯蔵施設の構造							
貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様		貯蔵施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様				
ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 17	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>		ウラン貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 17	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「22.貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>				
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備							
貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	貯蔵設備の名称	個 数	最大収納量	内容物の主な物理・化学的性状		仕 様	
保管庫	1 個	<u>100g(U量)</u>	二酸化ウラン 八三酸化ウラン 硝酸ウラニル	粉末又は液体	スチール製	保管庫	1 個	<u>100 g(U量)</u>	二酸化ウラン 八三酸化ウラン 硝酸ウラニル		粉末又は液体	スチール製
貯蔵設備の名称	個 数	仕 様			貯蔵設備の名称	個 数	仕 様					
放射線管理設備 排気サンブラ その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			放射線管理設備 排気サンブラ その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他		「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり					
8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)					8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)							
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 A棟の排気系統は1系統であり、高性能エアフィルタ（捕集効率 <u>99.97%</u> 、 <u>0.3 μm</u> の粒子）1段を介して、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく					9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 A棟の排気系統は1系統であり、高性能エアフィルタ（捕集効率 <u>99.97 %</u> 、 <u>0.3 μm</u> の粒子）1段を介して、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく					・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。		

変 更 前				変 更 後				変更理由																																																																							
<p>く線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。</p> <p>9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>9-1-2 気体廃棄施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二機械室(A-46)</td> <td>鉄骨 ALC 造り</td> <td>約 110</td> <td>耐震耐火構造  床：モルタル 壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>(記載なし)</u></td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様		第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造  床：モルタル 壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>(記載なし)</u>	<p>線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度以下の濃度で放出する。</p> <p>9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>9-1-2 気体廃棄施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二機械室(A-46)</td> <td>鉄骨 ALC 造り</td> <td>約 110</td> <td>耐震耐火構造  床：モルタル 壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造  床：モルタル 壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し、法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。</p>																																																						
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																																																												
第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造  床：モルタル 壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>(記載なし)</u>																																																																												
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																																																																												
第二機械室(A-46)	鉄骨 ALC 造り	約 110	耐震耐火構造  床：モルタル 壁：軽量気泡コンクリート 天井：軽量気泡コンクリート <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																																																																												
<p>9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th colspan="3">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気処理装置</td> <td rowspan="2">排風機：No. EF-1</td> <td>定格風量</td> <td>基数</td> </tr> <tr> <td>約 49 000m<sup>3</sup>/h</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(記載なし)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">給排気系統を図 9-1-2 に示す。</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td colspan="3"><u>(記載なし)</u></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>排気サンブラ</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄設備の名称	仕 様			排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数	約 49 000m <sup>3</sup> /h	1 基	<u>(記載なし)</u>				給排気系統を図 9-1-2 に示す。				排気口	<u>(記載なし)</u>			放射線管理設備				排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			<p>9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気体廃棄設備の名称</th> <th colspan="3">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気処理装置</td> <td rowspan="2">排風機：No. EF-1</td> <td>定格風量</td> <td>基数</td> </tr> <tr> <td>約 49 000 m<sup>3</sup>/h</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td colspan="4">給排気系統を図 9-1-2 に示す。</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td colspan="3"><u>標識：添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>排気サンブラ</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3">「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table>				気体廃棄設備の名称	仕 様			排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数	約 49 000 m <sup>3</sup> /h	1 基	給排気系統を図 9-1-2 に示す。				排気口	<u>標識：添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>			放射線管理設備				排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		
気体廃棄設備の名称	仕 様																																																																														
排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数																																																																												
		約 49 000m <sup>3</sup> /h	1 基																																																																												
<u>(記載なし)</u>																																																																															
給排気系統を図 9-1-2 に示す。																																																																															
排気口	<u>(記載なし)</u>																																																																														
放射線管理設備																																																																															
排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																														
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																														
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																														
気体廃棄設備の名称	仕 様																																																																														
排気処理装置	排風機：No. EF-1	定格風量	基数																																																																												
		約 49 000 m <sup>3</sup> /h	1 基																																																																												
給排気系統を図 9-1-2 に示す。																																																																															
排気口	<u>標識：添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																																																																														
放射線管理設備																																																																															
排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																														
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																														
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり																																																																														

変 更 前	変 更 後	変更理由																								
<p>9-1-4 気体廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)</p> <p>9-2 液体廃棄施設                      実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は、送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量のまとまった時点で廃棄物保管室2で化学処理してウランを沈殿分離し、上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈殿物については、ビニル袋に収納の上、200L ドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。                      なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p>	<p>9-1-4 気体廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)</p> <p>9-2 液体廃棄施設                      実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は、送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量がまとまった時点で廃棄物保管室2において化学処理した後、ウランを沈殿分離する。上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈殿物については、ビニル袋に密封した後、200L ドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。                      なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p>																								
<p>9-2-1 液体廃棄施設の位置 (省略)</p>	<p>9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)</p>																									
<p>9-2-2 液体廃棄施設の構造</p>	<p>9-2-2 液体廃棄施設の構造</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟廃水受槽 送水ピット</td> <td>鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ</td> <td>約 80</td> <td>A棟廃水受槽:60m<sup>3</sup>×2基 送水ピット :10m<sup>3</sup>×1基 <u>(記載なし)</u></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室2</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 20</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u></td> </tr> </tbody> </table>	液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60m <sup>3</sup> ×2基 送水ピット :10m <sup>3</sup> ×1基 <u>(記載なし)</u>	廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>液体廃棄施設の名称</th> <th>構 造</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A棟廃水受槽 送水ピット</td> <td>鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ</td> <td>約 80</td> <td>A棟廃水受槽:60 m<sup>3</sup>×2基 送水ピット :10 m<sup>3</sup>×1基 <u>標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> <tr> <td>廃棄物保管室2</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ</td> <td>約 20</td> <td>「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u></td> </tr> </tbody> </table>	液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60 m <sup>3</sup> ×2基 送水ピット :10 m <sup>3</sup> ×1基 <u>標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し、法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない) を図るため。</p>
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																							
A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60m <sup>3</sup> ×2基 送水ピット :10m <sup>3</sup> ×1基 <u>(記載なし)</u>																							
廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>(記載なし)</u>																							
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様																							
A棟廃水受槽 送水ピット	鉄筋コンクリート 防水モルタル仕上げ	約 80	A棟廃水受槽:60 m <sup>3</sup> ×2基 送水ピット :10 m <sup>3</sup> ×1基 <u>標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																							
廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	約 20	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識:人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>																							

変 更 前				変 更 後				変 更 理 由
9-2-3 液体廃棄施設の設備				9-2-3 液体廃棄施設の設備				
液体廃棄設備の名称	仕 様			液体廃棄設備の名称	仕 様			
上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式			上限警報装置 (A棟廃水受槽)	フロート式			
フード (廃棄物保管室2)	1台 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上			フード (廃棄物保管室2)	1基 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上			
放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			放射線管理設備 排気サンブラ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり			
9-3 固体廃棄施設				9-3 固体廃棄施設				
9-3-1 固体廃棄施設の位置 (省略)				9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)				
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
A棟 (容器に封入する前の 固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 約 50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量： <u>2000</u> ドラム缶換算 50 本 (注) (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)	A棟 (容器に封入する前の 固体廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ 約 50	「7-2 使用施設の構造」と同じ 最大保管数量： <u>200 L</u> ドラム缶換算 50 本 (注) (最大保管数量は、廃棄物保管室1、2の合計)	
(容器に封入した固体 廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)		約 20	(記載なし)	(容器に封入した固体 廃棄物を保管する場所 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2)		約 20	<u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				(注) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力 45 600 本の内数				



変 更 前		変 更 後		変更理由
9-3-3 固体廃棄施設の設備		9-3-3 固体廃棄施設の設備		
固体廃棄設備の名称	仕 様	固体廃棄設備の名称	仕 様	
フード (廃棄物保管室2)	<u>1台</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5m/s</u> 以上	フード (廃棄物保管室2)	<u>1基</u> 風速：開口部定常状態で <u>0.5 m/s</u> 以上	
放射線管理設備 排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気サンブラ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
<p>1.1 概要 (省略)</p>	<p>1.1 概要 (変更なし)</p>	
<p>1.2 換気設備 (省略)</p>	<p>1.2 換気設備 (変更なし)</p>	
<p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原则を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される<u>退出モニタ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。 (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。 (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。 (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	<p>1.3 管理区域 本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原则を次に示す。 (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。 (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される<u>退出モニタ又はサーベイメータ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。 (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。 (4) 管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。 (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。 (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。 (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p>	
<p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>2.1 概要 (省略)</p>	<p>2.1 概要 (変更なし)</p>	
<p>2.2 実効線量の評価 (1) 評価条件 評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末の球線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、</p>	<p>2.2 実効線量の評価 (1) 評価条件 評価対象は、放射線業務従事者の実効線量については固体廃棄施設、管理区域境界の実効線量については「固体廃棄施設のみ室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。線源はウラン粉末の球線源が存在するものとする。線源物質データ、遮蔽物質データ、</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由																								
<p>線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD<sup>(1)(2)</sup>を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN<sup>(3)</sup>を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量 核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から<b>10cm</b>の距離で1日3時間、年間750時間(50週)の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量 固体廃棄施設のための室は、廃棄物保管室1である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は廃棄物保管室2である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置<b>及び</b>個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界までの距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、廃棄物保管室2であり、廃棄物保管室2についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。評価に用いた条件を表2に、計算モデル概念図を図2示す。 また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図3に示す。 廃棄物保管室2の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、ドラム缶を内壁に隣接させ、内壁から外壁表面までの距離を<b>20cm</b>(壁厚)とする。 廃棄物保管室2の液体廃棄施設については、個別評価対象物を作業フード(1台)とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、フードが内壁に接していることから、フード表面から外壁表面までの距離を<b>20cm</b>(壁厚)とする。</p> <p style="text-align: center;">表1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="203 1074 936 1431"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン <b>34g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44:1=30g<sup>232</sup>:4g)</td> </tr> <tr> <td>線源対象評価</td> <td>ウラン及びその娘核種からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄: <b>7.2g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12cm</b>(ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td>線源領域のモデル化</td> <td>ウラン粉末: 球線源 半径 <b>1.6cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup>2</b></td> </tr> <tr> <td>遮蔽定数</td> <td>線量換算係数: ICRP Pub. 74<sup>(4)</sup>データの値</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	評価対象	線源物質データ	酸化ウラン <b>34g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44:1=30g <sup>232</sup> :4g)	線源対象評価	ウラン及びその娘核種からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <b>7.2g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12cm</b> (ドラム缶)	線源領域のモデル化	ウラン粉末: 球線源 半径 <b>1.6cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup>2</b>	遮蔽定数	線量換算係数: ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	<p>線源強度、線源から評価点までの距離を基に計算コードQAD<sup>(1)(2)</sup>を使用して求める。線源スペクトルは計算コードORIGEN<sup>(3)</sup>を使用して求める。</p> <p>① 放射線業務従事者の実効線量 核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶1本を作業場所へ運搬し、ドラム缶表面から<b>10 cm</b>の距離で1日3時間、年間750時間(50週)の作業を行うものとする。評価に用いた条件を表1に、計算モデル概念図を図1に示す。</p> <p>② 管理区域境界の実効線量 固体廃棄施設のための室は、廃棄物保管室1である。また、固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室は、<b>廃棄物保管室2</b>である。それぞれの室における各施設の個別の各種評価対象物でのウランの性状、取扱量、遮蔽物質及びその厚さ並びに個別の各種評価対象物のある室の位置<b>並びに</b>個別の各種評価対象物の室内での配置を考慮した上で、管理区域境界までの距離を算出し、管理区域境界での実効線量をそれぞれ評価する。その結果、個別の各種評価対象物の管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい室は、廃棄物保管室2であり、廃棄物保管室2についての詳細な評価を示す。なお、線量を評価するに当たり、他室からの寄与は、壁等による遮蔽効果及び評価点までの距離があることから、考慮しない。評価に用いた条件を表2に、計算モデル概念図を図2に示す。 また、管理区域境界における実効線量の最大評価点を図3に示す。 廃棄物保管室2の固体廃棄施設については、個別評価対象物を保管するドラム缶とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、ドラム缶を内壁に隣接させ、内壁から外壁表面までの距離を<b>20 cm</b>(壁厚)とする。 廃棄物保管室2の液体廃棄施設については、個別評価対象物を作業フード(1基)とし、管理区域境界に最も近い外壁表面を評価点とし、フードが内壁に接していることから、フード表面から外壁表面までの距離を<b>20 cm</b>(壁厚)とする。</p> <p style="text-align: center;">表1 放射線業務従事者の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1" data-bbox="1144 1074 1888 1431"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ</td> <td>酸化ウラン: <b>34 g</b> (U: O<sub>2</sub>=7.44:1=30 g<sup>232</sup>:4 g)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源</td> <td>ウラン及びその子孫核種からのγ線</td> </tr> <tr> <td>考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>鉄: <b>7.2 g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12 cm</b>(ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td>線源領域のモデル化</td> <td>ウラン粉末: 球線源 半径 <b>1.6 cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup>2</b></td> </tr> <tr> <td>遮蔽定数</td> <td>線量換算係数: ICRP Pub. 74<sup>(4)</sup>データの値</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象	評価対象	線源物質データ	酸化ウラン: <b>34 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44:1=30 g <sup>232</sup> :4 g)	評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からのγ線	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <b>7.2 g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12 cm</b> (ドラム缶)	線源領域のモデル化	ウラン粉末: 球線源 半径 <b>1.6 cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup>2</b>	遮蔽定数	線量換算係数: ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し、誤記修正)を図るため。</p>
評価対象	評価対象																									
線源物質データ	酸化ウラン <b>34g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44:1=30g <sup>232</sup> :4g)																									
線源対象評価	ウラン及びその娘核種からのγ線																									
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <b>7.2g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12cm</b> (ドラム缶)																									
線源領域のモデル化	ウラン粉末: 球線源 半径 <b>1.6cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup>2</b>																									
遮蔽定数	線量換算係数: ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値																									
評価対象	評価対象																									
線源物質データ	酸化ウラン: <b>34 g</b> (U: O <sub>2</sub> =7.44:1=30 g <sup>232</sup> :4 g)																									
評価対象線源	ウラン及びその子孫核種からのγ線																									
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	鉄: <b>7.2 g/cm<sup>3</sup></b> <b>0.12 cm</b> (ドラム缶)																									
線源領域のモデル化	ウラン粉末: 球線源 半径 <b>1.6 cm</b> 線源物質 : 酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup>2</b>																									
遮蔽定数	線量換算係数: ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値																									

変更前			変更後			変更理由																																														
<p>※1：A棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本あたりの実測値に基づき保守側に設定した値 <b>30gU/本</b> を使用</p> <p>※2：晶析製品転換後の燃料製造適応性評価<sup>(5)</sup>より、酸化ウラン粉末の密度は1.0~<b>3.0g/cm<sup>3</sup></b>程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を <b>2g/cm<sup>3</sup></b> とする（表2中も <b>同</b>）</p> <p>表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個別評価対象物</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td>酸化ウラン <b>1 701.6g</b> (U：O<sub>2</sub>=7.44：1=<b>1 500g<sup>*1</sup>：201.6g</b>)</td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1台</b>）</td> <td>酸化ウラン <b>113.4g</b> (U：O<sub>2</sub>=7.44：1=<b>100g<sup>*2</sup>：13.4g</b>)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源 ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td rowspan="2">ウラン及びその<b>娘核種</b>からのγ線</td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1台</b>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td>鉄（ドラム缶；図2中「X」）：<b>7.2g/cm<sup>3</sup> 0.12cm</b>（図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）：<b>2.05g/cm<sup>3</sup> 20cm</b></td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1台</b>）</td> <td>鉄筋コンクリート（壁）：<b>2.05g/cm<sup>3</sup> 20cm</b> フード遮蔽考慮せず<sup>*3</sup>（図2中「X」無し、「b=0」）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">線源領域のモデル化</td> <td>ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td>ウラン粉末：球線源 半径 <b>5.88cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup></b></td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1台</b>）</td> <td>ウラン粉末<sup>*1</sup>：球線源 半径 <b>2.38cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup></b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遮蔽定数</td> <td>ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td rowspan="2">線量換算係数：ICRP Pub. 74<sup>(4)</sup> データの値</td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1台</b>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<b>30gU/本</b>×廃棄物保管室2の最大保管数量50本=<b>1 500gU</b>                  ※2：フードでの想定最大使用量                  ※3：フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない                  ※4：液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。</p>			個別評価対象物	評価条件	線源物質データ ドラム缶（固体廃棄施設内）		酸化ウラン <b>1 701.6g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>1 500g<sup>*1</sup>：201.6g</b> )	作業フード（ <b>1台</b> ）	酸化ウラン <b>113.4g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>100g<sup>*2</sup>：13.4g</b> )	評価対象線源 ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン及びその <b>娘核種</b> からのγ線	作業フード（ <b>1台</b> ）	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2中「X」）： <b>7.2g/cm<sup>3</sup> 0.12cm</b> （図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05g/cm<sup>3</sup> 20cm</b>	作業フード（ <b>1台</b> ）	鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05g/cm<sup>3</sup> 20cm</b> フード遮蔽考慮せず <sup>*3</sup> （図2中「X」無し、「b=0」）	線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末：球線源 半径 <b>5.88cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup></b>	作業フード（ <b>1台</b> ）	ウラン粉末 <sup>*1</sup> ：球線源 半径 <b>2.38cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup></b>	遮蔽定数	ドラム缶（固体廃棄施設内）	線量換算係数：ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	作業フード（ <b>1台</b> ）	<p>※1：A棟の固体廃棄物搬出先であるウラン廃棄物処理施設でのドラム缶1本当りの実測値に基づき保守側に設定した値 <b>30 gU/本</b> を使用</p> <p>※2：晶析製品転換後の燃料製造適応性評価<sup>(5)</sup>より、酸化ウラン粉末の密度は1.0~<b>3.0 g/cm<sup>3</sup></b>程度であることから、本評価では酸化ウラン粉末の密度を <b>2 g/cm<sup>3</sup></b> とする（表2中も <b>同じ</b>）</p> <p>表2 管理区域境界の実効線量の評価に用いた条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個別評価対象物</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源物質データ ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td>酸化ウラン：<b>1 701.6 g</b> (U：O<sub>2</sub>=7.44：1=<b>1 500 g<sup>*1</sup>：201.6 g</b>)</td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1基</b>）</td> <td>酸化ウラン：<b>113.4 g</b> (U：O<sub>2</sub>=7.44：1=<b>100 g<sup>*2</sup>：13.4 g</b>)</td> </tr> <tr> <td>評価対象線源 ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td rowspan="2">ウラン及びその<b>子孫核種</b>からのγ線</td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1基</b>）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ</td> <td>ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td>鉄（ドラム缶；図2中「X」）：<b>7.2 g/cm<sup>3</sup> 0.12 cm</b>（図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）：<b>2.05 g/cm<sup>3</sup> 20 cm</b></td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1基</b>）</td> <td>鉄筋コンクリート（壁）：<b>2.05 g/cm<sup>3</sup> 20 cm</b> フード遮蔽考慮せず<sup>*3</sup>（図2中「X」無し、「b=0」）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">線源領域のモデル化</td> <td>ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td>ウラン粉末：球線源 半径 <b>5.88 cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup></b></td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1基</b>）</td> <td>ウラン粉末<sup>*1</sup>：球線源 半径 <b>2.38 cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup></b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遮蔽定数</td> <td>ドラム缶（固体廃棄施設内）</td> <td rowspan="2">線量換算係数：ICRP Pub. 74<sup>(4)</sup> データの値</td> </tr> <tr> <td>作業フード（<b>1基</b>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：<b>30 gU/本</b>×廃棄物保管室2の最大保管数量50本=<b>1 500 gU</b>                  ※2：フードでの想定最大使用量                  ※3：フードには開口部があるため、フードによる遮蔽は考慮しない                  ※4：液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。</p>			個別評価対象物	評価条件	線源物質データ ドラム缶（固体廃棄施設内）	酸化ウラン： <b>1 701.6 g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>1 500 g<sup>*1</sup>：201.6 g</b> )	作業フード（ <b>1基</b> ）	酸化ウラン： <b>113.4 g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>100 g<sup>*2</sup>：13.4 g</b> )	評価対象線源 ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン及びその <b>子孫核種</b> からのγ線	作業フード（ <b>1基</b> ）	考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2中「X」）： <b>7.2 g/cm<sup>3</sup> 0.12 cm</b> （図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05 g/cm<sup>3</sup> 20 cm</b>	作業フード（ <b>1基</b> ）	鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05 g/cm<sup>3</sup> 20 cm</b> フード遮蔽考慮せず <sup>*3</sup> （図2中「X」無し、「b=0」）	線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末：球線源 半径 <b>5.88 cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup></b>	作業フード（ <b>1基</b> ）	ウラン粉末 <sup>*1</sup> ：球線源 半径 <b>2.38 cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup></b>	遮蔽定数	ドラム缶（固体廃棄施設内）	線量換算係数：ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値	作業フード（ <b>1基</b> ）
個別評価対象物	評価条件																																																			
線源物質データ ドラム缶（固体廃棄施設内）	酸化ウラン <b>1 701.6g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>1 500g<sup>*1</sup>：201.6g</b> )																																																			
作業フード（ <b>1台</b> ）	酸化ウラン <b>113.4g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>100g<sup>*2</sup>：13.4g</b> )																																																			
評価対象線源 ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン及びその <b>娘核種</b> からのγ線																																																			
作業フード（ <b>1台</b> ）																																																				
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2中「X」）： <b>7.2g/cm<sup>3</sup> 0.12cm</b> （図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05g/cm<sup>3</sup> 20cm</b>																																																		
	作業フード（ <b>1台</b> ）	鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05g/cm<sup>3</sup> 20cm</b> フード遮蔽考慮せず <sup>*3</sup> （図2中「X」無し、「b=0」）																																																		
線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末：球線源 半径 <b>5.88cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup></b>																																																		
	作業フード（ <b>1台</b> ）	ウラン粉末 <sup>*1</sup> ：球線源 半径 <b>2.38cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2g/cm<sup>3</sup></b>																																																		
遮蔽定数	ドラム缶（固体廃棄施設内）	線量換算係数：ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値																																																		
	作業フード（ <b>1台</b> ）																																																			
個別評価対象物	評価条件																																																			
線源物質データ ドラム缶（固体廃棄施設内）	酸化ウラン： <b>1 701.6 g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>1 500 g<sup>*1</sup>：201.6 g</b> )																																																			
作業フード（ <b>1基</b> ）	酸化ウラン： <b>113.4 g</b> (U：O <sub>2</sub> =7.44：1= <b>100 g<sup>*2</sup>：13.4 g</b> )																																																			
評価対象線源 ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン及びその <b>子孫核種</b> からのγ線																																																			
作業フード（ <b>1基</b> ）																																																				
考慮する遮蔽体の材質、密度、厚さ	ドラム缶（固体廃棄施設内）	鉄（ドラム缶；図2中「X」）： <b>7.2 g/cm<sup>3</sup> 0.12 cm</b> （図2中「b」） 鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05 g/cm<sup>3</sup> 20 cm</b>																																																		
	作業フード（ <b>1基</b> ）	鉄筋コンクリート（壁）： <b>2.05 g/cm<sup>3</sup> 20 cm</b> フード遮蔽考慮せず <sup>*3</sup> （図2中「X」無し、「b=0」）																																																		
線源領域のモデル化	ドラム缶（固体廃棄施設内）	ウラン粉末：球線源 半径 <b>5.88 cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup></b>																																																		
	作業フード（ <b>1基</b> ）	ウラン粉末 <sup>*1</sup> ：球線源 半径 <b>2.38 cm</b> （図2中「a/2」） 線源物質：酸化ウラン <b>2 g/cm<sup>3</sup></b>																																																		
遮蔽定数	ドラム缶（固体廃棄施設内）	線量換算係数：ICRP Pub. 74 <sup>(4)</sup> データの値																																																		
	作業フード（ <b>1基</b> ）																																																			

変更前	変更後	変更理由
<p>・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (省略)</p> <p>・図2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (省略)</p> <p>・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (省略)</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>放射線業務従事者の実効線量は1日 (3h) で <u>0.6 μSv</u>、1年間 (750h) で <u>0.1mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。</p> <p>管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい廃棄物保管室2における個別評価対象物の <u>管理区域境界での線量率は</u> ドラム缶 (固体廃棄施設内) で <u>1.0 μSv/h</u>、作業フード (1台) で <u>0.11 μSv/h</u> であり、それぞれの合計で <u>1.1 μSv/h</u> となり、500h/3月 で評価した結果、<u>0.55mSv/3月</u> となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である 1.3 mSv/3月 を超えることはない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div data-bbox="107 874 1025 1136" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備 (次項において「消火設備」という。) 及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止</p> <p>本施設は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC (軽量気泡コンクリート) である。建家の大部分は、鉄骨、鉄筋、軽量気泡コンクリート、コンクリート、石膏ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p>	<p>・図1 放射線業務従事者の線量計算モデル概念図 (変更なし)</p> <p>・図2 管理区域境界の線量計算モデル概念図 (変更なし)</p> <p>・図3 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点 (変更なし)</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>放射線業務従事者の実効線量は1日 (3 h) で <u>0.6 μSv</u>、1年間 (750 h) で <u>0.1 mSv</u> となり、線量告示に比べて十分低い。</p> <p>管理区域境界での実効線量の合計が最も大きい廃棄物保管室2における個別評価対象物の <u>線量率は</u>、ドラム缶 (固体廃棄施設内) で <u>1.0 μSv/h</u>、作業フード (1基) で <u>0.11 μSv/h</u> であり、それぞれの合計で <u>1.1 μSv/h</u> となり、<u>500 h/3月</u> で評価した結果、<u>0.55 mSv/3月</u> となり、線量告示に定める管理区域境界での実効線量である 1.3 mSv/3月 を超えることはない。</p> <p>3. 火災等による損傷の防止</p> <div data-bbox="1064 874 1982 1136" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備 (次項において「消火設備」という。) 及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div> <p>3.1 火災による損傷の防止</p> <p>本施設は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC (軽量気泡コンクリート) である。建家の大部分は、鉄骨、鉄筋、軽量気泡コンクリート、コンクリート、石膏ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成されており、また、建家内の設備機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成されているので、火災の発生するおそれは少ない。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>3.2 爆発による損傷の防止 本施設内で爆発事故の可能性のあるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。フード内で使用する可燃性有機溶媒は第四類少量未満危険物<b>制限量以内</b>で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、装置内の放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。 建家内各所には、消防法に基づく煙感知器を<b>組込んだ</b>自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を建家内に配置している。 また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置しており、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。 建家各室内の境界壁は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広がることはない。</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (省略)</p>	<p>3.2 爆発による損傷の防止 本施設内で爆発事故の可能性のあるのは、可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。フード内で使用する可燃性有機溶媒は、<b>第四類少量未満危険物を制限量以内</b>で取り扱うとともに、フード内を換気することで爆発、引火を防止する。</p> <p>3.3 火災の拡大防止対策 仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、装置内の放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。 建家内各所には、消防法に基づく煙感知器を<b>組み込んだ</b>自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を建家内に配置している。 また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置しており、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。 建家各室内の境界壁は鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造ALC（軽量気泡コンクリート）、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広がることはない。</p> <p>3.4 放射性廃棄物の火災防止対策 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
<p>4. <u>立ち入りの防止</u> (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. <u>立入りの防止</u> (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div data-bbox="107 320 1025 408" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (省略)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約 <b>650m</b>、海拔約 <b>8.5 m</b> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、A棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <b>5 km</b> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <div data-bbox="125 963 1008 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <div data-bbox="125 1193 1008 1425" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤</p> </div>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <div data-bbox="1059 320 1977 408" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> </div> <p>5.1 施設の地盤 (変更なし)</p> <p>5.2 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>5.3 津波による損傷の防止 本施設は、核燃料サイクル工学研究所の中央部に位置し、海岸から約 <b>650 m</b>、海拔約 <b>8.5 m</b> の場所に設置しているため、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p> <p>5.4 外部からの衝撃による損傷の防止 本施設は、建築基準法に従い風圧力、積雪等の外力も考慮した設計を行っており、台風や積雪等による被害を受けるおそれは少ない。 また、A棟近傍には比較的大きな一級河川として久慈川と新川があるが、久慈川は北方に約 <b>5 km</b> 離れており、新川は水量が少ないため、河川の氾濫による洪水のおそれはない。</p> <p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 963 1960 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <div data-bbox="1077 1193 1960 1425" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤</p> </div>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 352 1010 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 352 1962 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> </div>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 683 1010 767" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 683 1962 767" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 866 1010 962" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 866 1962 962" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <div data-bbox="129 1061 1010 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 1061 1962 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <div data-bbox="129 1249 1010 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <div data-bbox="1081 1249 1962 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p> </div>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (変更なし)</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設</p> <div data-bbox="107 347 1028 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ol> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>本施設の貯蔵施設としてウラン貯蔵室 (A-16) があり、保管庫 1 個と、使用を終了し維持管理中の設備としてウラン保管用フード <u>1台</u> が設置されている。<u>ウラン保管用フード</u>は排風機に接続し、施設運転時は排気されている。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p> <p>23. 廃棄施設</p> <div data-bbox="107 884 1028 1414" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</li> <li>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</li> </ol> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 外部と区画されたものであること。</li> <li>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</li> <li>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> </ol> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> </div>	<p>22. 貯蔵施設</p> <div data-bbox="1064 347 1984 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ol> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>本施設の貯蔵施設として、<u>ウラン貯蔵室 (A-16) があり、保管庫 1 個と、使用を終了し維持管理中の設備としてウラン保管用フード <u>1基</u> が設置されて<u>おり</u></u>、排風機に接続し、施設運転時は排気されている。</p> <p>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。</p> <p><u>また、出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨の表示を行う。</u></p> <p>23. 廃棄施設</p> <div data-bbox="1064 884 1984 1414" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</li> <li>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</li> </ol> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 外部と区画されたものであること。</li> <li>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</li> <li>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> </ol> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p> </div>	<p>・記載の適正化 (法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない) を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由																
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法                      本施設の気体廃棄施設として第二機械室がある。                      廃棄設備として、排気処理装置、排気口等があり、使用を終了し維持管理中の設備として、非常用排風機及び逆止弁を含む排気系統がある。非常用排風機は電源ケーブルを<b>取外し</b>起動できないよう<b>処置</b>をして保管中であり、逆止弁及びダクトは使用中の排気系統に接続しているが、逆止弁により閉止状態を維持している。                      排気系統は1系統であり、施設の排気は気体廃棄物として高性能エアフィルタを介し大気中に放出し、排気サンブラによる排気中の放射性物質をろ紙で採取し測定を行うことにより、排気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。                      気体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要                      管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみ                      の室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管する固体廃棄物については<b>ビニールシート</b>等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納する<b>ほか</b>、容器に収納できない大型の構造物等は<b>ビニールシート</b>等で多重に梱包する汚染拡大防止措置を施すため、容器等<b>から</b>の空気中への放射性物質の<b>漏洩</b>は無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の<b>漏洩</b>は無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。                      以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法                      空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260~269(1983)<sup>(6)</sup>より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物の管理方法                      本施設の気体廃棄施設として第二機械室がある。                      廃棄設備として、排気処理装置、排気口等があり、使用を終了し維持管理中の設備として、非常用排風機及び逆止弁を含む排気系統がある。非常用排風機は電源ケーブルを<b>取外し</b>、<b>措置</b>して保管中であり、逆止弁及びダクトは使用中の排気系統に接続しているが、逆止弁により閉止状態を維持している。                      排気系統は1系統であり、施設の排気は気体廃棄物として高性能エアフィルタを介し大気中に放出し、排気サンブラによる排気中の放射性物質をろ紙で採取し測定を行うことにより、排気中の放射性物質濃度が線量告示に定める濃度限度を超えないよう管理する。                      気体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.1.2 管理区域内の放射性物質濃度</p> <p>(1) 概要                      管理区域内における放射性物質濃度を評価する。評価対象室は、「固体廃棄施設のみ                      の室」及び「固体廃棄施設のほか液体廃棄施設がある室」とする。評価において、保管する固体廃棄物については<b>ビニールシート</b>等で梱包し、ドラム缶等の閉じ込め性の高い金属性容器に収納する。<b>また</b>、容器に収納できない大型の構造物等は<b>ビニールシート</b>等で多重に梱包する等の汚染拡大防止措置を施すため、容器等<b>から</b>空気中への放射性物質の<b>漏えい</b>は無いものとする。また、使用施設において密閉状態で運転する設備についても、空気中への放射性物質の<b>漏えい</b>は無いものとする。23.1.2(2)③の評価結果より、各評価対象室の空気中の放射性物質濃度は、線量告示に定める放射性物質の濃度限度より十分に小さい。                      以下に、管理区域内の放射性物質濃度の評価の詳細を示す。</p> <p>(2) 管理区域内の放射性物質濃度の評価</p> <p>① 評価方法                      空気中の放射性物質濃度の評価は、RADIOISOTOPES、32、260~269(1983)<sup>(6)</sup>より、下表に示す係数を用いて、式1により算出する。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。</p>																
<p>表 飛散に係る要素の分類と係数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>飛散に係わる要素の分類</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>U) による飛散率/日<sup>(6)</sup></td> <td>10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> </tbody> </table>	飛散に係わる要素の分類	係数等	核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>(6)</sup>	10 <sup>-7</sup>	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	<p>表 飛散に係る要素の分類と係数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>飛散に係わる要素の分類</th> <th>係数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核種 (<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>U) による飛散率/日<sup>(6)</sup></td> <td>10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td>物理的形態による係数</td> <td>粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1</td> </tr> <tr> <td>取扱行為による係数</td> <td>加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1</td> </tr> </tbody> </table>	飛散に係わる要素の分類	係数等	核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>(6)</sup>	10 <sup>-7</sup>	物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1	取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1	
飛散に係わる要素の分類	係数等																	
核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>(6)</sup>	10 <sup>-7</sup>																	
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																	
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																	
飛散に係わる要素の分類	係数等																	
核種 ( <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U) による飛散率/日 <sup>(6)</sup>	10 <sup>-7</sup>																	
物理的形態による係数	粉末：×10、液体：×1、塊：×0.1																	
取扱行為による係数	加熱：×100、化学反応及び機械加工：×10 一般的操作：×1、静置：×0.1																	

変更前		変更後		変更理由
閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	閉じ込め性による係数	フード等：×0.1、開放：×1	
<p>式1：空気中の放射性物質濃度 = (取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能) ÷ (1時間あたりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日あたりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、<math>2.615 \times 10^6 \text{Bq/g U}</math> とする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)<sup>(6)</sup>では、<math>^{235}\text{U}</math>、<math>^{238}\text{U}</math>は、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である<math>10^{-7}</math>を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のための室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室1である。本室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室2である。本室の評価条件を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無いものとする。</li> <li>液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、本作業はフード内で行うため閉じ込め性による係数は「0.1」とする。本施設の作業フード(1台)にて、ウラン粉末をウラン量で0.1kg(想定される最大使用量)取り扱うとし、本室内の排気量を<math>5.083 \text{m}^3/\text{h}</math>(実測値)として評価する。</li> </ul> <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のための室」及び「固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下の通りであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である<math>3 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3</math>を超えることはない。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくの影響はない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のための室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏洩は無し</li> <li>液体廃棄施設 : <math>6.4 \times 10^{-11} \text{Bq/cm}^3</math></li> </ul>		<p>式1：空気中の放射性物質濃度 = (取扱量×飛散率×物理形態係数×取扱行為係数×閉じ込め性による係数×比放射能) ÷ (1時間当たりの排気量×作業時間)</p> <p>なお、一日当たりの作業時間は8時間とし、天然ウランの比放射能は、<math>2.615 \times 10^6 \text{Bq/g U}</math> とする。</p> <p>※1：RADIOISOTOPES、32、260～269(1983)<sup>(6)</sup>では、<math>^{235}\text{U}</math>、<math>^{238}\text{U}</math>は、グループ4に分類されており、グループ1、2、3より安全な核種とされている。本文献では、第4グループの飛散率の記載がないため、第3グループの飛散率である<math>10^{-7}</math>を使用する。</p> <p>② 評価対象室及び評価条件</p> <p>i) 固体廃棄施設のための室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室1である。本室には、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <p>該当する室は、廃棄物保管室2である。本室の評価条件を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固体廃棄施設について、核燃料物質で汚染された放射性廃棄物を収納したドラム缶を保管するが、ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無いものとする。</li> <li>液体廃棄施設にある作業フードでは、ウラン溶液を沈澱分離させ、溶液中のウランを沈澱物として回収するため、評価対象をウラン粉末とする。なお、沈澱分離操作は化学反応を伴うため取扱行為による係数は「10」とし、本作業はフード内で行うため閉じ込め性による係数は「0.1」とする。本施設の作業フード(1基)にて、ウラン粉末をウラン量で0.1kg(想定される最大使用量)取り扱うとし、本室内の排気量を<math>5.083 \text{m}^3/\text{h}</math>(実測値)として評価する。</li> </ul> <p>③ 評価結果</p> <p>上記①②を基に、「固体廃棄施設のための室」及び「固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室」の空気中の放射性物質濃度の評価を行った結果は以下のとおりであり、線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度である<math>3 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3</math>を超えることはない。なお、この評価値は濃度限度と比較して十分低いため、放射線業務従事者の内部被ばくの影響はない。</p> <p>i) 固体廃棄施設のための室 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し</p> <p>ii) 固体廃棄施設のほかに液体廃棄施設がある室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固体廃棄施設 : ドラム缶からの空気中への放射性物質の漏えいは無し</li> <li>液体廃棄施設 : <math>6.4 \times 10^{-11} \text{Bq/cm}^3</math></li> </ul>		<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由								
<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の液体廃棄施設として廃棄物保管室2（A-12）、A棟廃水受槽、送水ピットがある。また、上限警報装置（A棟廃水受槽、フロート式）、フード（廃棄物保管室2）等の設備がある。</p> <p>実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量のまとまった時点で化学処理してウランを沈殿分離し、上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈殿物については、ビニル袋に収納の上、200Lドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、線量告示で定める濃度限度以下にして新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、運搬までの間、受皿等の漏えい対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>液体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物保管室1（A-11）、廃棄物保管室2（A-12）がある。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p> <p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="181 1198 1008 1332"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200Lドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室1、2</td> <td>50本 (廃棄物保管室1、2の保管数量の合計)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所の名称	保管能力 (200Lドラム缶換算)	廃棄物保管室1、2	50本 (廃棄物保管室1、2の保管数量の合計)	<p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の液体廃棄施設として廃棄物保管室2（A-12）、A棟廃水受槽、送水ピットがある。また、上限警報装置（A棟廃水受槽、フロート式）、フード（廃棄物保管室2）等の設備がある。</p> <p>実験室排水及び含ウラン廃液は、A棟廃水受槽に運搬する。機器冷却水は送水ピットに運搬する。線量告示に定める濃度を超える含ウラン廃液は廃棄物保管室2に保管し、数量がまとまった時点で化学処理した後、ウランを沈殿分離する。上澄液については線量告示に定める濃度以下であることを確認した後、廃水受槽に運搬する。沈殿物については、ビニル袋に密封した後、200Lドラム缶に収納し固体廃棄物とする。A棟廃水受槽及び送水ピットに貯留した廃液は、線量告示で定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。</p> <p>なお、運搬する廃液はドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、搬出までの間、受皿等の漏えい防止対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。</p> <p>液体廃棄物の処理については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設のウラン系固体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物保管室1（A-11）、廃棄物保管室2（A-12）がある。</p> <p>施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>なお、固体廃棄物は金属製の容器又は金属製保管庫に入れ、運搬までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設に置く。</p> <p>施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、詰め替えを行う。</p> <p>固体廃棄物の処理及び保管については、下部要領等で定めた方法で行う。</p> <p>施設内の各固体廃棄施設での保管数量は、次表のとおりである。なお、各保管能力はウラン廃棄物処理施設の内数である。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1198 1960 1332"> <thead> <tr> <th>保管場所の名称</th> <th>保管能力 (200Lドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物保管室1、2</td> <td>50本 (廃棄物保管室1、2の保管数量の合計)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所の名称	保管能力 (200Lドラム缶換算)	廃棄物保管室1、2	50本 (廃棄物保管室1、2の保管数量の合計)	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
保管場所の名称	保管能力 (200Lドラム缶換算)									
廃棄物保管室1、2	50本 (廃棄物保管室1、2の保管数量の合計)									
保管場所の名称	保管能力 (200Lドラム缶換算)									
廃棄物保管室1、2	50本 (廃棄物保管室1、2の保管数量の合計)									

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">(記載なし)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>25. 監視設備 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> </div> <p>26. 非常用電源設備 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div>	<p><b>23.4 標識の設置</b></p> <p><b>23.4.1 廃棄施設の標識</b></p> <p><u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立ち入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p><b>23.4.2 排気及び排水設備の標識</b></p> <p><u>排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」、「排水設備」並びに「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> </div> <p>25. 監視設備 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> </div> <p>26. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> </div>	<p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div> <p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div>	<p>27. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> </div> <p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div>	
<p>参考文献 (省略)</p>	<p>参考文献 (変更なし)</p>	



# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新 旧 対 照 表

本 文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～7

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～16  
(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添2-1～4  
(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。 7-1 使用施設の位置</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。 7-1 使用施設の位置</p>	
<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の東方には再処理施設、北方には事務管理棟、安全管理棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650m</u>、海拔約 <u>8.5m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建屋</b>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 実験室1、実験室3、実験室4、実験室5、実験室6、実験室7、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2等がある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>使用施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 核燃料サイクル工学研究所の位置は、核燃料サイクル工学研究所共通編のとおりである。</p> <p>(2) 建家の位置 本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、本施設の東方には再処理施設、北方には事務管理棟、安全管理棟、南方には高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム燃料開発施設、ウラン濃縮施設がある。本施設は海岸から約 <u>650 m</u>、海拔約 <u>8.5 m</u> のところにある。 このように、周辺の河川、海岸から十分に離れており、海拔約 <u>8.5 m</u> の場所に設置しているため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建家</b>は、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p> <p>(3) 使用施設の位置 実験室1、実験室3、実験室4、実験室5、実験室6、実験室7、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2などがある。 本施設の平面図を図7-1-1に示す。</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。</p>

変 更 前				変 更 後				変更理由
7-2 使用施設の構造				7-2 使用施設の構造				
使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	使用施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 耐火構造：消防法に基づく  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>(記載なし)</u>	B棟	鉄筋コンクリート 耐火構造 地上1階 (一部分は2階)  B棟平面図を図7-1-1に示す。	延床面積 約900 1階 約800 2階 約100	耐震設計：水平震度0.2 高所部分：排気筒部分の水平震度0.3 耐火構造：消防法に基づく  床：シームレス材又はエポキシ樹脂塗装 壁：プラスタ 天井：難燃性ボード又はコンクリート打放 <u>標識：人がみだりに管理区域内に立ち入らないようにするため、添付書類1の「[4] 立ち入りの防止」に示すとおり、標識を設ける。</u>	<p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個 数	仕 様		使用設備の名称	個 数	仕 様		
フード (実験室4)	<u>1 台</u>	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5m/s</u> 以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量： <u>16mg</u> (Pu)		フード (実験室4)	<u>1 基</u>	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <u>0.5 m/s</u> 以上 (1/3 開口状態) 最大取扱量： <u>16 mg</u> (Pu)		
安全設備 アナンシェータ (居室) 非常用発電装置	1 式  2 基	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 屋内警報系、火災警報系、ドア警報系、排気警報系 高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連他施設の合計で <u>200kVA</u> を共用する。		安全設備 アナンシェータ (居室) 非常用発電装置	1 式  2 基	図7-1-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 屋内警報系、火災警報系、ドア警報系、排気警報系 高レベル放射性物質研究施設の非常用発電装置を共用 高レベル放射性物質研究施設以外の関連他施設の合計で <u>200 kVA</u> を共用する。		
放射線管理設備 排気モニタ その他	1 式  1 式	図7-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 エアスニファ、β線用退出モニタ等		放射線管理設備 排気モニタ その他	1 式  1 式	図7-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 エアスニファ、β線用退出モニタ等		

変 更 前				変 更 後				変更理由
7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (省略)  8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。  8-1 貯蔵施設の位置 (省略)  8-2 貯蔵施設の構造				7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備 (変更なし)  8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。  8-1 貯蔵施設の位置 (変更なし)  8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	貯蔵施設の名称	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設計仕様	
貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ  <u>(記載なし)</u>	貯蔵室	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ <u>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、また、核燃料物質が存在することを明示するため、添付書類1の「[21] 貯蔵施設」に示すとおり、標識を設ける。</u>	
8-3 貯蔵施設の設備				8-3 貯蔵施設の設備				
貯蔵施設の名称	個数	最大収納量		内容物の主な物理・化学的性状	仕様			
核燃料物質貯蔵箱	1 基	天然ウラン	100g (U量)	酸化ウラン、ウラン硝酸塩、酸化プルトニウム、プルトニウム硝酸塩、硫酸プルトニウム  固体又は液体	スチール製耐火キャビネット 4台引き出し数 16個  プルトニウム保管用容器：鋼製、厚さ 10mm 以上			
		劣化ウラン	10g (U量)					
		濃縮ウラン	濃縮度 20% *1 未満			50g (U量)		
		プルトニウム	10g (Pu量)					
* 1 : %は質量分率を示す。								
貯蔵施設の名称	個数	最大収納量		内容物の主な物理・化学的性状	仕様			
核燃料物質貯蔵箱	1 台	天然ウラン	100 g (U量)	酸化ウラン、ウラン硝酸塩、酸化プルトニウム、プルトニウム硝酸塩、硫酸プルトニウム  固体又は液体	スチール製耐火キャビネット 4台引き出し数 16個  プルトニウム保管用容器：鋼製、厚さ 10mm 以上			
		劣化ウラン	10 g (U量)					
		濃縮ウラン	濃縮度 20 % *1 未満			50 g (U量)		
		プルトニウム	10 g (Pu量)					
* 1 : %は質量分率を示す。								

変 更 前				変 更 後				変更理由
貯蔵設備の名称	個 数	仕 様		貯蔵設備の名称	個 数	仕 様		
安全設備 アナンシエータ 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 非常用発電装置 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				安全設備 アナンシエータ 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 非常用発電装置 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				・記載の適正化（誤記修正）を図るため。
放射線管理設備 排気モニタ 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり その他 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				放射線管理設備 排気モニタ 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり その他 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり				
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備  9-1 気体廃棄施設  9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)				9. 廃棄施設の位置、構造及び設備  9-1 気体廃棄施設  9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)				・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	・記載の適正化（法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。 ・記載の適正化（表現の見直し、法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。
排気室1	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	排気室1	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	
排気室2	同じ	同じ	(記載なし)	排気室2	同じ	同じ	標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
機械室	同じ	同じ		機械室	同じ	同じ		
排気筒				排気筒				
9-1-3 気体廃棄施設の設備				9-1-3 気体廃棄施設の設備				
気体廃棄設備の名称	仕 様			気体廃棄設備の名称	仕 様			
排気筒 (排気室からの排気)	高さ：12m (海拔高さ：20.5m) 排気量：約 21 700m <sup>3</sup> /h (記載なし)			排気筒 (排気室からの排気)	高さ：12 m (海拔高さ：20.5 m) 排気量：約 21 700 m <sup>3</sup> /h 標識：添付書類1の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。			
排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 フード系、実験室7・排気室系及び実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系の3系統からなる。 排風機：4基 排風機No.(管理区域用) 公称能力 基数 フード系(Pu使用フード系)			排気装置	管理区域給排気系統を図9-1-2に示す。 フード系、実験室7・排気室1系及び実験室1・実験室6・物品保管室・廊下系の3系統からなる。 排風機：4基 排風機No.(管理区域用) 公称能力 基数 フード系(Pu使用フード系)			

変 更 前		変 更 後		変更理由
	EF-1 約 <u>10 500m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 EF-2(予備) 約 <u>10 500m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 実験室 7・ <u>排気室系</u> EF-5 約 <u>4 000m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系 EF-6 約 <u>20 100m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 (記載なし)		EF-1 約 <u>10 500 m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 EF-2(予備) 約 <u>10 500 m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 実験室 7・ <u>排気室 1 系</u> EF-5 約 <u>4 000 m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系 EF-6 約 <u>20 100 m<sup>3</sup>/h</u> 1 基 標識：添付書類 1 の「[22] 廃棄施設」に示すとおり、 <u>標識を設ける。</u>	・記載の適正化（表現の見直し、法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない）を図るため。
送風機及び排風機インタロック	<u>建屋</u> 内の負圧を保つためのもので、排気風量より給気風量が <u>上廻らない</u> ようにする。	送風機及び排風機インタロック	<u>建家</u> 内の負圧を保つためのもので、排気風量より給気風量が <u>上回らない</u> ようにする。	
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：2 段（フード系） 1 段（実験室 7・ <u>排気室系 1</u> 、 実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系） 捕集効率： <u>0.15 μm</u> 径の粒子に対して <u>99.97%</u> 以上（単体として） 管理区域内の空気は、プレフィルタ及び高性能フィルタを経て排気筒から排出する。	排気フィルタ	高性能エアフィルタ：2 段（フード系） 1 段（実験室 7・ <u>排気室 1 系</u> 、 実験室 1・実験室 6・物品保管室・廊下系） 捕集効率： <u>0.15 μm</u> 径の粒子に対して <u>99.97 %</u> 以上（単体として） 管理区域内の空気は、プレフィルタ及び高性能フィルタを経て排気筒から排出する。	
安全設備 アナンシェータ 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	安全設備 アナンシェータ 非常用発電装置	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	放射線管理設備 排気モニタ その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり 「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり	
9-2 液体廃棄施設 B 棟から発生した液体廃棄物のうち、除染室等で発生した液体廃棄物は、B 棟第二排水受槽に運搬する。また、各フードで発生するプルトニウム廃液については、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。 B 棟第二排水受槽に貯留した液体廃棄物は、放射性物質濃度が、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。 なお、運搬する液体廃棄物は所定の容器等に入れ、運搬までの間、受皿等の <u>漏えい対策</u> を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。	(省略)	9-2 液体廃棄施設 B 棟から発生した液体廃棄物のうち、除染室等で発生した液体廃棄物は、B 棟第二排水受槽に運搬する。また、各フードで発生するプルトニウム廃液については、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。 B 棟第二排水受槽に貯留した液体廃棄物は、放射性物質濃度が、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、新川へ放出する。 なお、運搬する液体廃棄物は所定の容器等に入れ、運搬までの間、受皿等の <u>漏えい防</u> <u>止対策</u> を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた所定の場所に置く。	(変更なし)	・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。

変 更 前				変 更 後				変更理由
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	液体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
B棟第一排水受槽	外装：鉄筋コンクリート造り 受槽：SUS製	約 17	<u>(記載なし)</u>	B棟第一排水受槽	外装：鉄筋コンクリート造り 受槽：SUS製	約 17	<b>標識：人がみだりに立ち入らないようにするため、添付書類1の「[22]廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>	
B棟第二排水受槽	鉄筋コンクリート造り、防水モルタル仕上げ	約 30		B棟第二排水受槽	鉄筋コンクリート造り、防水モルタル仕上げ	約 30		
廃棄物保管室 1	鉄筋コンクリート耐火構造	約 20		廃棄物保管室 1	鉄筋コンクリート耐火構造	約 20		
9-2-3 液体廃棄施設の設備			(省略)	9-2-3 液体廃棄施設の設備			(変更なし)	
9-2-4 液体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備			(省略)	9-2-4 液体廃棄施設のうち使用を終了し、維持管理中の設備			(変更なし)	
9-3 固体廃棄施設				9-3 固体廃棄施設				
9-3-1 固体廃棄施設の位置			(省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置			(変更なし)	

・記載の適正化  
(法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない)を  
図るため。

変 更 前				変 更 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
B棟 (容器に封入する前、及び容器に封入した固体廃棄物を保管する場所)				B棟 (容器に封入する前、及び容器に封入した固体廃棄物を保管する場所)				・記載の適正化(表現の見直し、法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない)を図るため。  ・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。
実験室3 実験室4 実験室6 実験室7 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	実験室3、実験室4、実験室6、実験室7、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2と合わせて、350本(200リットルドラム缶換算)保管できる。(ウラン系固体廃棄物150本 <sup>(注1)</sup> 、プルトニウム系固体廃棄物200本 <sup>(注2)</sup> 、コンテナの収納量はドラム缶4本として、Fサイズコンテナの収納量はドラム缶1.5本分として換算する。)	実験室3 実験室4 実験室6 実験室7 廃棄物保管室1 廃棄物保管室2	「7-2 使用施設の構造」と同じ	「7-2 使用施設の構造」と同じ	実験室3、実験室4、実験室6、実験室7、廃棄物保管室1、廃棄物保管室2と合わせて、350本(200Lドラム缶換算)保管できる。(ウラン系固体廃棄物150本 <sup>(注1)</sup> 、プルトニウム系固体廃棄物200本 <sup>(注2)</sup> 、コンテナの収納量はドラム缶4本として、Fサイズコンテナの収納量はドラム缶1.5本分として換算する。)	
(注1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45,600本の内数 (注2) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の保管能力36,000本の内数				(注1) ウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の保管能力45,600本の内数 (注2) 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の保管能力36,000本の内数				
9-3-3 固体廃棄施設の設備				9-3-3 固体廃棄施設の設備				
固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様		固体廃棄設備の名称	個 数	仕 様		
フード (実験室4)	1 台	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <b>0.5m/s</b> 以上(1/3開口状態) 最大取扱量： <b>16mg</b> (Pu)		フード (実験室4)	1 基	図9-3-1に配置を示す。 耐震設計：水平震度0.24 材 質：外箱 亜鉛メッキ銅板、内部 ステンレス鋼 アクリル樹脂 風 速： <b>0.5 m/s</b> 以上(1/3開口状態) 最大取扱量： <b>16 mg</b> (Pu)		
安全設備 アナシエータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		安全設備 アナシエータ (居室)	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		
非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		非常用発電装置	2 基	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		
放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		放射線管理設備 排気モニタ	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		
その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		その他	1 式	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり		



変更前	変更後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機(安)101(平成27年1月19日付け26原機(安)106をもって修正)及び平成28年3月31日付け27原機(安)061(平成28年5月31日付け28原機(安)012をもって修正)をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に<b>5 mSv</b>を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について</p> <p>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機(安)101(平成27年1月19日付け26原機(安)106をもって修正)及び平成28年3月31日付け27原機(安)061(平成28年5月31日付け28原機(安)012をもって修正)をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に<b>5 mSv</b>を超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</p> <p>[1] 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
<p>吸入による内部被ばくを防止するため、非密封状態のプルトニウムの取扱いはフードで行う。<b>16mgPu/室</b>を制限値とし、プルトニウムの取扱い時はフード内への<b>空気流</b>を確保し、プルトニウムが作業環境へ漏れないようにする。フードは申請書本文中に述べたように、排風機の連続運転により開口部が1/3開口状態で<b>風速 0.5m/s</b>以上に<b>保つだけ</b>の排気量を確保し、汚染がフード外に及ぶことを防止している。</p> <p>現在までの操作経験からすると、平常作業環境における空気中のプルトニウム濃度は<math>1.0 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3</math>以下であり、ほとんどが不検出(バックグラウンド以下)である。また、作業環境の表面密度は、<math>4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^2</math>以下におさえ<b>異常汚染が出た</b>場合は直ちにその原因を除去し、可能な限り除染を行うことによって作業環境を常に清浄に保っているため、定常の内部被ばく管理によってプルトニウムの体内摂取が検出されたことはない。今後の操作に関しても作業汚染の汚染管理を従来どおり行うことによって、内部被ばくをほとんど無視できる程度におさえる。</p> <p>なお、核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物の取扱いに伴って発生する不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>フード系の排風機には予備機が備えられ、運転中の万一の故障でファンが停止した場合、又は吐出側の静圧がなくなったとき〔静圧<b>300Pa(30mmH<sub>2</sub>O)</b>以下〕など、リミットスイッチが作動し、自動的に予備機が起動し規定の風速が維持される。</p> <p>作業者の内部被ばくは、作業内容により年1回以上、尿中プルトニウムのバイオアッセイにより測定する。</p> <p>B棟の貯蔵施設である貯蔵室において、固体又は液体の核燃料物質は多重に梱包して核燃料物質貯蔵箱内に貯蔵する。液体の核燃料物質は、液体が漏れ又はこぼれにくいステンレス鋼等</p>	<p>吸入による内部被ばくを防止するため、非密封状態のプルトニウムの取扱いはフードで行う。<b>16 mgPu/室</b>を制限値とし、プルトニウムの取扱い時はフード内への<b>空気の流れ</b>を確保し、プルトニウムが作業環境へ漏れないようにする。フードは申請書本文中に述べたように、排風機の連続運転により開口部が1/3開口状態で、<b>風速が0.5 m/s以上になるよう</b>排気量を確保し、汚染がフード外に及ぶことを防止している。</p> <p>現在までの操作経験からすると、平常作業環境における空気中のプルトニウム濃度は<math>1.0 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3</math>以下であり、ほとんどが不検出(バックグラウンド以下)である。また、作業環境の表面密度は、<math>4 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^2</math>以下におさえ、<b>汚染が検出された</b>場合は直ちにその原因を除去し、可能な限り除染を行うことによって作業環境を常に清浄に保っているため、定常の内部被ばく管理によってプルトニウムの体内摂取が検出されたことはない。今後の操作に関しても作業汚染の汚染管理を従来どおり行うことによって、内部被ばくをほとんど無視できる程度におさえる。</p> <p>なお、核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物の取扱いに伴って発生する不要となった物の管理は、保安規定等に定めた方法で行う。</p> <p>フード系の排風機には予備機が備えられ、運転中の万一の故障でファンが停止した場合、又は吐出側の静圧がなくなったとき〔静圧<b>300 Pa(30 mmH<sub>2</sub>O)</b>以下〕など、リミットスイッチが作動し、自動的に予備機が起動し規定の風速が維持される。</p> <p>作業者の内部被ばくは、作業内容により年1回以上、尿中プルトニウムのバイオアッセイにより測定する。</p> <p>B棟の貯蔵施設である貯蔵室において、固体又は液体の核燃料物質は多重に梱包して核燃料物質貯蔵箱内に貯蔵する。液体の核燃料物質は、液体が漏れ又はこぼれにくいステンレス鋼等</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>の金属容器に収納するとともに、内圧上昇等の異常の有無を定期的に点検する。また、貯蔵物のうちプルトニウムを含むものは、PVCバッグ方式により二重に密封して、外部からの衝撃による飛散又は<u>漏えいの防止</u>のため、鋼製のプルトニウム保管用容器に収納する。</p> <p>[2] 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>の金属容器に収納するとともに、内圧上昇等の異常の有無を定期的に点検する。また、貯蔵物のうちプルトニウムを含むものは、PVCバッグ方式により二重に密封して、外部からの衝撃による飛散又は<u>漏えい防止</u>のため、鋼製のプルトニウム保管用容器に収納する。</p> <p>[2] 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
<p>1. ウランによる外部被ばく対策</p> <p>ウラン取扱いに伴う外部被ばくは、主に<sup>235</sup>Uからのγ線(186 keV)と<sup>238</sup>Uの<u>娘核種</u>である<sup>234</sup>Thからの特性X線が考えられる。また、再処理回収UO<sub>3</sub>を使用したときはUO<sub>3</sub>中の残存核分裂生成物(FP)、あるいは、残存プルトニウムからのγ線が考えられるが、このUO<sub>3</sub>を分析したところFPについては検出されずプルトニウムについては約<b>1 ppb</b>程度であった。</p> <p>このことから、再処理回収UO<sub>3</sub>中のFP及びプルトニウムからの外部被ばくによる線量は、<sup>235</sup>Uあるいは<sup>234</sup>Thからのγ線、特性X線による線量に比べて無視できるものである。</p> <p>B棟において取り扱われるウランの組成は、劣化ウラン<u>から濃縮ウランまで</u>様々である。今後考えられる種類、<u>量</u>のうち外部被ばくによる線量の推定値が最も高くなるのは、濃縮度が数パーセントで取扱量が<b>10g</b>の場合である。</p> <p>このことから、濃縮度約<b>1.1パーセント</b>、ウラン量約<b>200g</b>の再処理回収UO<sub>3</sub>について、線量率を実測したところ表面の線量率：<b>4.6 μSv/h</b>、<b>50cm</b>離れた線量率：<b>0.3 μSv/h</b>であった。</p> <p>この結果<u>から</u>ウラン量<b>10g</b>の場合の線量率はより低くなるがここでは0.3 μSv/hと仮定する。作業時間を週30時間、1年を48週とすると、推定線量は約<b>0.43 mSv/年</b>となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>2. プルトニウムによる外部被ばく対策</p> <p>プルトニウム取扱いに伴う外部被ばくによる線量は、取り扱うプルトニウムの量や作業内容のほか、プルトニウムの同位体元素の割合などによっても異なる。B棟においては分析業務の目的から、取り扱われるプルトニウムの組成は様々である。</p> <p>これまで、B棟において取り扱ったプルトニウムのうち、線量率が<b>高かったものは約4.6 g</b>のプルトニウムを含有する約30gのMOX粉末試料で、表面から60cmでの線量率はγ線</p>	<p>1. ウランによる外部被ばく対策</p> <p>ウラン<u>の</u>取扱いに伴う外部被ばくは、主に<sup>235</sup>Uからのγ線(186 keV)と<sup>238</sup>Uの<u>子孫核種</u>である<sup>234</sup>Thからの特性X線が考えられる。また、再処理回収UO<sub>3</sub>を使用したときはUO<sub>3</sub>中の残存核分裂生成物FP、あるいは、残存プルトニウムからのγ線が考えられるが、このUO<sub>3</sub>を分析したところFPについては検出されずプルトニウムについては約<b>1 ppb</b>程度であった。</p> <p>このことから、再処理回収UO<sub>3</sub>中のFP及びプルトニウムからの外部被ばくによる線量は、<sup>235</sup>Uあるいは<sup>234</sup>Thからのγ線、特性X線による線量に比べて無視できるものである。</p> <p>B棟において取り扱われるウランの組成は、劣化ウラン<u>や濃縮ウランなど</u>様々である。今後考えられる種類、<u>数量</u>のうち外部被ばくによる線量の推定値が最も高くなるのは、濃縮度が数パーセントで取扱量が<b>10g</b>の場合である。</p> <p>このことから、濃縮度約<b>1.1%</b>、ウラン量約<b>200g</b>の再処理回収UO<sub>3</sub>について、線量率を実測したところ表面の線量率は<b>4.6 μSv/h</b>、<b>50cm</b>離れた線量率は<b>0.3 μSv/h</b>であった。</p> <p>この結果<u>から</u>、ウラン量<b>10g</b>の場合の線量率はより低くなるがここでは0.3 μSv/hと仮定する。作業時間を週30時間、1年を48週とすると、推定線量は約<b>0.43 mSv/年</b>となり、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定められた実効線量限度を超えることはない。</p> <p>2. プルトニウムによる外部被ばく対策</p> <p>プルトニウム<u>の</u>取扱いに伴う外部被ばくによる線量は、取り扱うプルトニウムの量や作業内容のほか、プルトニウムの同位体元素の割合などによっても異なる。B棟においては分析業務の目的から、取り扱われるプルトニウムの組成は様々である。</p> <p>これまでB棟において取り扱ったプルトニウムのうち、線量率が<b>最も高かったものは、約4.6 g</b>のプルトニウムを含有する約30gのMOX粉末試料で、表面から60cmでの線量</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>72<math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <math>8.0 \times 10^{-2} \mu\text{Sv/h}</math> であった。 この結果からプルトニウム量 16 mg の試料を 30 cm の距離において取り扱う場合の線量率は上記の 1/50 と見なして <u>1.5<math>\mu</math>Sv/h</u> と仮定する。作業時間を週 30 時間、1 年を 48 週とすると、推定線量は約 2.2 mSv/年となり、線量告示に定められた実効線量限度を超えることはない。 手部の皮膚の等価線量は実効線量の 5 倍程度であり、線量告示に定められた等価線量限度に比べ十分低い。</p> <p>3. 廃棄物による外部被ばく対策 廃棄施設において取り扱う廃棄物の平均表面線量率は、これまでの実績から <math>\gamma</math> 線 <u>1.23<math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <u>1.0<math>\mu</math>Sv/h</u> である。従事者がドラム缶から <u>10cm</u> の距離で作業とした場合、その位置の線量率は距離の逆二乗から <u>0.67<math>\mu</math>Sv/h</u> となる (線源はドラム缶中心にあり、ドラム缶表面まで <u>28cm</u>、従事者まで <u>38cm</u> として算出)。従事者が年間 24 日、1 日に 5 時間廃棄物取扱い作業を行った場合、<u>0.08mSv/年</u> となり、線量告示で定められた放射線業務従事者の線量限度を超えることはない。</p> <p>4. 作業者の外部被ばくのモニタリング 作業者の外部被ばくは、<u>実効線量について TLD バッジにより、等価線量 (手部の皮膚) について指リング線量計によって 3 か月ごとに</u> 定期的に測定する。その他、作業内容等に応じ適宜 <u>TLD バッジ等</u> を使用し外部被ばくを測定する。 内部被ばくについては、作業内容により年 1 回以上尿中プルトニウムのバイオアッセイを行う。</p> <p>5. 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 核燃料物質の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、<u>又は、空气中で散乱されて施設周辺に到達して</u>くる直接線及びスカイシャイン線について評価する。 線源は、本施設内の核燃料物質貯蔵箱の核燃料物質とし、<u>線源量</u>は、最大収納量を考慮してプルトニウムが <u>10g</u> あると仮定する。また、線源強度及び線源スペクトルは ORIGIN コード<sup>1)</sup>により求める。 なお、評価に当たっては、貯蔵箱 (鉄、約 <u>0.3cm</u> 厚) による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード (ANISN、ライブラリ PSL40<sup>2)</sup>) を用いて直接線及びスカイシャイン線による線量を求め、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup> に示されている換算係数を用いる。 以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記され</p>	<p>率は <math>\gamma</math> 線 <u>72<math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <math>8.0 \times 10^{-2} \mu\text{Sv/h}</math> であった。 この結果から、<u>プルトニウム量 16 mg の試料を 30 cm の距離において取り扱う場合の線量率は上記の 1/50 と見なして 1.5<math>\mu</math>Sv/h</u> と仮定する。作業時間を週 30 時間、1 年を 48 週とすると、推定線量は約 2.2 mSv/年となり、線量告示に定められた実効線量限度を超えることはない。 手部の皮膚の等価線量は実効線量の 5 倍程度であり、線量告示に定められた等価線量限度に比べ十分低い。</p> <p>3. 廃棄物による外部被ばく対策 廃棄施設において取り扱う廃棄物の平均表面線量率は、これまでの実績から <math>\gamma</math> 線 <u>1.23<math>\mu</math>Sv/h</u>、中性子線 <u>1.0<math>\mu</math>Sv/h</u> である。従事者がドラム缶から <u>10 cm</u> の距離で作業とした場合、その位置の線量率は距離の逆二乗から <u>0.67<math>\mu</math>Sv/h</u> となる (線源はドラム缶中心にあり、ドラム缶表面まで <u>28 cm</u>、従事者まで <u>38 cm</u> として算出)。従事者が年間 24 日、1 日に 5 時間廃棄物取扱い作業を行った場合、<u>0.08 mSv/年</u> となり、線量告示で定められた放射線業務従事者の線量限度を超えることはない。</p> <p>4. 作業者の外部被ばくのモニタリング 作業者の外部被ばくの <u>実効線量及び等価線量については、個人線量計により</u> 定期的に測定する。その他、作業内容に応じ、<u>適宜個人線量計</u> を使用し外部被ばくを測定する。 内部被ばくについては、作業内容により年 1 回以上尿中プルトニウムのバイオアッセイを行う。</p> <p>5. 直接線及びスカイシャイン線による環境線量評価 核燃料物質の貯蔵等からの放射線による一般公衆の被ばくは、施設に内蔵されている放射性物質が放出する放射線が直接的に、<u>又は空气中で散乱し、施設周辺に到達して</u>くる直接線及びスカイシャイン線について評価する。 線源は、本施設内の核燃料物質貯蔵箱の核燃料物質とし、<u>核燃料物質の量</u>は、最大収納量を考慮してプルトニウムが <u>10 g</u> あると仮定する。また、線源強度及び線源スペクトルは ORIGIN コード<sup>1)</sup>により求める。 なお、評価に当たっては、貯蔵箱 (鉄、約 <u>0.3 cm</u> 厚) による放射線の低減効果を考慮する。 線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード (ANISN、ライブラリ PSL40<sup>2)</sup>) を用いて直接線及びスカイシャイン線による線量を求め、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup> に示されている換算係数を用いる。 以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記され</p>	<p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し) を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>た環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 2 に示すとおりである。</p> <p>6. 固体廃棄物による管理区域境界の線量</p> <p>固体廃棄施設において、最も評価上厳しい条件は、最大存在量であるプルトニウム <b>10g</b> をドラム缶 1 本に収納し、管理区域境界に最も接近している位置に設置した場合である。管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置を図 2.1 に示す。固体廃棄施設のうち、B-11 及び B-17 室については、管理区域境界に窓が無い場合、普通コンクリート <b>18cm</b> による遮蔽を期待できる。B-12、B-13、B-15 及び B-16 室については、管理区域境界に窓があるため、評価上は廃棄物の表面線量率が管理区域境界の線量率となる。後述するとおり、最も厳しい条件においてもドラム缶表面に <b>2mm</b> 厚の鉛板を設置することで遮蔽が可能であり、窓ガラスが管理区域境界となっている固体廃棄施設においては、窓ガラス内側表面での線量率が <b>2.6 μSv/h</b> 以下となるよう、必要に応じて遮蔽体（鉛 <b>2mm</b> 厚相当）を設置する。</p> <p>これにより、<b>500h/3 月</b> で評価した場合、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <b>1.3mSv/3 月</b> を超えることはない。</p> <p>プルトニウム <b>10g</b> をドラム缶 1 本に収納した場合の線量率は次のように評価した。プルトニウムの同位体組成比を表 2.1 のとおりとし、70 年崩壊後のプルトニウム <b>1g</b> からの中性子線及び <b>ガンマ線</b> のスペクトルを表 2.2 に示す。線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード ANISN を用い、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup> に示されている換算係数を用いる。計算モデルは、ドラム缶と同体積の球を線源とし、図 2.2 及び図 2.3 に示すとおりである。ドラム缶内にプルトニウムは均一に存在するとし、ドラム缶内は廃棄物で充填されているが、評価上は遮蔽条件が厳しくなるように空気を充填する。遮蔽として考慮するドラム缶（鉄 <b>0.12cm</b>）及び普通コンクリートの密度を表 2.3 に示す。</p> <p>これらの条件を用いて、管理区域境界及び鉛遮蔽体表面の線量率を評価した結果は、それぞれ <b>1.2 μSv/h</b> 及び <b>2.4 μSv/h</b> であり、<b>500h/3 月</b> で評価した場合、それぞれ <b>0.6mSv/3 月</b> 及び <b>1.2mSv/3 月</b> となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <b>1.3mSv/3 月</b> を下回る。</p>	<p>た環境線量評価方法によって求めた本施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 2 に示すとおりである。</p> <p>6. 固体廃棄物による管理区域境界の線量</p> <p>固体廃棄施設において、最も評価上厳しい条件は、最大存在量であるプルトニウム <b>10 g</b> をドラム缶 1 本に収納し、管理区域境界に最も接近している位置に設置した場合である。管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置を図 2.1 に示す。固体廃棄施設のうち、B-11 及び B-17 室については、管理区域境界に窓が無い場合、普通コンクリート <b>18 cm</b> による遮蔽を期待できる。B-12、B-13、B-15 及び B-16 室については、管理区域境界に窓があるため、評価上は廃棄物の表面線量率が管理区域境界の線量率となる。後述するとおり、最も厳しい条件においてもドラム缶表面に <b>2 mm</b> 厚の鉛板を設置することで遮蔽が可能であり、窓ガラスが管理区域境界となっている固体廃棄施設においては、窓ガラス内側表面での線量率が <b>2.6 μSv/h</b> 以下となるよう、必要に応じて遮蔽体（鉛 <b>2 mm</b> 厚相当）を設置する。</p> <p>これにより、<b>500 h/3 月</b> で評価した場合、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <b>1.3 mSv/3 月</b> を超えることはない。</p> <p>プルトニウム <b>10 g</b> をドラム缶 1 本に収納した場合の線量率は次のように評価した。プルトニウムの同位体組成比を表 2.1 のとおりとし、70 年崩壊後のプルトニウム <b>1 g</b> からの中性子線及び <b>γ 線</b> のスペクトルを表 2.2 に示す。線量の計算に当たっては、一次元輸送計算コード ANISN を用い、実効線量の換算には、ICRP Pub 74<sup>3)</sup> に示されている換算係数を用いる。計算モデルは、ドラム缶と同体積の球を線源とし、図 2.2 及び図 2.3 に示すとおりである。ドラム缶内にプルトニウムは均一に存在するとし、ドラム缶内は廃棄物で充填されているが、評価上は遮蔽条件が厳しくなるように空気を充填する。遮蔽として考慮するドラム缶（鉄 <b>0.12 cm</b>）及び普通コンクリートの密度を表 2.3 に示す。</p> <p>これらの条件を用いて、管理区域境界及び鉛遮蔽体表面の線量率を評価した結果は、それぞれ <b>1.2 μSv/h</b> 及び <b>2.4 μSv/h</b> であり、<b>500 h/3 月</b> で評価した場合、それぞれ <b>0.6 mSv/3 月</b> 及び <b>1.2 mSv/3 月</b> となり、線量告示に基づく管理区域の設定基準である <b>1.3 mSv/3 月</b> を下回る。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>[3] 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>1. 火災事故対策                  建家は、鉄筋コンクリート構造である。内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属性又は塩化ビニール製で、不燃又は難燃性である。また、電熱器の使用も<b>最低限に制限し</b>、指定された場所でのみ使用可能な許可制をとる。したがって、施設内で火災発生の可能性は、極めて少ないと考えられる。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。                  本施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、金属製の容器等に収納する等防火対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に置く。</p> <p>2. 爆発事故対策                  B棟内で爆発事故の可能性があるのは可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。作業上、小型電熱器を使用する場合もあるが、フード内で使用する可燃性有機溶媒は、安全作業基準で定める使用制限量以内で取り扱われるうえ、核燃料物質取扱い時はフード内は換気が行われているので爆発、引火は防止できる。</p> <p>[4] <b>立ち入り</b>の防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は</p>	<p>[3] 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（<b>次項において</b>「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>1. 火災事故対策                  建家は、鉄筋コンクリート構造である。内部の諸設備は給排気系、配管、配線その他を含め金属性又は塩化ビニール製で、不燃又は難燃性である。また、電熱器の使用も<b>必要最小限とし</b>、指定された場所でのみ使用可能な許可制をとる。したがって、施設内で火災発生の可能性は、極めて少ないと考えられる。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。                  本施設内で発生する固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、金属製の容器等に収納する等防火対策を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた固体廃棄施設に置く。</p> <p>2. 爆発事故対策                  B棟内で爆発事故の可能性があるのは可燃性有機溶媒を使用する作業に限られる。作業上、小型電熱器を使用する場合もあるが、フード内で使用する可燃性有機溶媒は、安全作業基準で定める使用制限量以内で取り扱われるうえ、核燃料物質の取扱い時<b>においては、</b>フード内は換気が行われている<b>ため、</b>爆発・引火は防止できる。</p> <p>[4] <b>立入り</b>の防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが 明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが 明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (省略)</p>	<p>[5] 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第六条 使用施設等（<b>施設検査対象施設</b>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条 使用施設等（<b>使用前検査対象施設</b>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p>	<p>[6] 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第七条 <b>施設検査対象施設</b>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 <b>施設検査対象施設</b>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第七条 <b>使用前検査対象施設</b>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。 2 <b>使用前検査対象施設</b>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[7] <b>施設検査対象施設</b>の地盤</p>	<p>[7] <b>使用前検査対象施設</b>の地盤</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
<p>第八条 <b>施設検査対象施設</b>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<b>施設</b>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<b>当該施設検査対象施設</b>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>第八条 <b>使用前検査対象施設</b>は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する<b>使用前検査対象施設</b>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（<u>以下この条及び次条において</u>「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても<b>当該使用前検査対象施設</b>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <b>650m</b>、海拔約 <b>8.5m</b> のところにある。周辺の河川、海岸から十分に離れており、また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建屋は</b>、安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p>	<p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <b>650 m</b>、海拔約 <b>8.5 m</b> のところにある。周辺の河川、海岸から十分に離れており、また、敷地は平坦で排水性が良く、<b>建家は</b>安定した地層に支持されているため、地すべり・陥没等のおそれはない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>[8] 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <b>施設検査対象施設</b>は、地震力に十分に耐えることができなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<b>施設検査対象施設</b>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>[8] 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <b>使用前検査対象施設</b>は、地震力に十分に耐えることができなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<b>使用前検査対象施設</b>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[9] 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <b>施設検査対象施設</b>は、その供用中に<b>当該施設検査対象施設</b>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>[9] 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その供用中に<b>当該使用前検査対象施設</b>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <b>650m</b>、海拔約 <b>8.5m</b> のところにあるため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p>	<p>本施設は、核燃料サイクル工学研究所敷地内の中央部に位置し、海岸から約 <b>650 m</b>、海拔約 <b>8.5 m</b> のところにあるため、河川の氾濫による洪水、津波・高潮による被害を受けるおそれはない。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
<p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <b>施設検査対象施設</b>は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <b>施設検査対象施設</b>は、<b>工場若しくは事業所</b>(以下「工場等」という。)内又はその周辺において想定される<b>当該施設検査対象施設</b>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[10] 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <b>使用前検査対象施設</b>は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <b>使用前検査対象施設</b>は、<b>工場等</b>内又はその周辺において想定される<b>当該使用前検査対象施設</b>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>B棟の<b>建屋</b>は、建築基準法に<u>従って</u>、台風時における最大風速 <b>60m/sec</b> に対しても十分耐えるように設計されている。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p>	<p>B棟の<b>建家</b>は、建築基準法に<u>したがって</u>、台風時における最大風速 <b>60 m/sec</b> に対しても十分耐えるように設計されている。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
<p>[11] <b>施設検査対象施設</b>への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[11] <b>使用前検査対象施設</b>への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>第十二条 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、<b>施設検査対象施設</b>への人の不法な侵入、<b>施設検査対象施設</b>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>第十二条 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、<b>使用前検査対象施設</b>への人の不法な侵入、<b>使用前検査対象施設</b>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律<b>第57条第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第3条の3</b>に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律<b>第56条の3第2項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の13</b>に基づき、人の不法な侵入等の防止に必要な防護措置を講ずる。施設の運転管理に用いる計算機等は、外部の通信網に接続しない。</p>	<p>・記載の適正化(法律改正に伴う条項番号の整合)を図るため。</p>
<p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	<p>第三者による核燃料物質への不法な接近等に対処するため、核燃料物質使用施設等核物質防護規定を定めている。</p>	
<p>[12] 溢水による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[12] 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十三条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十三条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p>	<p>[13] 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十四条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十四条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (省略)</p>	<p>[14] 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p>	
<p>第十五条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第十五条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>[15] 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>[16] 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[17] 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>[17] 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[18] <u>施設検査対象施設</u>の共用</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設の非常用電源は、高レベル放射性物質研究施設に設置された非常用電源設備を共用し供給されている。非常用発電装置は、高レベル放射性物質研究施設以外に、A棟、B棟、ウラン系廃棄物処理施設（焼却施設）、応用試験棟、第2応用試験棟、排水処理施設、工学試験棟及びモックアップ試験棟と共用しているが、これらの系統は専用の分電盤に接続し、漏電や過負荷の影響が上流側の設備に波及しない設計となっており、他施設の合計で <b>200 k V A</b>以下として、施設の安全性を損なわないように管理する。</p>	<p>[18] <u>使用前検査対象施設</u>の共用</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>本施設の非常用電源は、高レベル放射性物質研究施設に設置された非常用電源設備を共用し供給されている。非常用発電装置は、高レベル放射性物質研究施設以外に、A棟、B棟、ウラン系廃棄物処理施設（焼却施設）、応用試験棟、第2応用試験棟、排水処理施設、工学試験棟及びモックアップ試験棟と共用しているが、これらの系統は専用の分電盤に接続し、漏電や過負荷の影響が上流側の設備に波及しない設計となっており、他施設の合計で <b>200 kVA</b>以下として、施設の安全性を損なわないように管理する。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>[19] 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <b>施設検査対象施設</b>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起こり得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業者従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故の予防措置及び日常の管理を示す。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>施設における汚染の発生原因は、ほとんどがフード作業から起ると考えられるので、予防措置はフードの点検に力点をおき、日常の<b>核燃料</b>の取扱いについて下記のように配慮するほか、放射線管理担当者による作業環境の放射線モニタリングが行われる。</p> <p>(1)密封されていないプルトニウムを取り扱う作業は、すべてフード内で行う。密封されているが微量の表面汚染のおそれのあるプルトニウムもフード内で取り扱う。</p> <p>(2)フード作業に<b>あたっては</b>、十分な<b>始業点検</b>、作業中及び作業後の放射線サーベイを行って異常の<b>早期点検につとめる</b>。</p> <p>(3)プルトニウムの移送に<b>あたっては</b>、完全な包装を行い、表面汚染のないようにする。</p> <p>(4)フード内で多量の溶液を取り扱うときは、たとえ全液量がフードに漏えいしてもフード外に流出しないよう全液量の容量以上の受皿をフード内に設置する。</p> <p>[20] 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <b>施設検査対象施設</b>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>[19] 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <b>使用前検査対象施設</b>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p>本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起こり得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業者従事者に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故の予防措置及び日常の管理を示す。なお、本施設に安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>施設における汚染の発生原因は、ほとんどがフード作業から起ると考えられるので、予防措置はフードの点検に力点をおき、日常の<b>核燃料物質</b>の取扱いについて下記のように配慮するほか、放射線管理担当者による作業環境の放射線モニタリングが行われる。</p> <p>(1)密封されていないプルトニウムを取り扱う作業は、すべてフード内で行う。密封されているが微量の表面汚染のおそれのあるプルトニウムもフード内で取り扱う。</p> <p>(2)フード作業に<b>当たっては</b>、十分な<b>始業前点検</b>、作業中及び作業後の放射線サーベイを行って異常の<b>早期発見に努める</b>。</p> <p>(3)プルトニウムの移送に<b>当たっては</b>、完全な包装を行い、表面汚染のないようにする。</p> <p>(4)フード内で多量の溶液を取り扱うときは、たとえ全液量がフードに漏えいしてもフード外に流出しないよう全液量の容量以上の受皿をフード内に設置する。</p> <p>[20] 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <b>使用前検査対象施設</b>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>・ 記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p> <p>・ 記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・ 記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>[21] 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>本施設の貯蔵施設として<b>施錠管理を行っている貯蔵室があり</b>、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。<b>貯蔵室</b>の出入口には「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨の表示を行う。</p> <p>[22] 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</li> <li>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</li> </ul> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 外部と区画されたものであること。</li> <li>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</li> <li>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> </ul> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>[21] 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> <li>三 標識を設けるものであること。</li> </ul> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>本施設の貯蔵施設として、<b>貯蔵室（B-18）があり</b>、核燃料物質を貯蔵するために十分な容量を有している。 <b>核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、貯蔵室扉へ施錠の措置を講じる。また、出入口には、日本産業規格による放射能標識に「貯蔵室」及び「許可なくして立入りを禁ずる」旨を記載した標識の表示を行う。</b></p> <p>[22] 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</li> <li>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</li> </ul> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</li> <li>二 外部と区画されたものであること。</li> <li>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</li> <li>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</li> </ul> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し、法令要求事項の明確化、なお、本項目は、施設の現状について追記・変更したものであるため、設計変更等は行わない)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 気体廃棄物</p> <p>1.1 概 要</p> <p>本施設の排気のうちで、フード及び管理区域内を経て放出される排気は、気体廃棄物としてフィルタでろ過され、排気モニタで排気中の放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>この放出量は約 <u>21 700m<sup>3</sup>/h</u> である。</p> <p>1.2 高性能エアフィルタ</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、USAEC 保健物理グループによって開発された高性能ユニットないしその同等品であって、<u>0.15 μ m</u> 径の粒子に対して <u>99.97 %</u> 以上の捕集効率が保証されている。ろ材はグラスウール <u>または</u> グラスウールアスベスト混合、外箱は不燃処理をした木材で耐湿性、耐火性の構造になっており、両端にはダクトへの接続を容易にするため、金属性の接続管が設けられている。使用済のフィルタは汚染したものとみなされるので、交換する際には接続部を <u>ビニール</u> 袋で密封した状態を保ったまま、使用済フィルタ及びダクト内面を室内の空気にさらすことなく作業することができる。</p> <p>1.3 管理区域内の排気の処理</p> <p>平常の作業状態において室内の空気が汚染することはないが、万一、フードから放射性物質が管理区域の室内に散逸しても施設外に <u>もれない</u> ように、管理区域内を外気より負圧に保っている。この負圧の状態は、汚染の可能性の大きい区域の順に負圧を高くして空気の逆送による汚染の拡大を防いでいる。排風機に <u>装置</u> された高性能エアフィルタの目づまりによる排风量不足に対応するため、フィルタの前後に差圧計が備えられており、この差圧が一定値を超えるとフィルタを交換する <u>ので</u> 規定排気量は維持される。また、排風機の異常は排気警報系により自動的に報知される。負圧の制御は <u>20Pa(2mmH<sub>2</sub>O)</u> から <u>50Pa (5mmH<sub>2</sub>O)</u> までの4段階である。これら室内の排気は高性能エアフィルタでろ過し、排気モニタで排気中放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>1.4 排気のモニタリング (省略)</p> <p>1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 <sup>4)</sup> を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、年間で <u>0.8g</u> のプルトニウムを取り扱うものと仮定する。</p>	<p>1. 気体廃棄物</p> <p>1.1 概 要</p> <p>本施設の排気のうちで、フード及び管理区域内を経て放出される排気は、気体廃棄物としてフィルタでろ過され、排気モニタで排気中の放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>この放出量は約 <u>21 700 m<sup>3</sup>/h</u> である。</p> <p>1.2 高性能エアフィルタ</p> <p>本施設で使用する高性能エアフィルタは、USAEC 保健物理グループによって開発された高性能ユニットないしその同等品であって、<u>0.15 μ m</u> 径の粒子に対して <u>99.97 %</u> 以上の捕集効率が保証されている。ろ材はグラスウール <u>又は</u> グラスウールアスベスト混合、外箱は不燃処理をした木材で耐湿性、耐火性の構造になっており、両端にはダクトへの接続を容易にするため、金属性の接続管が設けられている。使用済のフィルタは汚染したものとみなされるので、交換する際には接続部を <u>ビニール</u> 袋で密封した状態を保ったまま、使用済フィルタ及びダクト内面を室内の空気にさらすことなく作業することができる。</p> <p>1.3 管理区域内の排気の処理</p> <p>平常の作業状態において室内の空気が汚染することはないが、万一、フードから放射性物質が管理区域の室内に散逸しても施設外に <u>漏れない</u> ように、管理区域内を外気より負圧に保っている。この負圧の状態は、汚染の可能性の大きい区域の順に負圧を高くして空気の逆送による汚染の拡大を防いでいる。排風機に <u>設置</u> された高性能エアフィルタの目づまりによる排风量不足に対応するため、フィルタの前後に差圧計が備えられており、この差圧が一定値を超えるとフィルタを交換する <u>ため</u> 規定排気量は維持される。また、排風機の異常は排気警報系により自動的に報知される。負圧の制御は <u>20 Pa(2 mmH<sub>2</sub>O)</u> から <u>50 Pa (5 mmH<sub>2</sub>O)</u> までの4段階である。これら室内の排気は高性能エアフィルタでろ過し、排気モニタで排気中放射性物質濃度を監視しながら大気中に放出される。</p> <p>1.4 排気のモニタリング (変更なし)</p> <p>1.5 気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価</p> <p>気体廃棄物の放出に伴う環境線量評価には、放射性物質の放出量と大気拡散による希釈効果を考慮した評価地点での濃度を用いる。大気拡散の評価方法は、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針 <sup>4)</sup> を参考にする。</p> <p>なお、評価に使用する気象データは、核燃料サイクル工学研究所の気象観測資料から整理したものを用いる。</p> <p>放出量の算出に当たっては、年間で <u>0.8 g</u> のプルトニウムを取り扱うものと仮定する。</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し、書式変更)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>排気風量を <b>21 700 m<sup>3</sup>/h</b> として、プルトニウムの排気系への移行率を <math>1 \times 10^{-4}</math>、高性能エアフィルタの捕集効率を 1 段目 <b>99.97%</b>、2 段目 <b>99%</b> として評価する。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 <b>100m<sup>2</sup></b> とする。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記載された環境線量評価方法によって求められた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 3 に示すとおりである。</p> <p>2. 液体廃棄物</p> <p>管理区域内の室内で使用する室内汚染液、手の洗浄液等、室内の排水は、約 <b>1 m<sup>3</sup>/年</b> 発生する。これらの排水はドラム缶又はポリエチレン容器等に入れ、B棟第二排水受槽 (<b>46m<sup>3</sup></b>) に運搬し、その放射性物質濃度を測定したうえ、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認し、新川へ放出する。濃度限度以上のときは、希釈し、濃度限度以下にしてから B棟第二排水受槽に運搬する。</p> <p>各フードで発生する約 <b>0.1 m<sup>3</sup>/年</b> のプルトニウム廃液については、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封した後、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬し処理又は保管する。なお、プルトニウム燃料第一開発室へ搬出するプルトニウム廃液は、放射性物質濃度が <b>0.6 Bq/cm<sup>3</sup></b> 以下とする。</p> <p>このほか濃度限度を超えるウラン廃液約 <b>0.1 m<sup>3</sup>/年</b> については化学処理した後、上澄液は濃度限度以下であることを <b>確かめ</b>、B棟第二排水受槽を経て新川へ放出する。</p> <p><b>これらの沈澱物は</b>、ビニル袋等に収納し <b>200ℓ</b> ドラム缶に封入の上、固体廃棄物として保管する。</p> <p>なお、運搬する<b>廃水</b>は、ドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、<b>運搬</b>までの間、受皿等の<b>漏えい対策</b>を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた廃棄物保管室 1 に置く。</p> <p>使用停止した埋設廃水配管については、閉止箇所の点検を行う。</p> <p>3. 固体廃棄物</p> <p>プルトニウム系の固体廃棄物（実験器具、合成樹脂、紙、ゴム手袋等）は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に収納し、これをカートンボックスに<b>収納又はビニルバッグ若しくは</b>ビニルシートで二重梱包する。<b>これらの</b>発生量は、放射性可燃廃棄物カートンボックス約 25 個/年、放射性難燃廃棄物カートンボックス約 20 個/年及び放射性不燃廃棄物カートンボックス約 30 個/年と大型放射性固体廃棄物（機器類）として、約 <b>0.1m<sup>3</sup>/年</b> が予想される。</p>	<p>排気風量を <b>21 700 m<sup>3</sup>/h</b> として、プルトニウムの排気系への移行率を <math>1 \times 10^{-4}</math>、高性能エアフィルタの捕集効率を 1 段目 <b>99.97%</b>、2 段目 <b>99%</b> として評価する。</p> <p>大気中の拡散は、正規型の拡散式を使用し、観測された気象データを統計処理して求められるパラメータ等を用いて算出する。評価対象とする濃度は、施設からの連続放出を仮定し、着目する地点を含む一方位内で均等化された地表付近の年間平均濃度である。</p> <p>なお、拡散評価に用いる本施設の建家の投影面積を約 <b>100 m<sup>2</sup></b> とする。</p> <p>以上の条件を基にして、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」に記載された環境線量評価方法によって求められた本施設からの大気中に放出される放射性物質の吸入摂取、経口摂取及び地表沈着による一般公衆の年間の実効線量への寄与は、核燃料サイクル工学研究所共通編「添付書類 1-①」の表 3 に示すとおりである。</p> <p>2. 液体廃棄物</p> <p>管理区域内の室内で使用する室内汚染液、手の洗浄液等、室内の排水は、約 <b>1 m<sup>3</sup>/年</b> 発生する。これらの排水はドラム缶又はポリエチレン容器等に入れ、B棟第二排水受槽 (<b>46 m<sup>3</sup></b>) に運搬し、その放射性物質濃度を測定したうえ、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認し、新川へ放出する。濃度限度以上のときは、希釈し、濃度限度以下にしてから B棟第二排水受槽に運搬する。</p> <p>各フードで発生する約 <b>0.1 m<sup>3</sup>/年</b> のプルトニウム廃液については、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封した後、プルトニウム燃料第一開発室又は高レベル放射性物質研究施設へ運搬し処理又は保管する。なお、プルトニウム燃料第一開発室へ搬出するプルトニウム廃液は、放射性物質濃度が <b>0.6 Bq/cm<sup>3</sup></b> 以下とする。</p> <p>このほか濃度限度を超えるウラン廃液約 <b>0.1 m<sup>3</sup>/年</b> については化学処理した後、上澄液は濃度限度以下であることを <b>確認した後</b>、B棟第二排水受槽を経て新川へ放出する。</p> <p><b>化学処理によって発生した沈澱物は</b>、ビニル袋等に収納し <b>200 L</b> ドラム缶に封入の上、固体廃棄物として保管する。</p> <p>なお、運搬する<b>廃液</b>は、ドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、<b>搬出</b>までの間、受皿等の<b>漏えい防止対策</b>を施し、区画等の放射線障害防止措置を講じた廃棄物保管室 1 に置く。</p> <p>使用停止した埋設廃水配管については、閉止箇所の点検を行う。</p> <p>3. 固体廃棄物</p> <p>プルトニウム系の固体廃棄物（実験器具、合成樹脂、紙、ゴム手袋等）は、ビニルバッグ若しくはビニル袋に<b>収納した後</b>、これをカートンボックス<b>又はビニルバッグに収納し</b>、ビニルシートで二重梱包する。<b>固体廃棄物</b>の発生量は、放射性可燃廃棄物カートンボックス約 25 個/年、放射性難燃廃棄物カートンボックス約 20 個/年及び放射性不燃廃棄物カートンボックス約 30 個/年と大型放射性固体廃棄物（機器類）として、約 <b>0.1 m<sup>3</sup>/年</b> が予想される。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>これら</u>の廃棄物は、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。なお、高レベル放射性物質研究施設へは低レベル固体廃棄物として運搬する。</p> <p>また、過去に実施した低放射性廃液を用いた試験（放射性廃棄物の処理、処分技術開発の一環として実施。再処理施設由来の低放射性廃液の年間予定使用量は <math>7.4 \times 10^8 \text{Bq}</math> (U: <u>0.1g</u>, Pu: <u>0.2mg</u>) であった。) により発生した <math>\beta\gamma</math> 系の固体廃棄物は、ドラム缶に封入し、低レベル固体廃棄物として高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>ウラン系固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物約 <u><math>1 \text{ m}^3</math>/年</u>、放射性難燃廃棄物約 <u><math>0.2 \text{ m}^3</math>/年</u>、放射性不燃廃棄物約 <u><math>0.3 \text{ m}^3</math>/年</u> であり、二重梱包（カートンボックスを含む）する。なお、二重梱包されたウラン系固体廃棄物は、廃棄物容器等（カートンボックスは除く）に封入し、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>運搬する固体廃棄物は、<u>運搬</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設（実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2）に置く。なお、固体廃棄物は金属製の容器等に収納する。施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、入替え、封入を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(記載なし)</u></p> <p>[23] 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p><u>上記</u>の廃棄物は、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設及び高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。なお、高レベル放射性物質研究施設へ<u>運搬する場合は</u>、低レベル固体廃棄物として運搬する。</p> <p>また、過去に実施した低放射性廃液を用いた試験（放射性廃棄物の処理、処分技術開発の一環として実施。再処理施設由来の低放射性廃液の年間予定使用量は <math>7.4 \times 10^8 \text{Bq}</math> (U: <u>0.1g</u>, Pu: <u>0.2mg</u>) であった。) により発生した <math>\beta\gamma</math> 系の固体廃棄物は、ドラム缶に封入し、低レベル固体廃棄物として高レベル放射性物質研究施設へ運搬する。</p> <p>ウラン系固体廃棄物の発生量は、放射性可燃廃棄物約 <u><math>1 \text{ m}^3</math>/年</u>、放射性難燃廃棄物約 <u><math>0.2 \text{ m}^3</math>/年</u>、放射性不燃廃棄物約 <u><math>0.3 \text{ m}^3</math>/年</u> であり、二重梱包（カートンボックスを含む）する。なお、二重梱包されたウラン系固体廃棄物は、廃棄物容器等（カートンボックスは除く）に封入し、ウラン廃棄物処理施設へ運搬する。</p> <p>運搬する固体廃棄物は、<u>搬出</u>までの間、区画等の放射線障害防止措置を講じた施設内の固体廃棄施設（実験室 3、実験室 4、実験室 6、実験室 7、廃棄物保管室 1、廃棄物保管室 2）に置く。なお、固体廃棄物は金属製の容器等に収納する。施設内の固体廃棄施設に置く廃棄物は、汚染の拡大防止措置を施したエリアにおいて、廃棄物の種類毎に分別、入替え、封入を行うことができる。</p> <p>4. 標識の設置</p> <p>4.1 廃棄施設の標識  <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立ち入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p>4.2 排気及び排水設備の標識  <u>排気及び排水設備には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」、「排水設備」並びに「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p> <p>[23] 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <b>施設検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<b>当該施設検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>1. 作業環境及び廃棄物のモニタリング (省略)</p> <p>2. 施設の周辺環境管理  <b>(1) 排気に対する周辺環境管理</b>                      本施設が設置される核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺では、<u>周辺環境の線量及び放射性物質を監視するため、定期的にモニタリングを行っている。</u></p> <p><b>(2) 事故時の周辺環境管理</b>                      事故により周辺環境に放射性物質が放出された場合には、<u>事故の規模に応じて直ちに定常管理地点その他の環境サーベイを実施する。</u></p> <p>[25] 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <b>施設検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<b>当該施設検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>[24] 監視設備</p> <p>第二十六条 <b>使用前検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<b>当該使用前検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>1. 作業環境及び廃棄物のモニタリング (変更なし)</p> <p>2. 施設の周辺環境管理                      本施設が設置される核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺で、<u>周辺環境の線量を監視するため定期的にモニタリングを行う。</u>  <u>モニタリングについては、保安規定等に定めた方法で行う。</u></p> <p>[25] 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <b>使用前検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<b>当該使用前検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(法令要求事項ではないため削除)を図るため。</p> <p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>[26] 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2. <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3. 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>警報装置は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」、「9-3-3 固体廃棄施設の設備」の警報設備等に示すとおり設けられており、事故の発生に係る連絡のためのアナンシエータが設けられている。事故時には、機構の定める事故対策規程等に基づき、事業所内に緊</p>	<p>[26] 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2. <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3. 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p> <p>警報装置は申請書本文の「7-3 使用施設の設備」、「8-3 貯蔵施設の設備」、「9-1-3 気体廃棄施設の設備」、「9-2-3 液体廃棄施設の設備」、「9-3-3 固体廃棄施設の設備」の警報設備等に示すとおり設けられており、事故の発生に係る連絡のためのアナンシエータが設けられている。事故時には、機構の定める事故対策規程等に基づき、事業所内に緊</p>	<p>・記載の適正化(法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由																								
<p>急時対策所が設けられ、事業所内一斉放送により、事故に係る情報、必要な指示等が伝えられる。また、緊急時対策所から専用回線により、外部関係先へ情報が発信される。</p> <p>参考文献 (省略)</p> <p>表 2.1 プルトニウムの同位体組成</p> <table border="1" data-bbox="353 545 853 751"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu-238</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>Pu-242</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*軽水炉燃料 (<b>4%</b> (％は重量百分率) 濃縮ウラン) で平均燃焼度 <u>28 000MWD/t</u> (比出力 <u>35MW/t</u>) にて燃焼後、180 日冷却したもの。</p> <p>表 2.2 中性子線及びガンマ線のスペクトル (省略)</p> <p>表 2.3 遮蔽材の密度 (省略)</p> <p>図 2.1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (省略)</p> <p>図 2.2 管理区域境界における線量率計算モデル (省略)</p> <p>図 2.3 ドラム缶に鉛遮蔽を設置した場合の線量率計算モデル (省略)</p>	核種	重量比(%)	Pu-238	1.2	Pu-239	65.6	Pu-240	22.3	Pu-241	8.8	Pu-242	2.1	<p>急時対策所が設けられ、事業所内一斉放送により、事故に係る情報、必要な指示等が伝えられる。また、緊急時対策所から専用回線により、外部関係先へ情報が発信される。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p> <p>表 2.1 プルトニウムの同位体組成</p> <table border="1" data-bbox="1305 545 1805 751"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu-238</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>Pu-240</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>Pu-241</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>Pu-242</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*軽水炉燃料 (<b>4%</b> (％は重量百分率) 濃縮ウラン) で平均燃焼度 <u>28 000 MWD/t</u> (比出力 <u>35 MW/t</u>) にて燃焼後、180 日冷却したもの。</p> <p>表 2.2 中性子線及びガンマ線のスペクトル (変更なし)</p> <p>表 2.3 遮蔽材の密度 (変更なし)</p> <p>図 2.1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置 (変更なし)</p> <p>図 2.2 管理区域境界における線量率計算モデル (変更なし)</p> <p>図 2.3 ドラム缶に鉛遮蔽を設置した場合の線量率計算モデル (変更なし)</p>	核種	重量比(%)	Pu-238	1.2	Pu-239	65.6	Pu-240	22.3	Pu-241	8.8	Pu-242	2.1	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>
核種	重量比(%)																									
Pu-238	1.2																									
Pu-239	65.6																									
Pu-240	22.3																									
Pu-241	8.8																									
Pu-242	2.1																									
核種	重量比(%)																									
Pu-238	1.2																									
Pu-239	65.6																									
Pu-240	22.3																									
Pu-241	8.8																									
Pu-242	2.1																									



変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																						
<p>1. まえがき (省略)</p> <p>2. 火災事故</p> <p>2.1 火災発生時の措置</p> <p><u>万一</u>、火災事故が発生した場合に備え、次のような<b>防火</b>設備を設置する。                  粉末消火器を建家全体にわたり配置しており、消火することができる。なお、フード内には<b>燃え易い</b>ものは存在しないので火災が排気ダクトに達することは考えられない。                  火災発生時における<b>以上</b>の措置については、保安規定等に定められた方法で行う。</p> <p>2.2 周辺環境に及ぼす影響</p> <p>第二十二条 <b>施設検査対象施設</b>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>1. まえがき (変更なし)</p> <p>2. 火災事故</p> <p>2.1 火災発生時の措置</p> <p>火災事故が発生した場合に備え、次のような<b>消火</b>設備を設置する。                  粉末消火器を建家全体にわたり配置しており、消火することができる。なお、フード内には<b>燃えやすい</b>ものは存在しない<b>ため</b>、火災が排気ダクトに達することは考えられない。                  火災発生時における<b>上記</b>の措置については、保安規定等に定められた方法で行う。</p> <p>2.2 周辺環境に及ぼす影響</p> <p>第二十二条 <b>使用前検査対象施設</b>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>																																																																						
<p><u>万一</u>火災事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると次のとおりである。</p> <p>想定される火災事故は、フード内での有機溶媒の火災である。プルトニウムの最大装荷量を16 mg とし、火災によってプルトニウムが飛散するが、換気系統には損傷がないものと想定する。</p> <p>(1)放出量の計算</p> <p>装荷量の全量が換気系へ混入し、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目で<b>99.97%</b>、2段目で<b>99%</b>とすると、装荷量の<b>3×10<sup>-4</sup>%</b>が<b>煙突</b>から施設外へ放出される。したがって、放出量は</p> <p><b>0.016 (g) × 3 × 10<sup>6</sup> = 4.8 × 10<sup>-8</sup> (g)</b></p> <p>表-1 火災事故における放出Pu等の放射能</p> <table border="1" data-bbox="181 1082 981 1382"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>組成比 (%) 注1)</th> <th>比放射能 (Bq/g)</th> <th>Pu1gの放射能 (Bq)</th> <th>放出Pu<b>4.8×10<sup>-6</sup>g</b>の放射能(Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>238</sup>Pu</td> <td>1.2</td> <td>6.33×10<sup>11</sup></td> <td>7.60×10<sup>9</sup></td> <td>3.65×10<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>239</sup>Pu</td> <td>65.6</td> <td>2.29×10<sup>9</sup></td> <td>1.50×10<sup>9</sup></td> <td>7.20×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>240</sup>Pu</td> <td>22.3</td> <td>8.38×10<sup>9</sup></td> <td>1.87×10<sup>9</sup></td> <td>8.98×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>241</sup>Pu</td> <td>8.8</td> <td>3.82×10<sup>12</sup></td> <td>3.36×10<sup>11</sup></td> <td>1.61×10<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>242</sup>Pu</td> <td>2.1</td> <td>1.45×10<sup>8</sup></td> <td>3.04×10<sup>6</sup></td> <td>1.46×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>241</sup>Am</td> <td>3.0</td> <td>1.27×10<sup>11</sup></td> <td>3.81×10<sup>9</sup></td> <td>1.83×10<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注2)</p>	核種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu1gの放射能 (Bq)	放出Pu <b>4.8×10<sup>-6</sup>g</b> の放射能(Bq)	<sup>238</sup> Pu	1.2	6.33×10 <sup>11</sup>	7.60×10 <sup>9</sup>	3.65×10 <sup>2</sup>	<sup>239</sup> Pu	65.6	2.29×10 <sup>9</sup>	1.50×10 <sup>9</sup>	7.20×10 <sup>1</sup>	<sup>240</sup> Pu	22.3	8.38×10 <sup>9</sup>	1.87×10 <sup>9</sup>	8.98×10 <sup>1</sup>	<sup>241</sup> Pu	8.8	3.82×10 <sup>12</sup>	3.36×10 <sup>11</sup>	1.61×10 <sup>4</sup>	<sup>242</sup> Pu	2.1	1.45×10 <sup>8</sup>	3.04×10 <sup>6</sup>	1.46×10 <sup>-1</sup>	<sup>241</sup> Am	3.0	1.27×10 <sup>11</sup>	3.81×10 <sup>9</sup>	1.83×10 <sup>2</sup>	<p>火災事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると次のとおりとなる。</p> <p>想定される火災事故は、フード内での有機溶媒の火災である。プルトニウムの最大装荷量を16 mg とし、火災によってプルトニウムが飛散するが、換気系統には損傷がないものと想定する。</p> <p>(1)放出量の計算</p> <p>装荷量の全量が換気系へ混入し、高性能エアフィルタの捕集効率を1段目で<b>99.97%</b>、2段目で<b>99%</b>とすると、装荷量の<b>3×10<sup>-4</sup>%</b>が<b>排気筒</b>から施設外へ放出される。したがって、放出量は</p> <p><b>0.016 (g) × 3 × 10<sup>6</sup> = 4.8 × 10<sup>-8</sup> (g)</b></p> <p>表-1 火災事故における放出Pu等の放射能</p> <table border="1" data-bbox="1133 1082 1933 1382"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>組成比 (%) 注1)</th> <th>比放射能 (Bq/g)</th> <th>Pu 1 gの放射能 (Bq)</th> <th>放出Pu<b>4.8×10<sup>-6</sup>g</b>の放射能(Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>238</sup>Pu</td> <td>1.2</td> <td>6.33×10<sup>11</sup></td> <td>7.60×10<sup>9</sup></td> <td>3.65×10<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>239</sup>Pu</td> <td>65.6</td> <td>2.29×10<sup>9</sup></td> <td>1.50×10<sup>9</sup></td> <td>7.20×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>240</sup>Pu</td> <td>22.3</td> <td>8.38×10<sup>9</sup></td> <td>1.87×10<sup>9</sup></td> <td>8.98×10<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>241</sup>Pu</td> <td>8.8</td> <td>3.82×10<sup>12</sup></td> <td>3.36×10<sup>11</sup></td> <td>1.61×10<sup>4</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>242</sup>Pu</td> <td>2.1</td> <td>1.45×10<sup>8</sup></td> <td>3.04×10<sup>6</sup></td> <td>1.46×10<sup>-1</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>241</sup>Am</td> <td>3.0</td> <td>1.27×10<sup>11</sup></td> <td>3.81×10<sup>9</sup></td> <td>1.83×10<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注2)</p>	核種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu 1 gの放射能 (Bq)	放出Pu <b>4.8×10<sup>-6</sup>g</b> の放射能(Bq)	<sup>238</sup> Pu	1.2	6.33×10 <sup>11</sup>	7.60×10 <sup>9</sup>	3.65×10 <sup>2</sup>	<sup>239</sup> Pu	65.6	2.29×10 <sup>9</sup>	1.50×10 <sup>9</sup>	7.20×10 <sup>1</sup>	<sup>240</sup> Pu	22.3	8.38×10 <sup>9</sup>	1.87×10 <sup>9</sup>	8.98×10 <sup>1</sup>	<sup>241</sup> Pu	8.8	3.82×10 <sup>12</sup>	3.36×10 <sup>11</sup>	1.61×10 <sup>4</sup>	<sup>242</sup> Pu	2.1	1.45×10 <sup>8</sup>	3.04×10 <sup>6</sup>	1.46×10 <sup>-1</sup>	<sup>241</sup> Am	3.0	1.27×10 <sup>11</sup>	3.81×10 <sup>9</sup>	1.83×10 <sup>2</sup>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>
核種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu1gの放射能 (Bq)	放出Pu <b>4.8×10<sup>-6</sup>g</b> の放射能(Bq)																																																																				
<sup>238</sup> Pu	1.2	6.33×10 <sup>11</sup>	7.60×10 <sup>9</sup>	3.65×10 <sup>2</sup>																																																																				
<sup>239</sup> Pu	65.6	2.29×10 <sup>9</sup>	1.50×10 <sup>9</sup>	7.20×10 <sup>1</sup>																																																																				
<sup>240</sup> Pu	22.3	8.38×10 <sup>9</sup>	1.87×10 <sup>9</sup>	8.98×10 <sup>1</sup>																																																																				
<sup>241</sup> Pu	8.8	3.82×10 <sup>12</sup>	3.36×10 <sup>11</sup>	1.61×10 <sup>4</sup>																																																																				
<sup>242</sup> Pu	2.1	1.45×10 <sup>8</sup>	3.04×10 <sup>6</sup>	1.46×10 <sup>-1</sup>																																																																				
<sup>241</sup> Am	3.0	1.27×10 <sup>11</sup>	3.81×10 <sup>9</sup>	1.83×10 <sup>2</sup>																																																																				
核種	組成比 (%) 注1)	比放射能 (Bq/g)	Pu 1 gの放射能 (Bq)	放出Pu <b>4.8×10<sup>-6</sup>g</b> の放射能(Bq)																																																																				
<sup>238</sup> Pu	1.2	6.33×10 <sup>11</sup>	7.60×10 <sup>9</sup>	3.65×10 <sup>2</sup>																																																																				
<sup>239</sup> Pu	65.6	2.29×10 <sup>9</sup>	1.50×10 <sup>9</sup>	7.20×10 <sup>1</sup>																																																																				
<sup>240</sup> Pu	22.3	8.38×10 <sup>9</sup>	1.87×10 <sup>9</sup>	8.98×10 <sup>1</sup>																																																																				
<sup>241</sup> Pu	8.8	3.82×10 <sup>12</sup>	3.36×10 <sup>11</sup>	1.61×10 <sup>4</sup>																																																																				
<sup>242</sup> Pu	2.1	1.45×10 <sup>8</sup>	3.04×10 <sup>6</sup>	1.46×10 <sup>-1</sup>																																																																				
<sup>241</sup> Am	3.0	1.27×10 <sup>11</sup>	3.81×10 <sup>9</sup>	1.83×10 <sup>2</sup>																																																																				

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																
<p>注 1) 軽水炉燃料 (4wt%濃縮ウラン) で平均燃焼度 <b>28000MWD/t</b> (比出力; <b>35MW/t</b>)、燃焼後 180 日冷却したもの。</p> <p>注 2) プルトニウムに対する質量百分率。</p> <p>(2)相対濃度の計算                      相対濃度の計算に用いた式は正規型拡散式であり、風下軸上の地表における相対濃度は次式のように表される。</p> $\frac{x}{Q} = \frac{1}{3600 \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>ただし、  <math>x/Q</math> : 相対濃度  <math>U</math> : 放出源を代表する風速  <math>H</math> : 放出源の高さ  <math>\sigma_y</math> : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ(m)  <math>\sigma_z</math> : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ(m)</p> <p>ここで、放出源の高さについては、次式により求める。  <math>H = H\ell + \Delta H - G\ell</math></p> <p>ただし、  <math>H\ell</math> : 放出源の海拔高さ(m)  <math>\Delta H</math> : 排気筒の吹上高さ(m)  <math>G\ell</math> : 周辺の地表面の海拔高さ(m)</p> <p>安全側に評価するため、<math>\Delta H = 0</math>とする。また、<math>G\ell</math>の値については以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>北</td><td>北北西</td><td>北西</td><td>西北西</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>西</td><td>西南西</td><td>南西</td><td>南南西</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>南</td><td>南南東</td><td>南東</td><td>東南東</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>30</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>東</td><td>東北東</td><td>北東</td><td>北北東</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西	地表面海拔高さ(m)	10	10	10	10	風 下 方 位	西	西南西	南西	南南西	地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30	風 下 方 位	南	南南東	南東	東南東	地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0	風 下 方 位	東	東北東	北東	北北東	地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0	<p>注 1) 軽水炉燃料 (4 wt%濃縮ウラン) で平均燃焼度 <b>28 000 MWD/t</b> (比出力; <b>35 MW/t</b>)、燃焼後 180 日冷却したもの。</p> <p>注 2) プルトニウムに対する質量百分率。</p> <p>(2)相対濃度の計算                      相対濃度の計算に用いた式は正規型拡散式であり、風下軸上の地表における相対濃度は次式のように表される。</p> $\frac{x}{Q} = \frac{1}{3600 \pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>ただし、  <math>x/Q</math> : 相対濃度  <math>U</math> : 放出源を代表する風速  <math>H</math> : 放出源の高さ  <math>\sigma_y</math> : 濃度分布のY方向の拡がりのパラメータ(m)  <math>\sigma_z</math> : 濃度分布のZ方向の拡がりのパラメータ(m)</p> <p>ここで、放出源の高さについては、次式により求める。  <math>H = H\ell + \Delta H - G\ell</math></p> <p>ただし、  <math>H\ell</math> : 放出源の海拔高さ(m)  <math>\Delta H</math> : 排気筒の吹上高さ(m)  <math>G\ell</math> : 周辺の地表面の海拔高さ(m)</p> <p>安全側に評価するため、<math>\Delta H = 0</math>とする。また、<math>G\ell</math>の値については以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>北</td><td>北北西</td><td>北西</td><td>西北西</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>西</td><td>西南西</td><td>南西</td><td>南南西</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>南</td><td>南南東</td><td>南東</td><td>東南東</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>30</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>風 下 方 位</td><td>東</td><td>東北東</td><td>北東</td><td>北北東</td></tr> <tr><td>地表面海拔高さ(m)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西	地表面海拔高さ(m)	10	10	10	10	風 下 方 位	西	西南西	南西	南南西	地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30	風 下 方 位	南	南南東	南東	東南東	地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0	風 下 方 位	東	東北東	北東	北北東	地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0	<p>・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。</p> <p>・記載の適正化 (表現の見直し)を図るため。</p>
風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西																																																																														
地表面海拔高さ(m)	10	10	10	10																																																																														
風 下 方 位	西	西南西	南西	南南西																																																																														
地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30																																																																														
風 下 方 位	南	南南東	南東	東南東																																																																														
地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0																																																																														
風 下 方 位	東	東北東	北東	北北東																																																																														
地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0																																																																														
風 下 方 位	北	北北西	北西	西北西																																																																														
地表面海拔高さ(m)	10	10	10	10																																																																														
風 下 方 位	西	西南西	南西	南南西																																																																														
地表面海拔高さ(m)	30	30	30	30																																																																														
風 下 方 位	南	南南東	南東	東南東																																																																														
地表面海拔高さ(m)	30	0	0	0																																																																														
風 下 方 位	東	東北東	北東	北北東																																																																														
地表面海拔高さ(m)	0	0	0	0																																																																														

変更前	変更後	変更理由
<p>また、濃度分布の拡がりのパラメータ<math>\sigma_y</math>及び<math>\sigma_z</math>については、「気象指針」<sup>(1)</sup>に示されるパラメータに基づき、計算する。</p> <p>風速<b>1 m/s</b>の場合について、各<b>大</b>気安定度ごとに相対濃度を計算した結果、大気安定度F型、風下距離<b>50m</b>（西方向の周辺監視区域境界に相当）で最大値を与え、<math>3.13 \times 10^{-6} \text{ h/m}^3</math>となる。</p> <p>(3)内部被ばくによる線量の計算 プルトニウムの吸入により、着目する臓器が受ける等価線量（預託線量）は次式で表わされる。</p> $D_m = R (\chi/Q) \sum_i (DF)_{i,m} \cdot Q_i$ <p>ただし、  <math>D_m</math> : 臓器mの線量(Sv)  <math>R</math> : 呼吸率1.2 (m<sup>3</sup>/h)  <math>(DF)_{i,m}</math> : <b>1Bq</b>のプルトニウムiを吸入したときの臓器mの預託等価線量(Sv/Bq)  <math>\chi/Q</math> : 相対濃度 (h/m<sup>3</sup>)  <math>Q_i</math> : プルトニウムiの放出量(Bq)</p> <p>ここで、<math>(DF)_{i,m}</math>については、空気力学的放射能中央径(AMAD)は<b>1 μm</b>、吸入クラスは、プルトニウムはSとし、「めやす線量」<sup>(2)</sup>に示される値を用いる。</p> <p>(4)線量の計算結果 火災事故時に排気筒から放出される放射性物質の吸入に起因する線量は、骨表面 <math>1.8 \times 10^{-7}</math> <u>シーベルト</u>、肺 <math>2.8 \times 10^{-7}</math> <u>シーベルト</u>、肝 <math>9.6 \times 10^{-8}</math> <u>シーベルト</u>、となり組織別の「めやす線量」に比べて低い。</p> <p>3. 爆発事故 万<b>一</b>爆発事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>4. 誤操作による事故 本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起こり得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、</p>	<p>また、濃度分布の拡がりのパラメータ<math>\sigma_y</math>及び<math>\sigma_z</math>については、「気象指針」<sup>(1)</sup>に示されるパラメータに基づき、計算する。</p> <p>風速<b>1 m/s</b>の場合について、<u>大</u>気安定度ごとに相対濃度を計算した結果、大気安定度F型、風下距離<b>50 m</b>（西方向の周辺監視区域境界に相当）で最大値を与え、<math>3.13 \times 10^{-6} \text{ h/m}^3</math>となる。</p> <p>(3)内部被ばくによる線量の計算 プルトニウムの吸入により、着目する臓器が受ける等価線量（預託線量）は次式で表わされる。</p> $D_m = R (\chi/Q) \sum_i (DF)_{i,m} \cdot Q_i$ <p>ただし、  <math>D_m</math> : 臓器mの線量(Sv)  <math>R</math> : 呼吸率1.2 (m<sup>3</sup>/h)  <math>(DF)_{i,m}</math> : <u>1 Bq</u>のプルトニウムiを吸入したときの臓器mの預託等価線量(Sv/Bq)  <math>\chi/Q</math> : 相対濃度 (h/m<sup>3</sup>)  <math>Q_i</math> : プルトニウムiの放出量(Bq)</p> <p>ここで、<math>(DF)_{i,m}</math>については、空気力学的放射能中央径(AMAD)は<b>1 μm</b>、吸入クラスは、プルトニウムはSとし、「めやす線量」<sup>(2)</sup>に示される値を用いる。</p> <p>(4)線量の計算結果 火災事故時に排気筒から放出される放射性物質の吸入に起因する線量は、骨表面 <math>1.8 \times 10^{-7}</math> <u>Sv</u>、肺 <math>2.8 \times 10^{-7}</math> <u>Sv</u>、肝 <math>9.6 \times 10^{-8}</math> <u>Sv</u>となり、組織別の「めやす線量」に比べて低い。</p> <p>3. 爆発事故 爆発事故が発生した場合を想定して、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>4. 誤操作による事故 本施設では誤操作の要素を考慮し、施設及び設備について事故に直面しないように設計して誤操作による事故を防止している。特に火災、爆発事故、その他、人身傷害を伴う事故はその影響が極めて大きいので、予想されるいかなる誤操作によってもこれらの事故が発生しないように対策が立てられている。しかし、誤操作による事故を完全に除去することは不可能であるので、可能な限り物理的に誤操作が起こり得ないように装置、設備を作り必要な措置を講じるとともに、</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業者等に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故について発生時の措置を示す。</p> <p>(1)退避を必要とする場合 核燃料物質による汚染空気を吸入するおそれがある汚染事故が発生した場合、事故現場の者は直ちに室外に退避し、<u>速かに</u>上司に連絡する。その他<u>汚染等</u>必要な措置については、保安規定等に定める。</p> <p>(2)退避を必要としない場合 退避を必要としない事故又は異常として<u>床、フード、衣服等の表面汚染</u>が考えられるが、この場合、発見者は汚染の拡大を防止するため、不必要に動きまわらないようにし、安全作業基準に<u>従って</u>同室者がいる場合は<u>連絡応援を求めて、放射線管理担当者及び上司に連絡する。</u>ついで、汚染状況の把握、汚染原因の調査、汚染の固定<u>及び</u>除去等の措置を3者協力して行う。</p> <p>(3)身体汚染 上記(1)、(2)に関連して、作業者が<u>汚染空気を吸入、皮膚汚染等の身体汚染を生じた</u>場合は、安全作業基準等に基づき医務担当者及び放射線管理担当者の指示に<u>従って</u>行動する。</p> <p>(4)周辺環境への影響 汚染事故により周辺環境に影響が及ぶことは考えられない。最も問題となる室内空気汚染が<u>生じた</u>としても、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>5. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div data-bbox="107 954 1025 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>からの多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>本施設では、周辺公衆に <u>5 mSv</u> を超える被ばくを及ぼす事故の発生のおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。</p> <p>参考文献 (省略)</p>	<p>管理面においては、保安規定等を定めて、これらを作業者等に周知徹底及び教育し操作の習熟に努めている。臨界、火災、爆発等については、すでに述べているので汚染事故について発生時の措置を示す。</p> <p>(1)退避を必要とする場合 核燃料物質による汚染空気を吸入するおそれがある汚染事故が発生した場合、事故現場の者は直ちに室外に退避し、<u>速やかに</u>上司に連絡する。その他<u>汚染時等</u>に必要な措置については、保安規定等に定める。</p> <p>(2)退避を必要としない場合 退避を必要としない事故又は異常として、<u>床、フード及び衣服等の表面汚染</u>が考えられるが、この場合、発見者は汚染の拡大を防止するため、不必要に動きまわらないようにし、安全作業基準にしたがって同室者がいる場合は<u>連絡するとともに、応援を要請する。また、放射線管理担当者及び上司に連絡し、汚染状況の把握、汚染原因の調査、汚染の固定並びに</u>除去等の措置を3者協力して行う。</p> <p>(3)身体汚染 上記(1)、(2)に関連して、作業者が<u>身体等に汚染を生じた</u>場合は、安全作業基準等に基づき医務担当者及び放射線管理担当者の指示に<u>したがって</u>行動する。</p> <p>(4)周辺環境への影響 汚染事故により周辺環境に影響が及ぶことは考えられない。<u>また、</u>最も問題となる室内空気汚染が<u>生じた</u>としても、施設外の周辺住民に及ぼす影響を解析すると火災事故と同様の評価となる。</p> <p>5. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <div data-bbox="1064 954 1982 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>からの多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> </div> <p>本施設では、周辺公衆に <u>5 mSv</u> を超える被ばくを及ぼす事故の発生のおそれはないことから、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されない。</p> <p>参考文献 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新旧対照表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～7

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～6

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～6

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

## ウラン廃棄物処理施設

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (省略)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (省略)</p> <p>4. 使用の場所 (省略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (省略)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (省略)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>1)-9-1 気体廃棄施設 (省略)</p> <p>1)-9-2 液体廃棄施設 (省略)</p> <p>1)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法 (変更なし)</p> <p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>1) ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>1)-9-1 気体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>1)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし)</p> <p>1)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図1)-4に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図1)-4、5に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図1)-4に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>

変更前		変更後		変更理由
<p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p>		<p>1)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「1)-9-2-1 液体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、トラックエリア、貯蔵庫(1階)及び貯蔵庫(2階)である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、2)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p>		<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>
<p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)</p> <p>2)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (省略)</p>		<p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p> <p>1)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>1)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-1 気体廃棄施設</p> <p>2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>2)-9-1-2 気体廃棄施設の構造 (変更なし)</p>		

変 更 前		変 更 後		変更理由
2)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		2)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
詰替室系排風機	2基(予備機1基) 排気能力:約8 500 m <sup>3</sup> /h 耐震設計:水平震度0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	詰替室系排風機	2基(予備機1基) 排気能力:約8 500 m <sup>3</sup> /h 耐震設計:水平震度0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
フード系排風機	2基(予備機1基) 排気能力:約3 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計:水平震度0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	フード系排風機	2基(予備機1基) 排気能力:約3 000 m <sup>3</sup> /h 耐震設計:水平震度0.24 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
高性能エアフィルタ	2段 捕集効率:0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として)とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ2段でろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	高性能エアフィルタ	2段 捕集効率:0.15 μm径の粒子に対して99.97%以上(単体として)とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ2段でろ過後、排気筒から屋外へ排出する。	
排気筒	耐震設計:水平震度0.2 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排気筒	耐震設計:水平震度0.2 標識:添付書類1の「22.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
放射線管理設備 排気モニタ	1式 耐震設計:水平震度0.24 警報装置:排気設備の排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。	放射線管理設備 排気モニタ	1式 耐震設計:水平震度0.24 警報装置:排気設備の排気を1箇所モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。	
(記載なし)	(記載なし)	<u>α線用空気モニタ</u>	<u>1式 警報装置:空気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。</u>	
その他	1式 <u>α線用空気モニタ</u> 、エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式 、エアスニファ、β線用退出モニタ	
その他	1式 通報設備、放送設備	その他	1式 通報設備、放送設備	
2)-9-2 液体廃棄施設	(省略)	2)-9-2 液体廃棄施設	(変更なし)	
2)-9-3 固体廃棄施設	本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研	2)-9-3 固体廃棄施設	本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、	

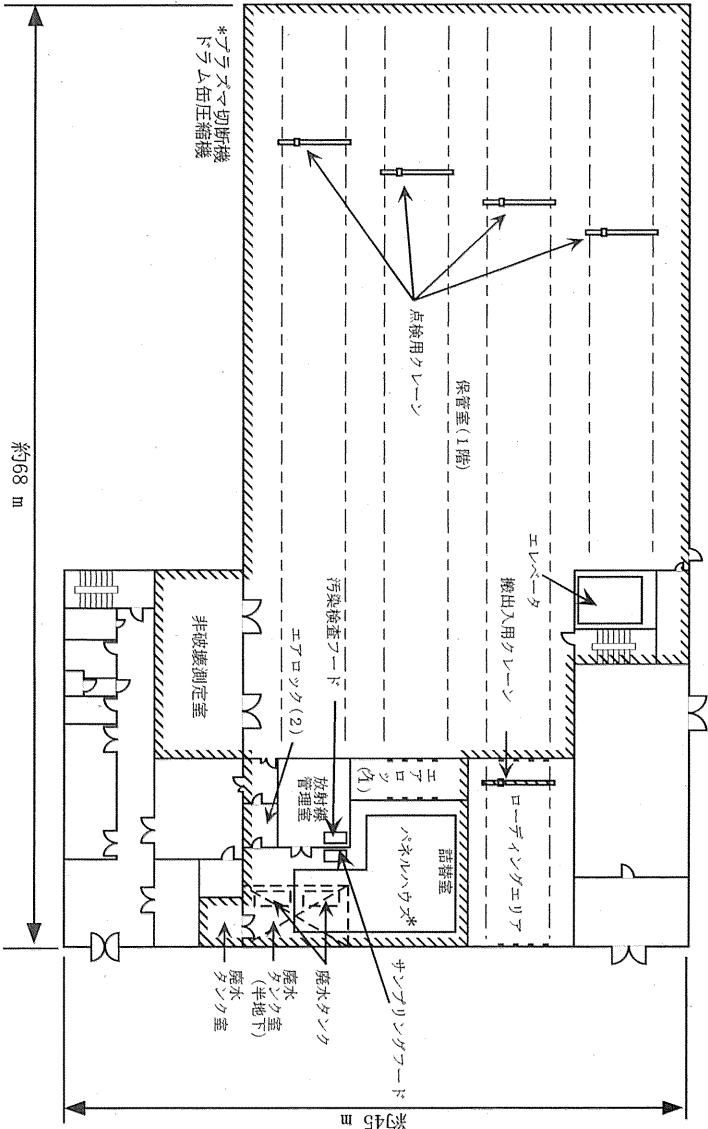
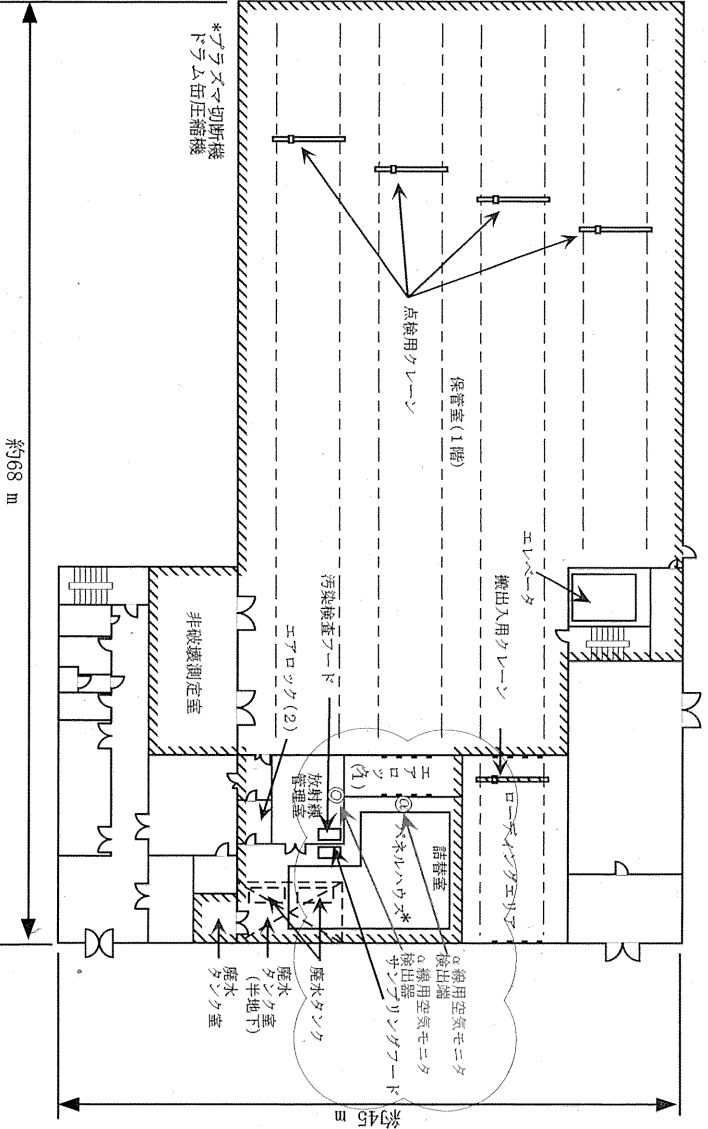


変 更 前	変 更 後	変更理由				
<p>究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフィルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="134 850 1032 1377"> <tr> <td data-bbox="134 850 342 1377"> <p>固体廃棄施設の位置</p> </td> <td data-bbox="342 850 1032 1377"> <p>(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p>	<p>固体廃棄施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p>	<p>洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフィルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>2)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1086 850 1984 1377"> <tr> <td data-bbox="1086 850 1294 1377"> <p>固体廃棄施設の位置</p> </td> <td data-bbox="1294 850 1984 1377"> <p>(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物も含む。</p>	<p>固体廃棄施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p>	<p>ため。</p> <p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>
<p>固体廃棄施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p>					
<p>固体廃棄施設の位置</p>	<p>(1) 敷地の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「2)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、詰替室、放射線管理室、ローディングエリア、保管室(1階)、保管室(2階)、保管室(3階)、保管室(4階)及びエレベータ機械室である。 施設外のウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及びM棟であり、その位置は、1)-9-3-1、3)-9-3-1及びM棟(別冊12)の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟から発生するウラン系固体廃棄物<sup>(註)</sup>の保管廃棄施設である。</p>					

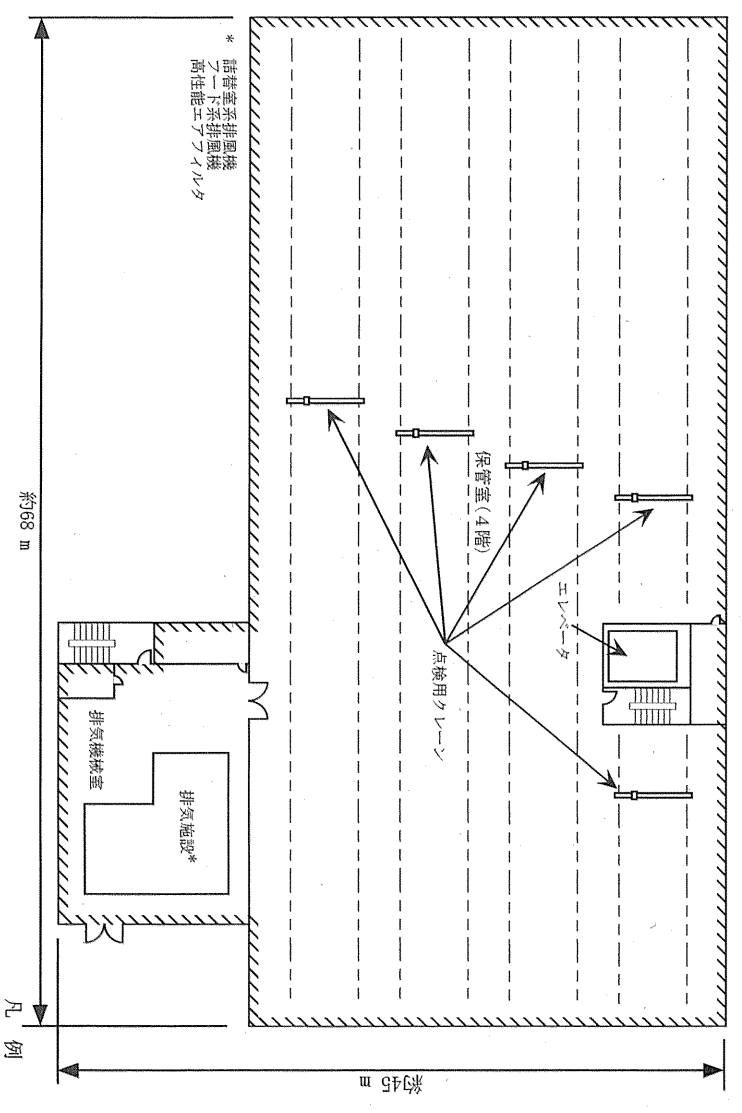
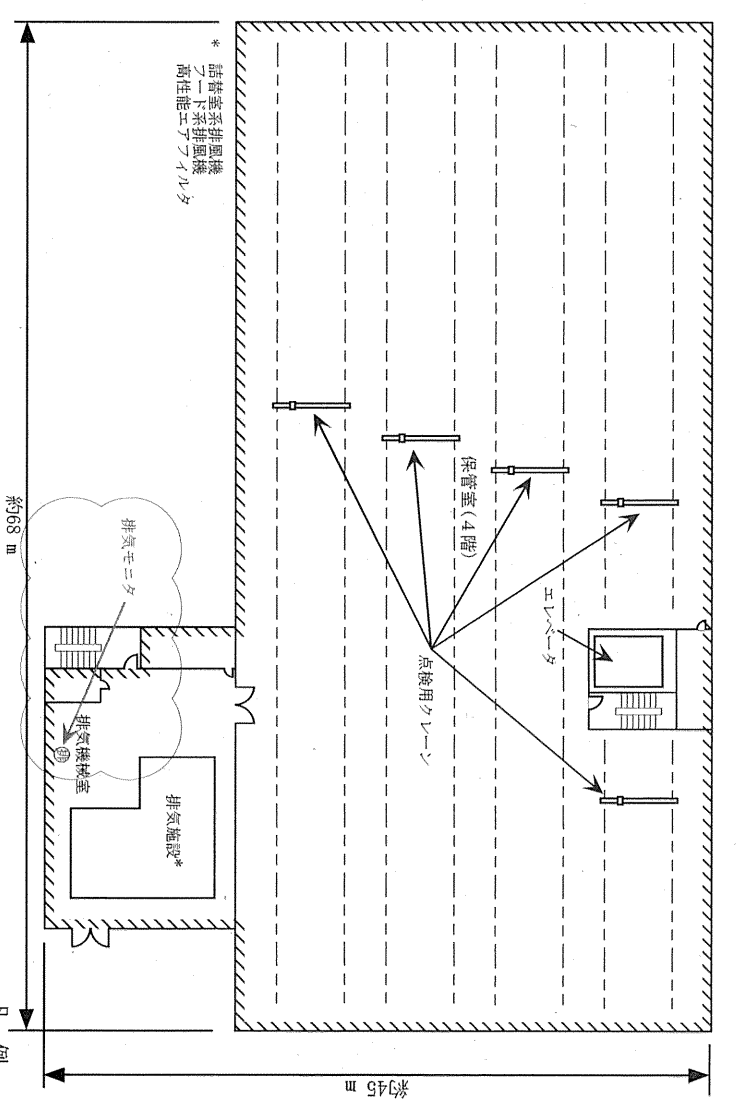
変 更 前		変 更 後		変更理由
2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造	(省略)	2)-9-3-2 固体廃棄施設の構造	(変更なし)	
2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備	(省略)	2)-9-3-3 固体廃棄施設の設備	(変更なし)	
3) 焼却施設		3) 焼却施設		
3)-9-1 気体廃棄施設		3)-9-1 気体廃棄施設		
3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置	(省略)	3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置	(変更なし)	
3)-9-1-2 気体廃棄施設の構造	(省略)	3)-9-1-2 気体廃棄施設の構造	(変更なし)	
3)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		3)-9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排風機 (建家用)	1台 排気能力：約 10 200 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排風機 (建家用)	1台 排気能力：約 10 200 m <sup>3</sup> /h 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
排風機	2台 排気能力：約 750 m <sup>3</sup> /h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	排風機	2台 排気能力：約 750 m <sup>3</sup> /h (1台予備) 耐震設計：水平震度 0.24 標識：添付書類 1 の「22. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。	
高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	高性能エアフィルタ	1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上 (単体として) とし負圧にしうる構造の部屋の空気は、高性能エアフィルタ 1 段を経て排気筒から排出する。	
非常用電源設備	1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。	非常用電源設備	1式 設置場所：高レベル放射性物質研究施設 商用電源の停電時には、高レベル放射性物質研究施設に設置されている非常用発電機が自動的に起動し、焼却炉燃焼空気ブロワ及び排風機に必要な電源電圧が供給される。	
排気筒	耐震設計：水平震度 0.2	排気筒	耐震設計：水平震度 0.2	

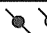
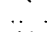
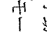
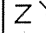
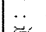
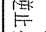
変更前		変更後		変更理由
放射線管理設備		放射線管理設備		・記載の適正化(現物との整合)を図るため。
(記載なし)	(記載なし)	排気サンブラ	1式	
その他	1式 排気サンブラ、エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ等	その他	1式 エアスニファ、β線用退出モニタ、サーベイメータ	
その他	1式 通報設備、放送設備	その他	1式 通報設備、放送設備	
3)-9-2 液体廃棄施設 (省略) 3)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、 <u>燃料製造機器試験室</u> 、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物のうち可燃性のものを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の焼却装置により焼却する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図3)-5に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却装置で焼却する。 廃棄物は、保管廃棄施設への運搬又は焼却するまでの間、図3)-5に示す廃棄物保管場所に保管する。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置(金属製容器又は金属製保管庫への収納等)を講じる。		3)-9-2 液体廃棄施設 (変更なし) 3)-9-3 固体廃棄施設 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物のうち可燃性のものを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の焼却装置により焼却する。 本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図3)-5に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。 本施設で発生した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか、焼却装置で焼却する。 廃棄物は、保管廃棄施設への運搬又は焼却するまでの間、図3)-5に示す廃棄物保管場所に保管する。 なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置(金属製容器又は金属製保管庫への収納等)を講じる。		・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。



変 更 前		変 更 後		変更理由
<p>3)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、1階の炉室(I)、2階の炉室(II)及び保管室である。 本施設で発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設があり、その位置は、1)-9-3-1及び2)-9-3-1の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、<u>燃料製造機器試験室</u>、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟の固体廃棄施設であり、発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>を焼却する。</p> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物を含む。</p> <p>3)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (省略)</p> <p>3)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)</p> <p>4) 廃油保管庫 (省略)</p>		<p>3)-9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「3)-9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、1階の炉室(I)、2階の炉室(II)及び保管室である。 本施設で発生するウラン系固体廃棄物の廃棄施設は、上記の他にウラン系廃棄物貯蔵施設及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設があり、その位置は、1)-9-3-1及び2)-9-3-1の記載による。 本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟の固体廃棄施設であり、発生するウラン系固体廃棄物<sup>(注)</sup>を焼却する。</p> <p>(注) 使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを使用して発生する固体廃棄物を含む。</p> <p>3)-9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)</p> <p>3)-9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)</p> <p>4) 廃油保管庫 (変更なし)</p>		<p>・燃料製造機器試験室の管理区域解除が完了したため。</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p>図2)-1 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 1階平面図</p>	 <p>図2)-1 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 1階平面図</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</li> </ul>

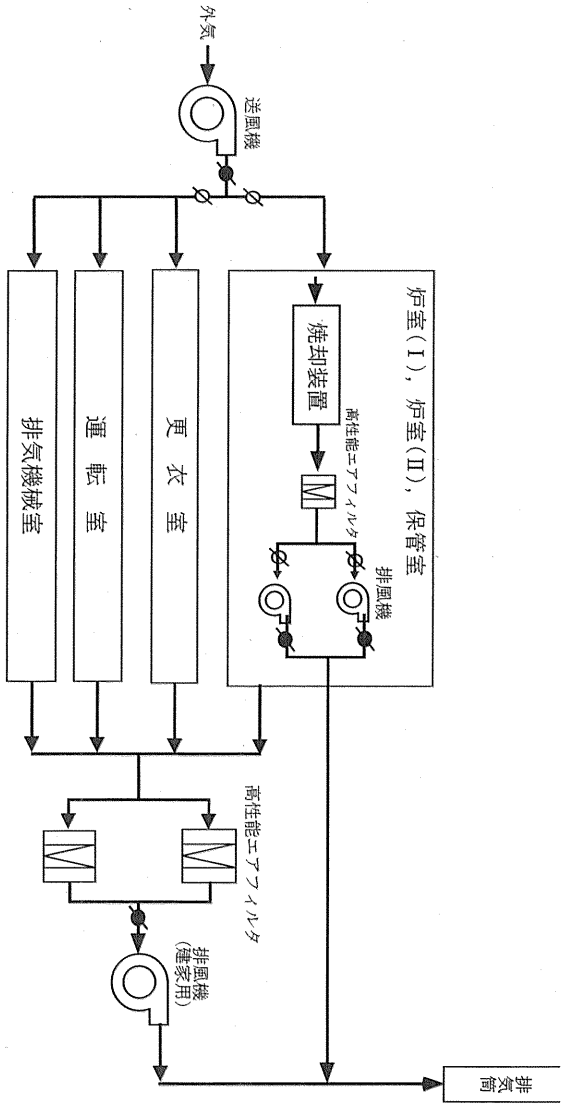
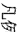

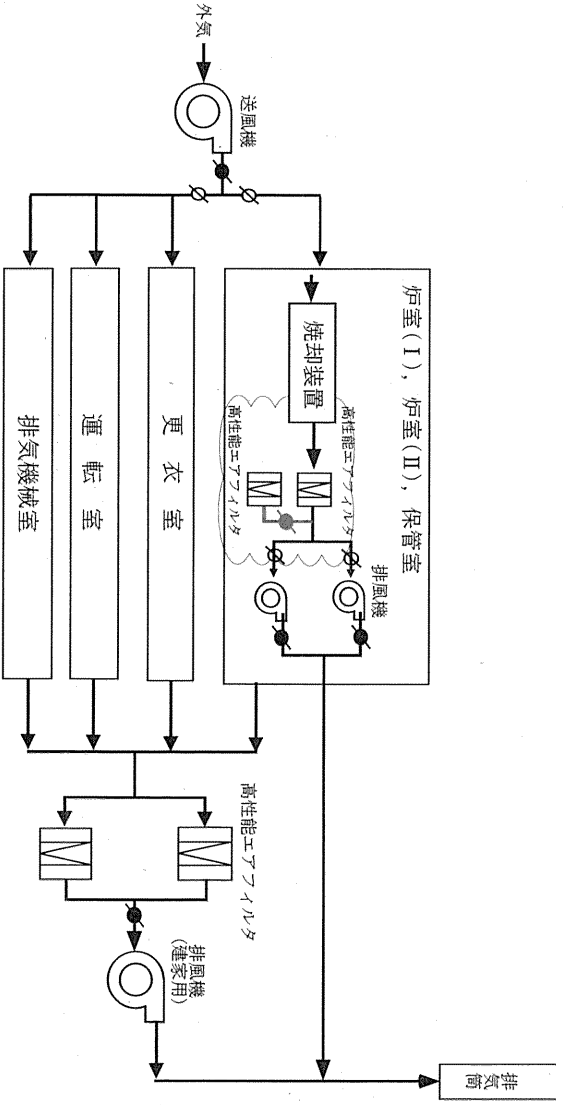
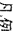

本図-1

変更前	変更後	変更理由
 <p>図2)-4 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設4階平面図</p>	 <p>図2)-4 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設4階平面図</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>凡例   : 手動ダンプ   : モータダンプ   : 逆止ダンプ</p> <p>図2)-6 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設管理区域給排気系統図</p>	<p>凡例   : 手動ダンプ   : モータダンプ   : 逆止ダンプ</p> <p>図2)-6 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設管理区域給排気系統図</p>	<p>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
		<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>
<p>※1：再燃焼室                  ※2：凝縮器，デミスタ，加熱器                  ※3：高性能エアフィルタ，建家用排風機                  ※4：高性能エアフィルタ，焼却装置用排風機</p> <p>凡例 ：管理区域</p> <p>図3)-2 焼却施設2階平面図</p>	<p>※1：再燃焼室                  ※2：凝縮器，デミスタ，加熱器                  ※3：高性能エアフィルタ，建家用排風機                  ※4：高性能エアフィルタ，焼却装置用排風機</p> <p>凡例 ：管理区域</p> <p>図3)-2 焼却施設2階平面図</p>	



変更前	変更後	変更理由
 <p>図 3)-3 焼却施設管理区域給排気系統図</p> <p>凡例   : モータファン   : 手動ファン</p>	 <p>図 3)-3 焼却施設管理区域給排気系統図</p> <p>凡例   : モータファン   : 手動ファン</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</li> </ul>

変更前

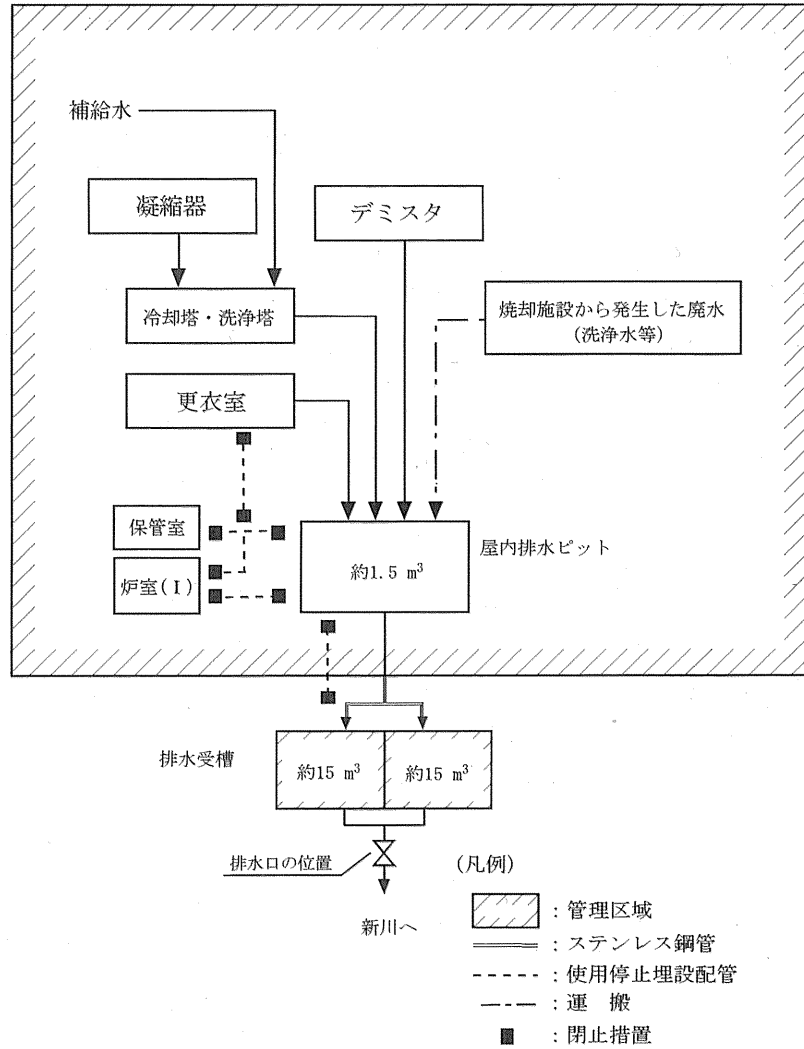


図3)-4 焼却施設液体廃棄物処理フローシート

変更後

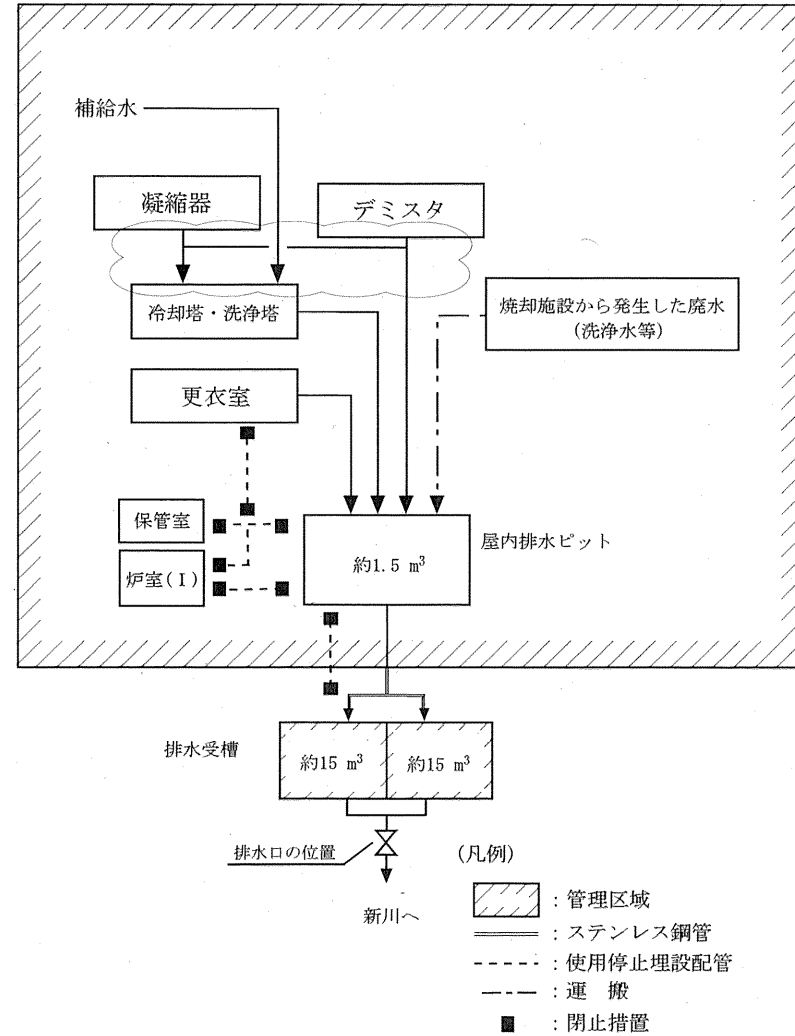


図3)-4 焼却施設液体廃棄物処理フローシート

変更理由

・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p>	
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>本施設における施設検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試験</p>	<p>本施設における使用前検査対象となる設備については、安全機能を確認するための検査及び試</p>	<p>・記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。	験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができるような構造とする。	(誤記の修正)を 図るため。
18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)	18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)	
第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。	第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。	
19. 誤操作の防止 (省略)	19. 誤操作の防止 (変更なし)	
第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	
20. 安全避難通路等 (省略)	20. 安全避難通路等 (変更なし)	
第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	
21. 貯蔵施設 (省略)	21. 貯蔵施設 (変更なし)	
第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。	第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、サーベイメータ等により行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量(全身)は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業(機器類の除染、その他これに類するもの)は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>ウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び廃油保管庫は管理区域を設け、厳重に管理する。また、管理区域への出入は、すべて所定の出入口を通じて行う。放射線業務従事者の退出時の汚染検査は、<b>搬出モニタ</b>又はサーベイメータにより行う。</p> <p>各施設内の放射線業務従事者の外部被ばく線量(全身)は、個人被ばく線量計により、3か月毎定期的に測定する。</p> <p>内部被ばく線量は、必要に応じ、尿試料を採取し測定する。</p> <p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により、定常的及び随時必要に応じて行う。各施設内において、汚染の可能性の高い特殊作業(機器類の除染、その他これに類するもの)は事前に綿密な計画を立て、空気サンプリング、スミヤ法などによるモニタリングを実施する。</p>	<p>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する<b>空気</b>中の濃度は定期的に測定する。</p> <p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>焼却施設においては、管理区域内の空気及び焼却設備系内の排気は、すべて高性能エアフィルタを通した後放出する。放出する<b>排気</b>中の濃度は<b>排気サンブラ</b>を用いて定期的に測定する。</p> <p>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設においては、気体廃棄物はパネルハウス等内で廃棄物を非密封で取り扱うことにより発生する。パネルハウス等及びパネルハウス等を設置した部屋の空気は、それぞれ別系統の排気設備により高性能エアフィルタ2段でろ過した後、本施設の排気筒から排出する。<b>パネルハウス等を設置した部屋において、<math>\alpha</math>線用空気モニタにより作業期間中の空気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。</b>詰替作業等時に排出する排気中の放射性物質の濃度は排気モニタにより監視する。</p> <p><b>核燃料サイクル工学研究所の敷地及び敷地周辺では、周辺環境の空間線量率を監視するため定期的にモニタリングを行っている。</b></p> <p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p> <p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</li> <li>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</li> <li>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</li> </ul>



# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～3

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～9

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～10

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

変 更 前				変 更 後				変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)				1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)				・記載の適正化 (誤記修正)を 図るため。
2. 使用の目的及び方法 (省略)				2. 使用の目的及び方法 (変更なし)				
3. 核燃料物質の種類				3. 核燃料物質の種類				
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)	核燃料物質の種類	主な化合物の名称	主な化学形態	性状 (物理的形態)	
天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub> 、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	固体、気体又は溶液	天然ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub> 、UO <sub>2</sub> F <sub>2</sub>	固体、気体又は溶液	
劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	劣化ウラン及びその化合物	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % <sup>(注1)</sup> 未満)	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 % <sup>(注1)</sup> 未満)	ふっ化ウラン	UF <sub>6</sub>	固体又は気体	
廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>(注2)</sup>	酸化ウラン	UO <sub>2</sub> 、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub>	固体	廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>(注2)</sup>	酸化ウラン	UO <sub>2</sub> 、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub>	固体	
注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られてウランを含む。				注1) 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 注2) 難処理有機廃棄物の処理に係る試験の試料中のウラン。使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウランを含む。				
4. 使用の場所 (省略)				4. 使用の場所 (変更なし)				
5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり				5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (核燃料サイクル工学研究所全体) 核燃料サイクル工学研究所共通編のとおり				
(J棟)				(J棟)				
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量	
天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月7日 至 2024年3月31日	1 400 kg (U量)	1 400 kg (U量)	天然ウラン及びその化合物	自 2021年5月7日 至 2024年3月31日	1 400 kg (U量)	1 400 kg (U量)	
劣化ウラン及びその化合物		40 kg (U量)	40 kg (U量)	劣化ウラン及びその化合物		40 kg (U量)	40 kg (U量)	
濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)		1 kg (U量)	1 kg (U量)	濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度 3 %未満)		1 kg (U量)	1 kg (U量)	
廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>(注)</sup>		12.6 kg (U量)	12.6 kg (U量)	廃棄物中のウラン 及びその化合物 <sup>(注)</sup>		12.6 kg (U量)	12.6 kg (U量)	

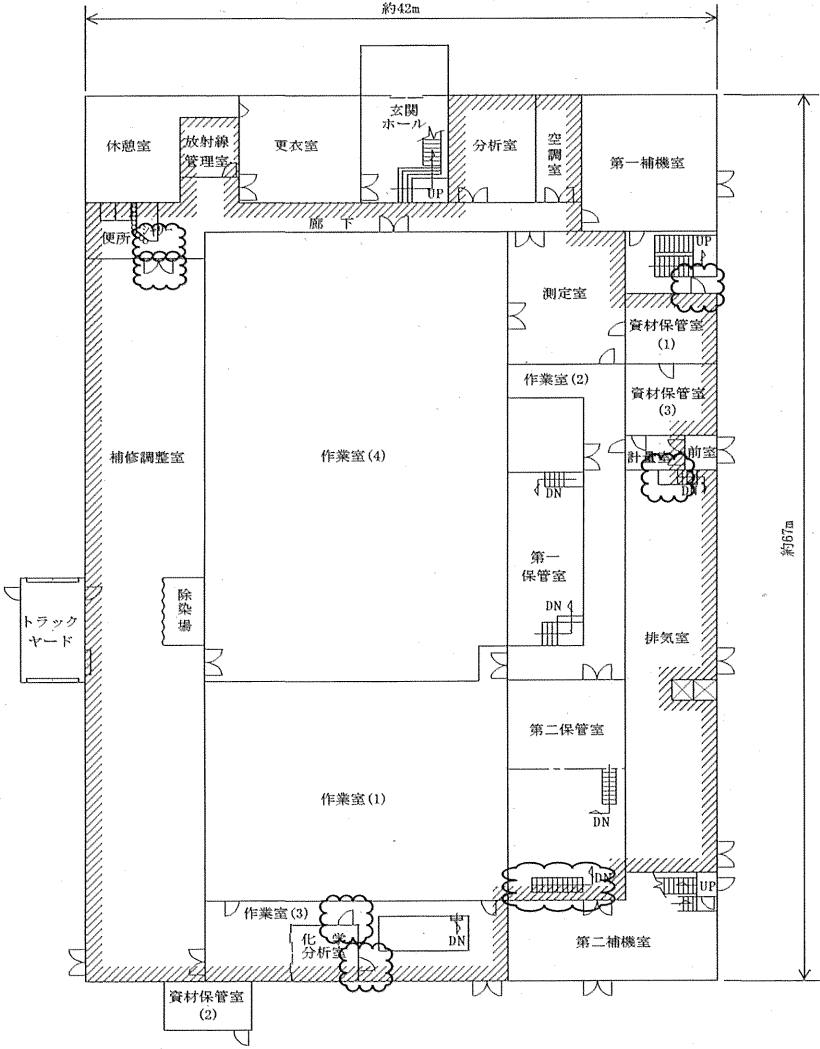
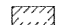
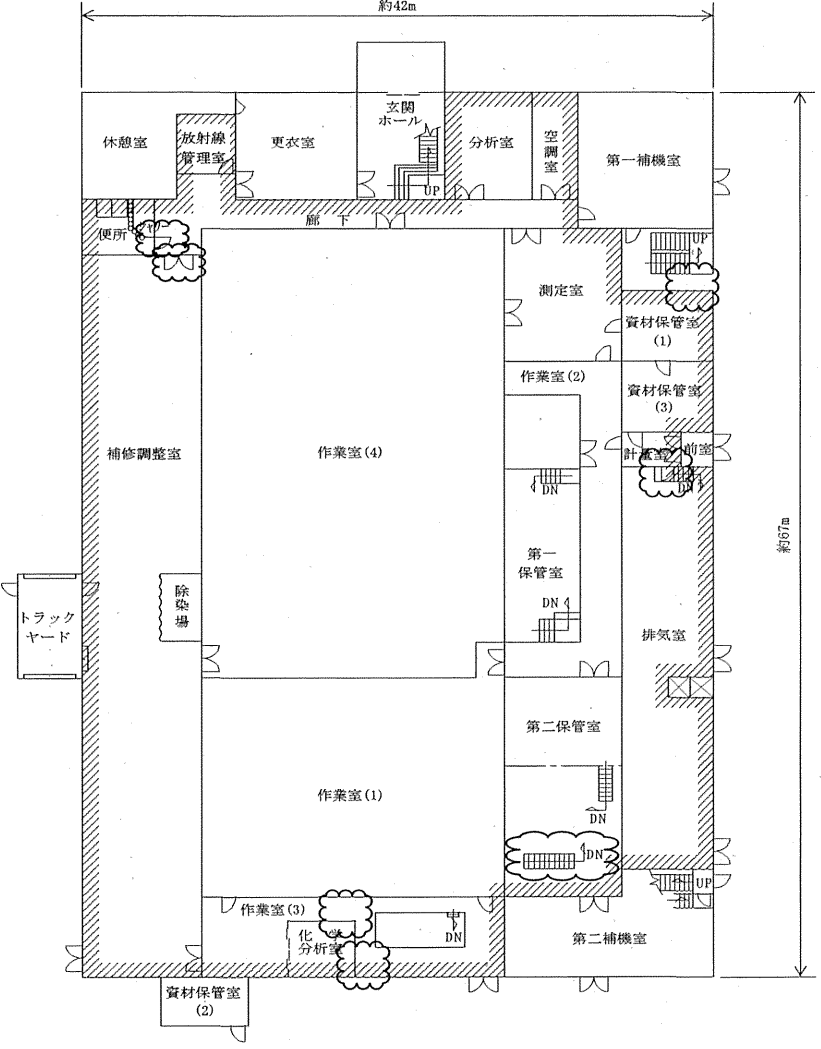
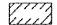


新旧対照表

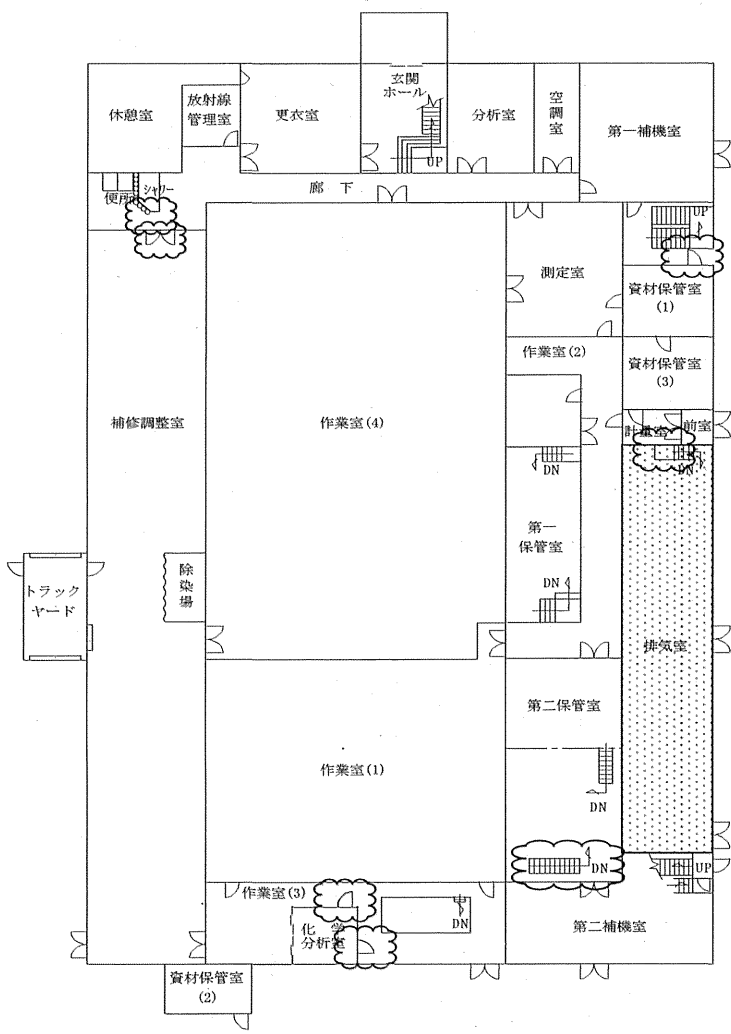

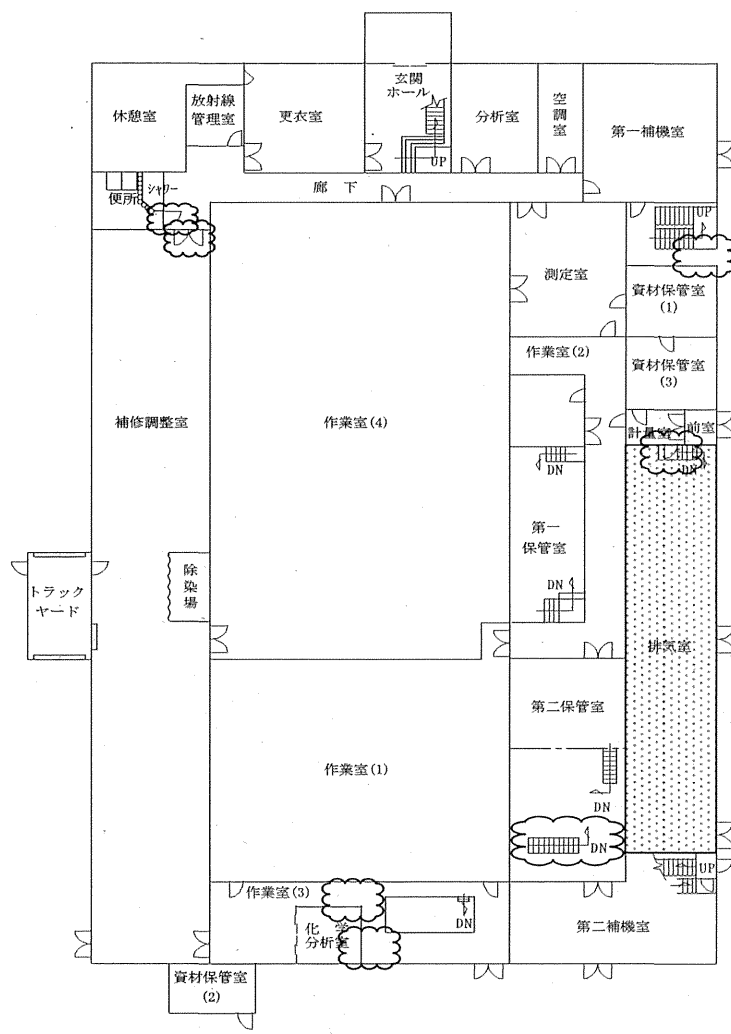

J 棟 本 文

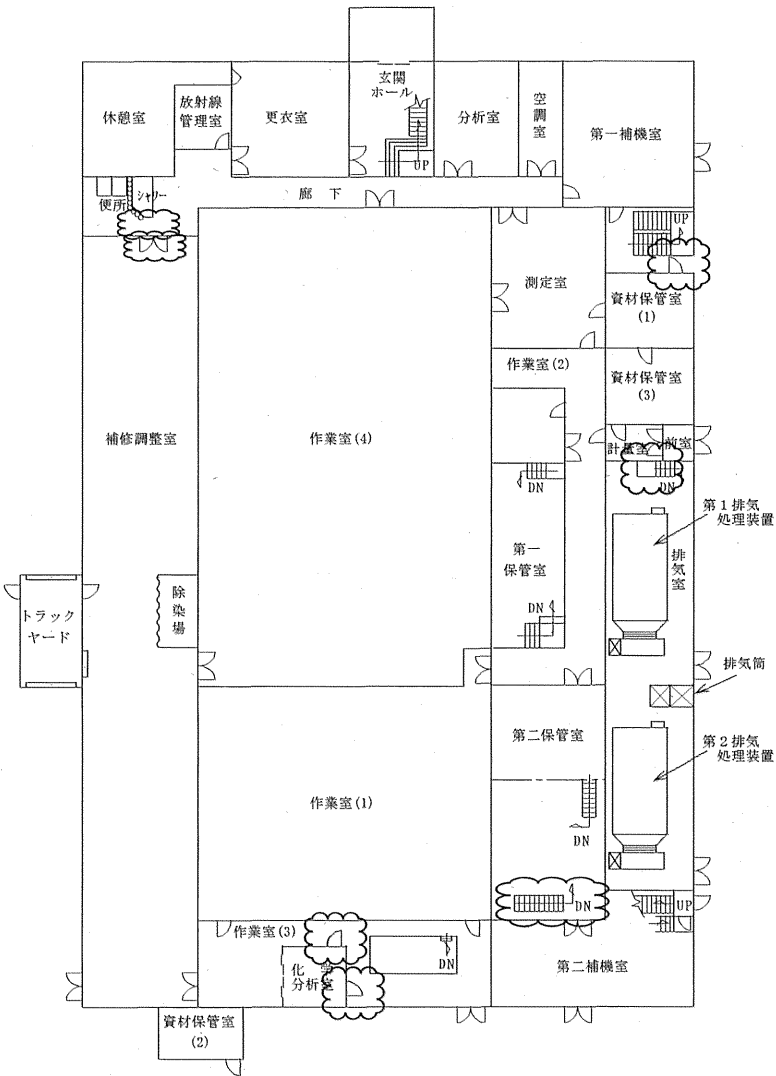
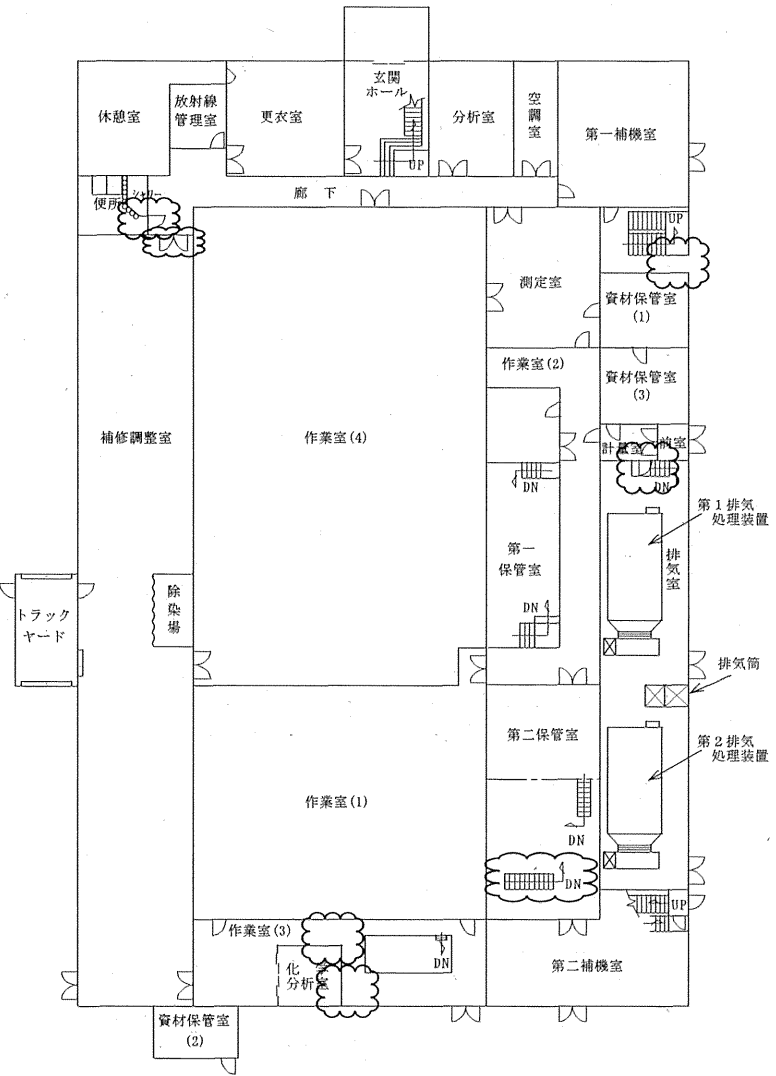
変更箇所を\_\_\_\_\_で示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
 <p>約42m</p> <p>約57m</p> <p>凡例  管理区域</p>	 <p>約42m</p> <p>約57m</p> <p>凡例  管理区域</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無））を図るため。</p>
<p>図 7-1-1 J棟1階平面図</p>	<p>図 7-1-1 J棟1階平面図</p>	

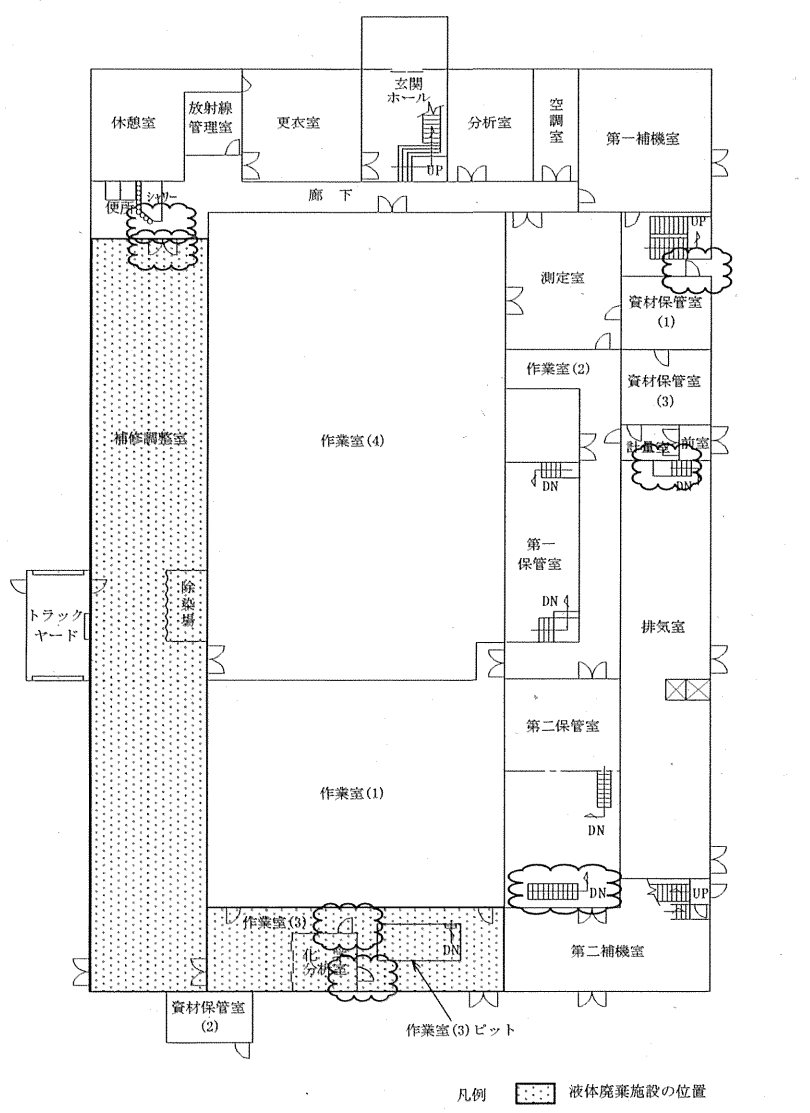

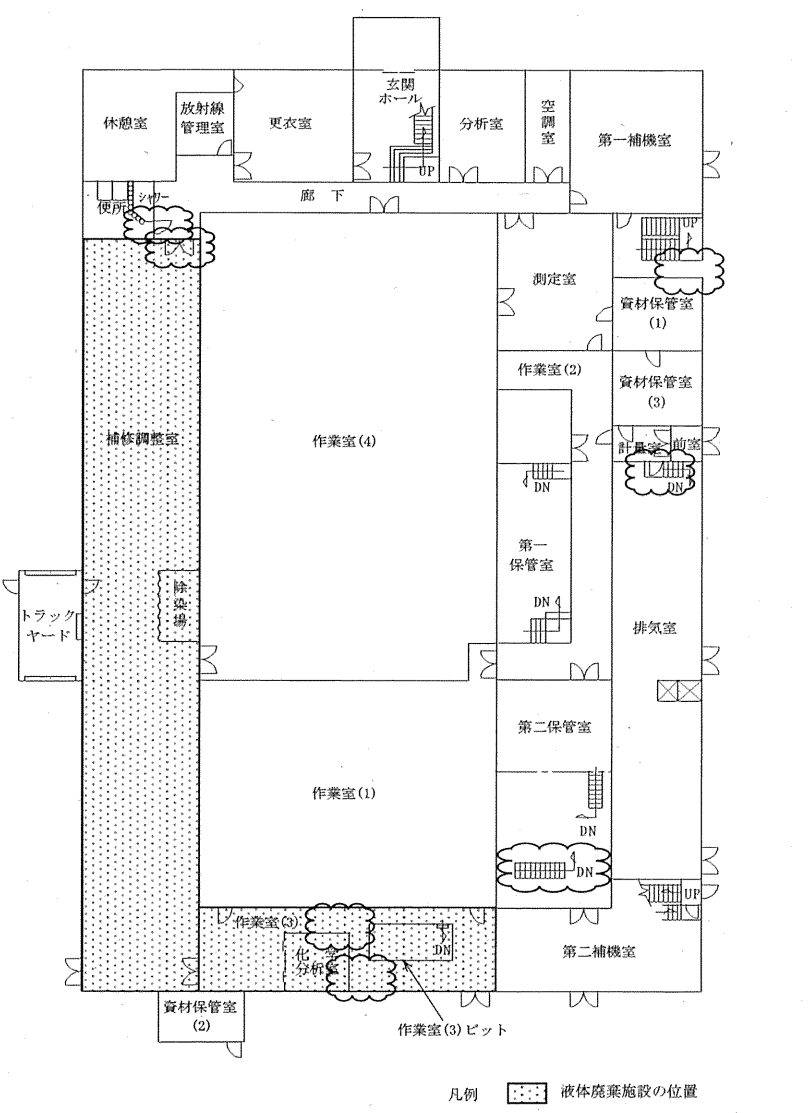

変更前	変更後	変更理由
<p>図 7-3-1 J棟1階主要機器配置図</p>	<p>図 7-3-1 J棟1階主要機器配置図</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合 (階段位置ずれ修正と排気モニタの明確化) 及び誤記修正 (扉の有無)) を図るため。</p>

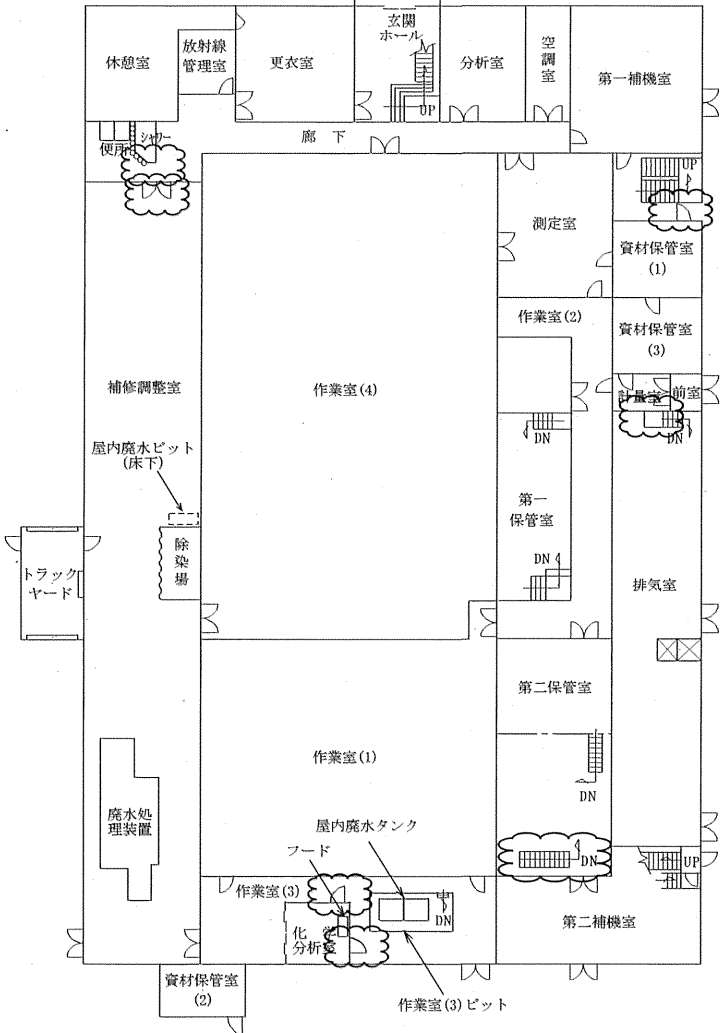
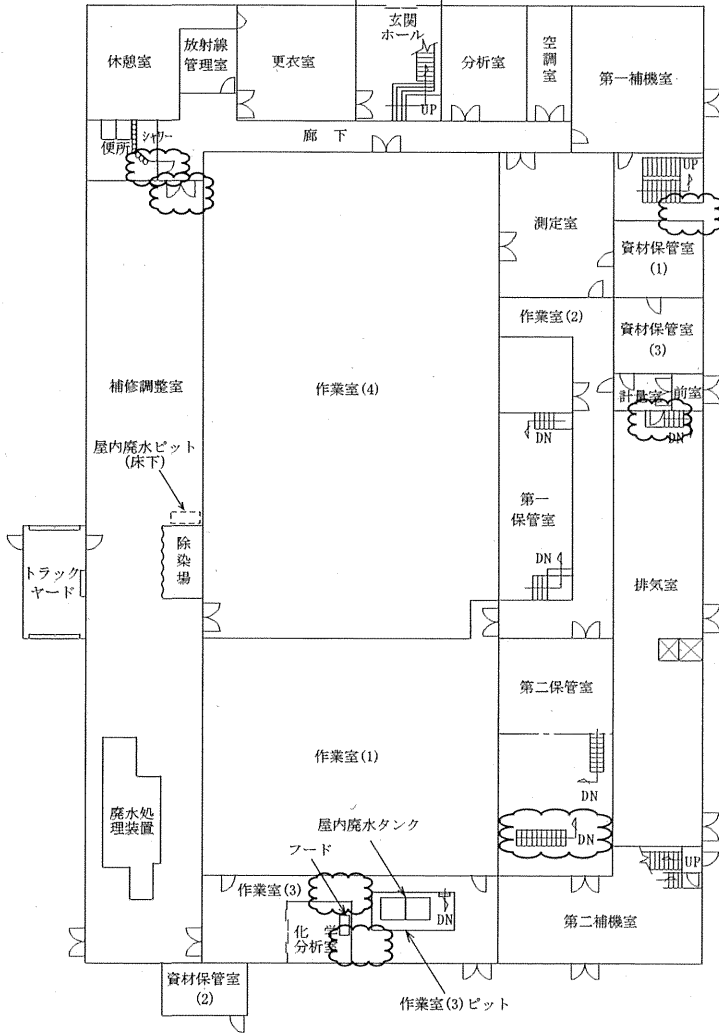
変更前	変更後	変更理由
 <p>凡例  気体廃棄施設的位置</p>	 <p>凡例  気体廃棄施設的位置</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無）を図るため。</p>
<p>図 9-1-1 J棟1階気体廃棄施設の位置</p>	<p>図 9-1-1 J棟1階気体廃棄施設の位置</p>	

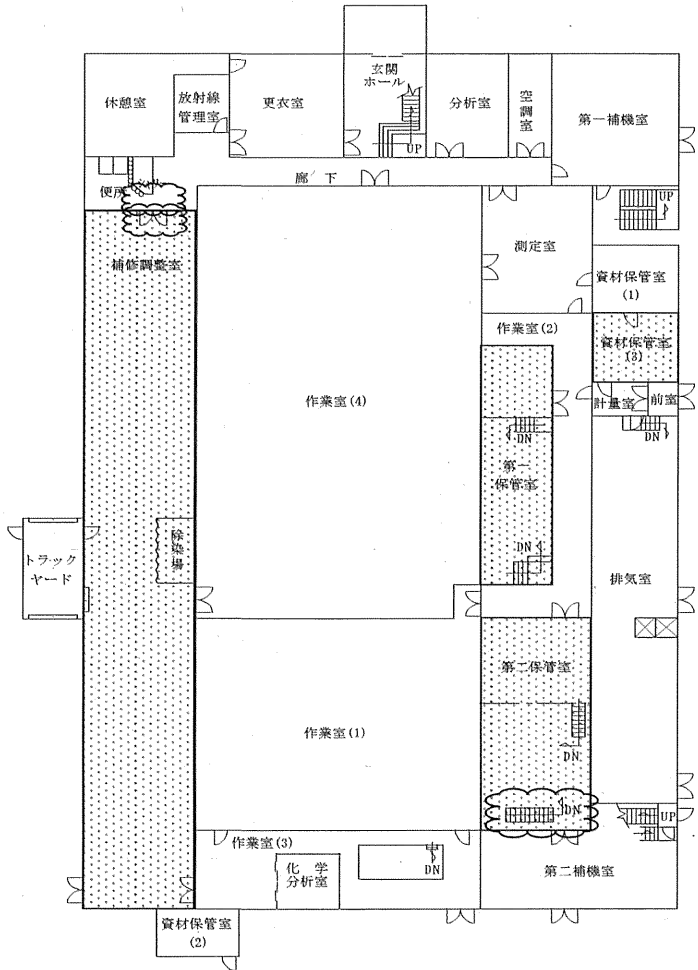
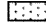
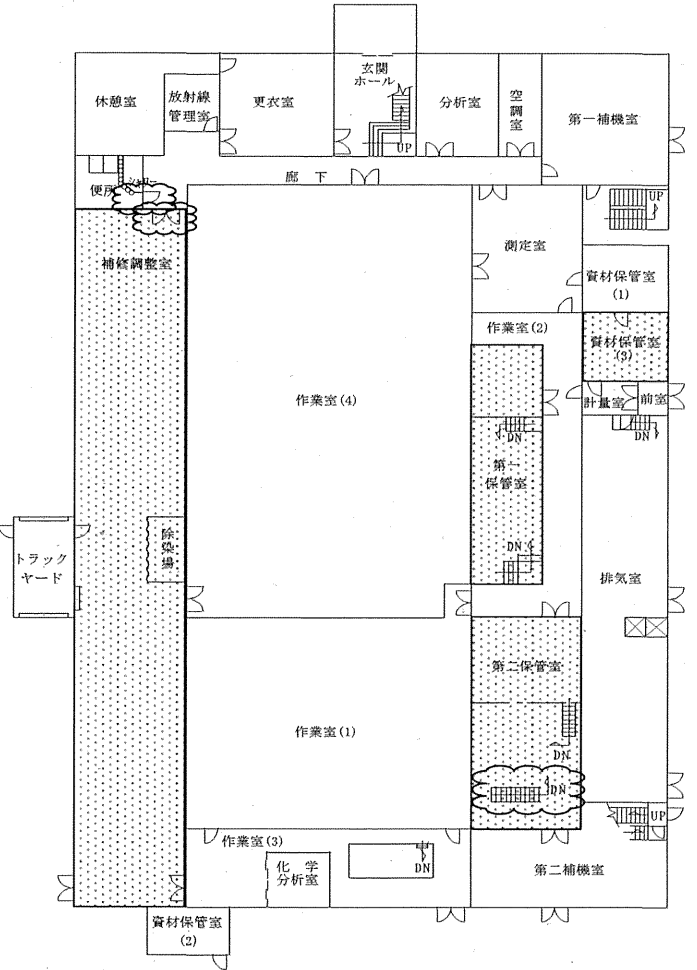
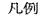
変更前	変更後	変更理由
		<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無））を図るため。</p>
<p>図9-1-3 J棟1階排気装置配置図</p>	<p>図9-1-3 J棟1階排気装置配置図</p>	

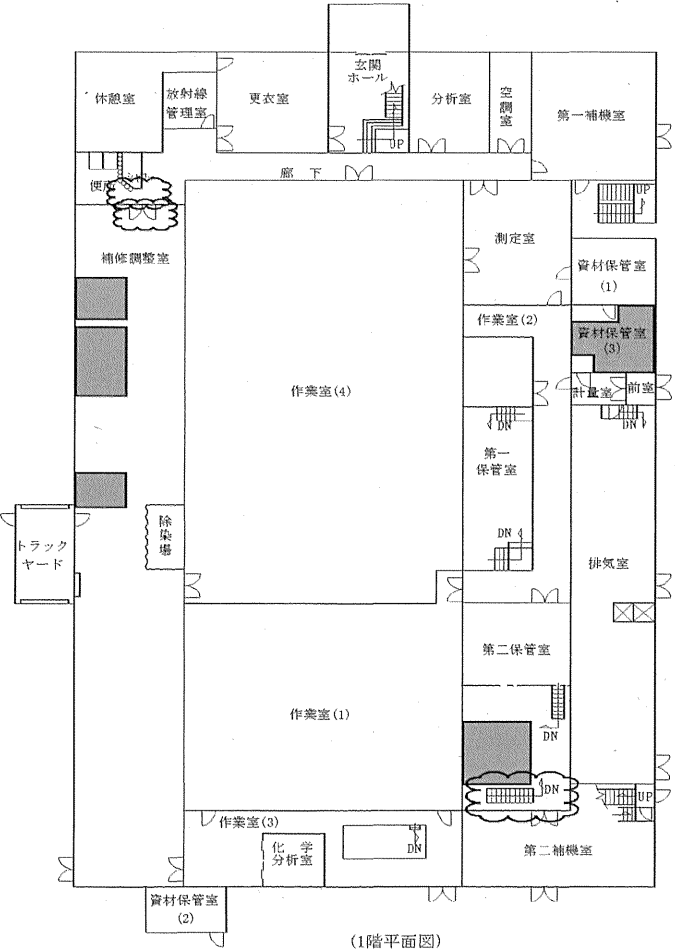

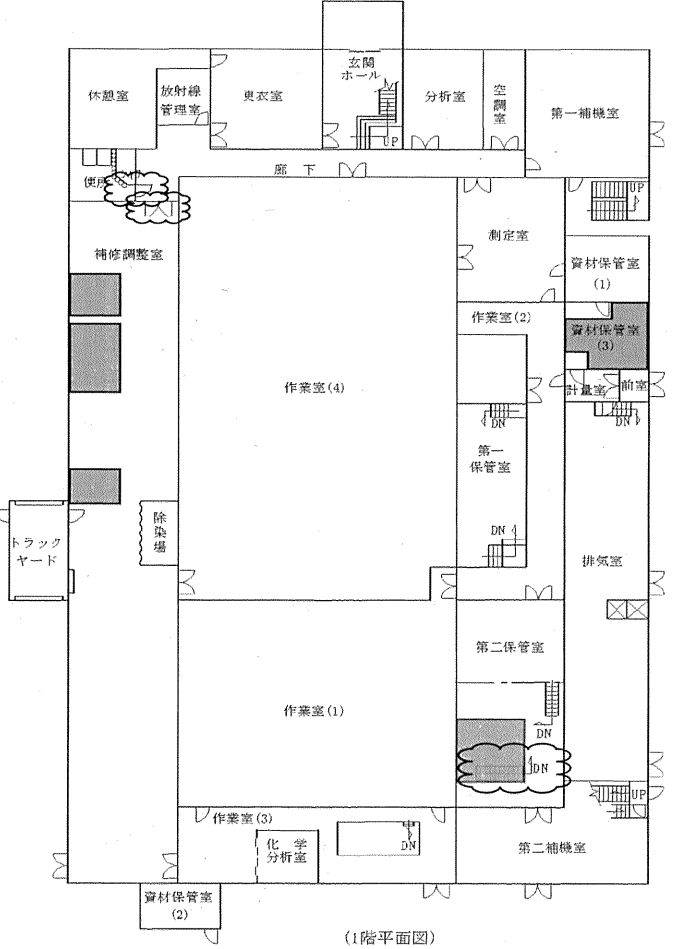



変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">図 9-1-5 J棟管理区域給排気系統図</p>	<p style="text-align: center;">図 9-1-5 J棟管理区域給排気系統図</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p>凡例  液体廃棄施設の位置</p> <p>図9-2-1 J棟液体廃棄施設の位置</p>	 <p>凡例  液体廃棄施設の位置</p> <p>図9-2-1 J棟液体廃棄施設の位置</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無））を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p>図 9-2-3 液体廃棄設備配置図</p>	 <p>図 9-2-3 液体廃棄設備配置図</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無））を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
 <p>凡例  固体廃棄施設の位置</p>	 <p>凡例  固体廃棄施設の位置</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>
<p>図 9-3-1 J棟固体廃棄施設の位置</p>	<p>図 9-3-1 J棟固体廃棄施設の位置</p>	

変更前	変更後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  固体廃棄物を保管する場所</p> <p>図 9-3-2 J棟施設内で固体廃棄物を保管する場所</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  固体廃棄物を保管する場所</p> <p>図 9-3-2 J棟施設内で固体廃棄物を保管する場所</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概 要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (省略)</p> <p>1.4 分析用フード (省略)</p> <p>1.5 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。                      (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。                        (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。                      (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> </div> <p>1.1 概 要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 廃油の試料採取又は詰め替え (変更なし)</p> <p>1.4 分析用フード (変更なし)</p> <p>1.5 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ <u>又はサーベイメータ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。                      (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。                        (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。                      (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> </div>	<p>・記載の適正化（現物との整合）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p> <p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p> <p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	



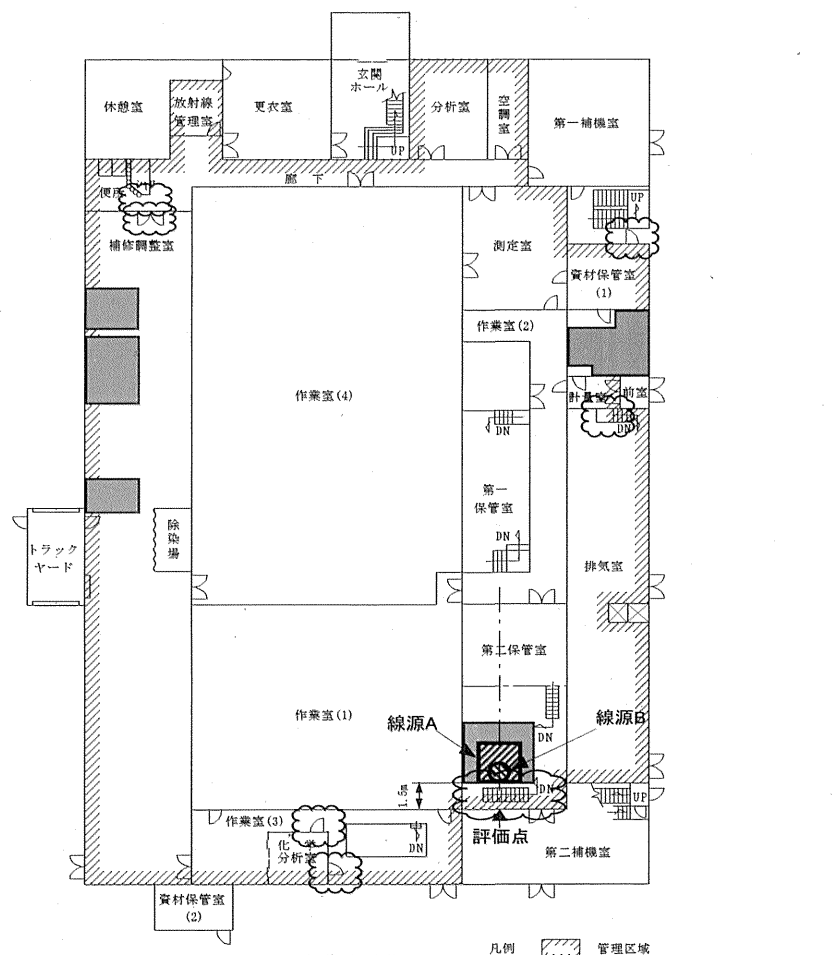
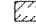

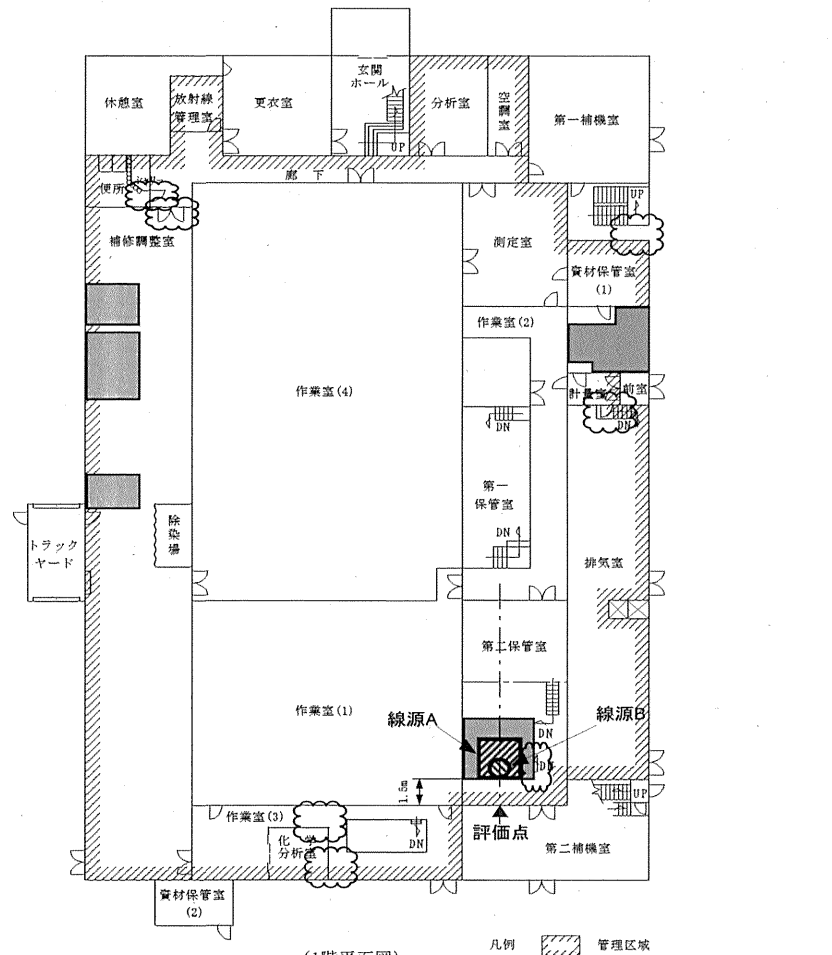
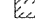

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	

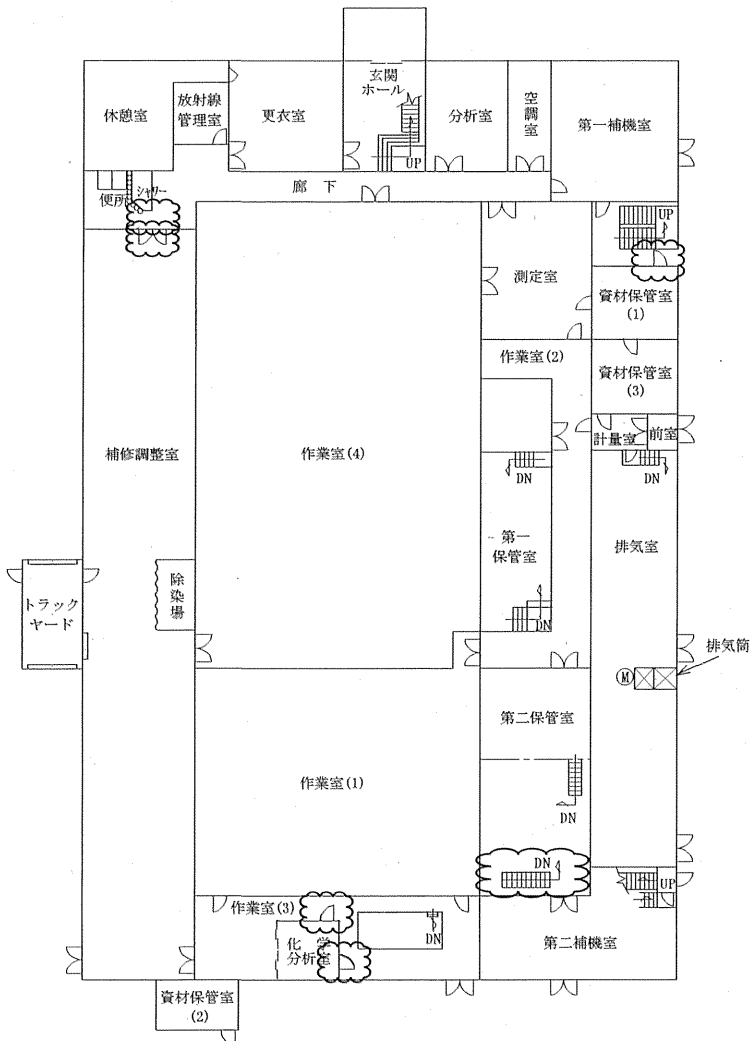
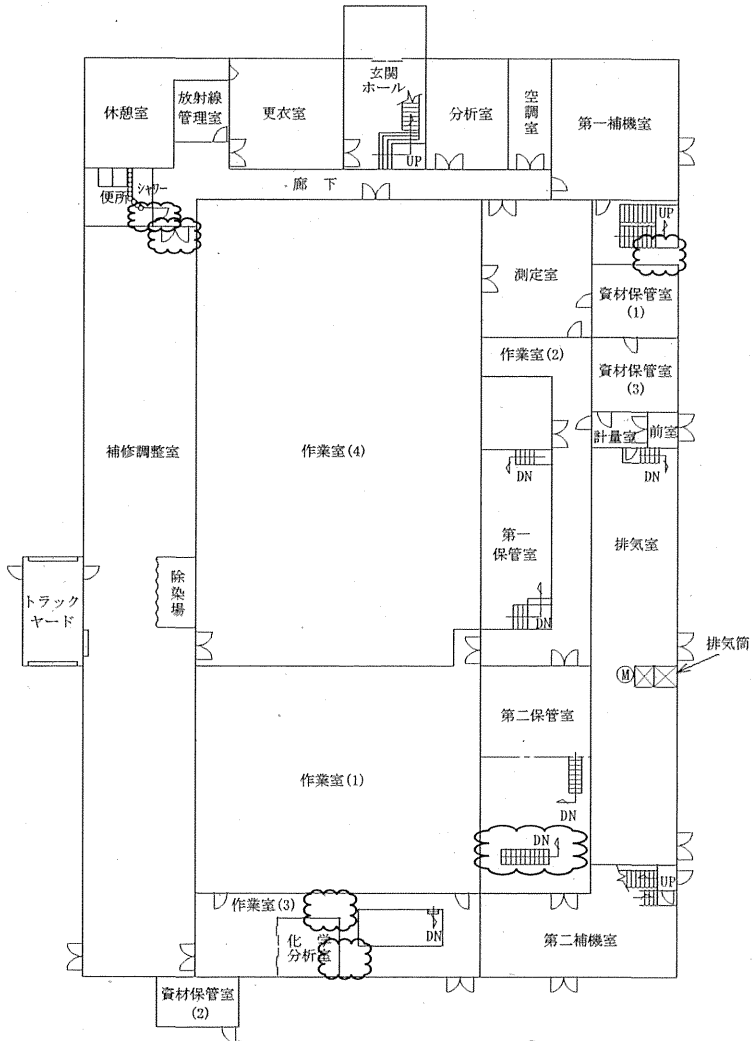
変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備 (省略)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内のモニタリング                      管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベイを随時実施する。また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。                      この場合、上記サーベイのほか、放射線管理担当者の協力を得て空気中の放射性物質濃度等の必要なモニタリングを実施する。                      放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。                      (1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定                          方 法：排気モニタ、エアスニファ                      (2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定                          方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ                      (3) 作業環境の空間線量率の測定                          方 法：サーベイメータ、<b>TLD</b>                      J棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。                      なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人被ばく線量計によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 (省略)</p> <p>25. 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>24. 監視設備</p> <p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>24.1 管理区域内のモニタリング                      管理区域内のモニタリングは放射線管理担当者により定常的及び必要に応じて随時行う。放射線業務従事者は、管理区域内で作業を行う場合、作業場所等のサーベイを随時実施する。また、汚染の可能性の高い場合等の特殊作業においては、事前に綿密な計画を立てて実施する。                      この場合、上記サーベイのほか、放射線管理担当者の協力を得て空気中の放射性物質濃度等の必要なモニタリングを実施する。                      放射線管理担当者が行う定常管理は次のようなものがある。                      (1) 作業環境空気及び排気中の放射性物質濃度の測定                          方 法：排気モニタ、エアスニファ                      (2) 管理区域内の放射性物質の表面密度の測定                          方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接サーベイ                      (3) 作業環境の空間線量率の測定                          方 法：サーベイメータ、<b>個人線量計</b>                      J棟内の放射線測定機器の配置を図24-1に示す。                      なお、放射線業務従事者の外部被ばく（全身）は、個人被ばく線量計によって3か月ごとに定期的に測定する。内部被ばくについては、定期的（年1回以上）に尿試料を採取・測定して管理する。</p> <p>24.2 野外管理 (変更なし)</p> <p>25. 非常用電源設備 (変更なし)</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>26. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>26. 通信連絡設備等 (変更なし)</p> <p>第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	

変更前	変更後	変更理由
 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域   固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200Lドラム缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU※1                  線源B：200Lドラム缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU※2                  ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03kgUとする。                  ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5kgUとする。</p>	 <p>(1階平面図)</p> <p>凡例  管理区域   固体廃棄物を保管する場所</p> <p>線源A：200Lドラム缶40本に収納した固体廃棄物（回収ウラン）；1.2 kgU※1                  線源B：200Lドラム缶2本に収納したスラッジ及び廃吸着剤（回収ウラン）；3.0 kgU※2                  ※1）固体廃棄物ドラム缶1本当たりのウラン量は0.03kgUとする。                  ※2）スラッジ及び廃吸着剤のドラム缶1本当たりのウラン量は1.5kgUとする。</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無））を図るため。</p>
<p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	<p>図2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価点位置</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
 <p style="text-align: center;">凡例 (M) 排気モニタ</p>	 <p style="text-align: center;">凡例 (M) 排気モニタ</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合（階段位置）及び誤記修正（扉の有無））を図るため。</p>
<p>図24-1 J棟1階放射線測定機器配置図</p>	<p>図24-1 J棟1階放射線測定機器配置図</p>	

# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～5

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～8

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

L 棟



新旧対照表

棟 本 文

変更箇所を 示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	(省略) 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法	(省略) 2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類	(省略) 3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所	(省略) 4. 使用の場所 (変更なし)	
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(省略) 5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (変更なし)	
6. 使用済燃料の処分の方法	(省略) 6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 使用施設の位置、構造及び設備	(省略) 7. 使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
7-1 使用施設の位置	(省略) 7-1 使用施設の位置 (変更なし)	
7-2 使用施設の構造	(省略) 7-2 使用施設の構造 (変更なし)	
7-3 使用施設の設備	(省略) 7-3 使用施設の設備 (変更なし)	
(1) 使用設備	(省略) (1) 使用設備 (変更なし)	


変 更 前			変 更 後			変更理由																																				
(2) 共通設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン</td> <td>3基</td> <td>天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>L棟全体の放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1台</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、β線用退出モニタ等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	設 計 仕 様		クレーン	3基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室	放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。	排気モニタ	1台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。	その他	1式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備	(2) 共通設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>設 計 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン</td> <td>3基</td> <td>天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td></td> <td>L棟全体の放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>1台</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、β線用退出モニタ等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	設 計 仕 様	クレーン	3基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室	放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。	排気モニタ	1台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。	その他	1式	エアスニファ、β線用退出モニタ等	その他	1式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備
使用設備の名称	個数	設 計 仕 様																																								
クレーン	3基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室																																								
放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。																																								
排気モニタ	1台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値を超えた場合は、警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。																																								
その他	1式	エアスニファ、β線用退出モニタ等																																								
その他	1式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備																																								
使用設備の名称	個数	設 計 仕 様																																								
クレーン	3基	天井走行型 吊上荷重：1 t 設置場所：試験室(1) 吊上荷重：2.8 t 設置場所：試験室(2) モノレール型 吊上荷重：2.8 t 設置場所：荷扱室																																								
放射線管理設備		L棟全体の放射線管理を行う。																																								
排気モニタ	1台	耐震設計：水平震度 0.24 警報装置：給排気設備の給排気系から排気を1箇所で常時モニタリングし、排気中の放射性物質濃度が設定値以上で警報が吹鳴する。  図7-3-2に放射線管理用測定機器配置図を示す。																																								
その他	1式	エアスニファ、β線用退出モニタ等																																								
その他	1式	消防法に基づく消火設備、火災警報、通報設備																																								
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (省略)	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)																																									
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (省略)	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備 9-1 気体廃棄施設 9-1-1 気体廃棄施設の位置 (変更なし)																																									

変 更 前				変 更 後				変更理由
9-1-2 気体廃棄施設の構造				9-1-2 気体廃棄施設の構造				
気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	気体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約 236	「7-2使用施設の構造」と同じ。	L棟	「7-2使用施設の構造」と同じ。	「7-2使用施設の構造」と同じ。 約 236	「7-2使用施設の構造」と同じ。	
給気機械室			給気機械室の内装については、床は防水モルタル仕上げ、壁はALC（発泡軽量コンクリート）板、天井はALC板吹き抜けである。	給気機械室			給気機械室の内装については、床は防水モルタル仕上げ、壁はALC（発泡軽量コンクリート）板、天井はALC板吹き抜けである。	
排気機械室			排気機械室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板天井は石膏ボードビニルペイント処理を施している。  <u>(記載なし)</u>	排気機械室			排気機械室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板天井は石膏ボードビニルペイント処理を施している。  <b>標識：人がみだりに排気機械室内に立入らないようにするため、添付書類1の「23.廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b>	
空調室		約 9	空調室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板ビニルペイント処理、天井はALC板吹き抜けビニルペイント処理を施している。	空調室		約 9	空調室の内装については、床はモルタル仕上げウレタン塗装、壁はALC板ビニルペイント処理、天井はALC板吹き抜けビニルペイント処理を施している。	

・記載の適正化（法令要求事項の明確化のため、施設の現状について追記したものであり、設計変更等は行わない）を図るため。

変 更 前		変 更 後		変更理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備		9-1-3 気体廃棄施設の設備		
気体廃棄設備の名称	仕 様	気体廃棄設備の名称	仕 様	
排風機	耐震設計：水平震度 0.24 第1排気処理装置 常用排風機(No. 1)：1基 排気能力約 45 800 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 2)：1基 排気能力約 8 000 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式 第2排気処理装置 常用排風機(No. 3)：1基 排気能力約 58 640 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 4)：1基 排気能力約 8 800 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式  (記載なし)	耐震設計：水平震度 0.24 第1排気処理装置 常用排風機(No. 1)：1基 排気能力約 45 800 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 2)：1基 排気能力約 8 000 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式 第2排気処理装置 常用排風機(No. 3)：1基 排気能力約 58 640 m <sup>3</sup> /h 非常用排風機(No. 4)：1基 排気能力約 8 800 m <sup>3</sup> /h スクラバ：1式  標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		
排気フィルタ	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。 なお、六ふっ化ウラン漏えい時には、スクラバも運転して処理する。	高性能エアフィルタ：1段 捕集効率：0.15 μm 径の粒子に対して 99.97 %以上(単体として) 管理区域の空気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタ1段を経て排気筒から排出する。 なお、六ふっ化ウラン漏えい時には、スクラバも運転して処理する。		
排気筒	図9-1-3に管理区域給排気系フローシートを示す。 (記載なし)	図9-1-3に管理区域給排気系フローシートを示す。 標識：添付書類1の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。		
放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	放射線管理設備 排気モニタ	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	
その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	その他	「7-3 使用施設の設備」に記載のとおり。	
9-2 液体廃棄施設	(省略)	9-2 液体廃棄施設	(変更なし)	
9-3 固体廃棄施設	(省略)	9-3 固体廃棄施設	(変更なし)	
9-3-1 固体廃棄施設の位置	(省略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置	(変更なし)	

変 更 前				変 更 後				変更理由
9-3-2 固体廃棄施設の構造				9-3-2 固体廃棄施設の構造				
固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	固体廃棄施設の名称	構 造	床面積 (m <sup>2</sup> )	設 計 仕 様	
L棟	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		「7-2 使用施設の構造」と同じ。	L棟	「7-2 使用施設の構造」と同じ。		「7-2 使用施設の構造」と同じ。	
試験室(1)		約 594	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 20 本 <sup>(注)</sup>	試験室(1)		約 594	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 20 本 <sup>(注)</sup>	
試験室(2)		約 613	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	試験室(2)		約 613	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	
試験室(3)		約 247	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	試験室(3)		約 247	最大保管数量：200 L ドラム缶換算で 40 本 <sup>(注)</sup>	
				<p><b>標識：人がみだりに固体廃棄施設に立ち入らないようにするため、添付書類 1 の「23. 廃棄施設」に示すとおり、標識を設ける。</b></p>				
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (省略)				9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)				・記載の適正化（法令要求事項の明確化のため、施設の現状について追記したものであり、設計変更等は行わない）を図るため。

変更箇所を  で示す。

Ⅰ棟 本文図面

新旧対照表

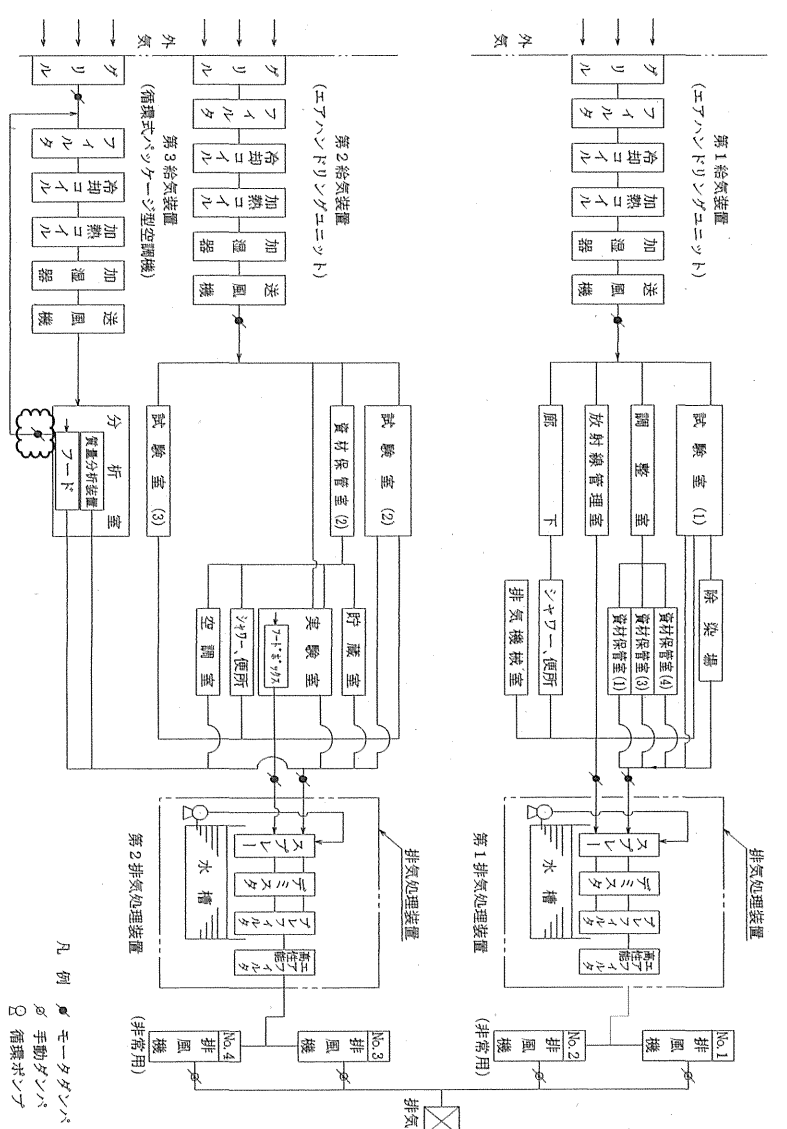
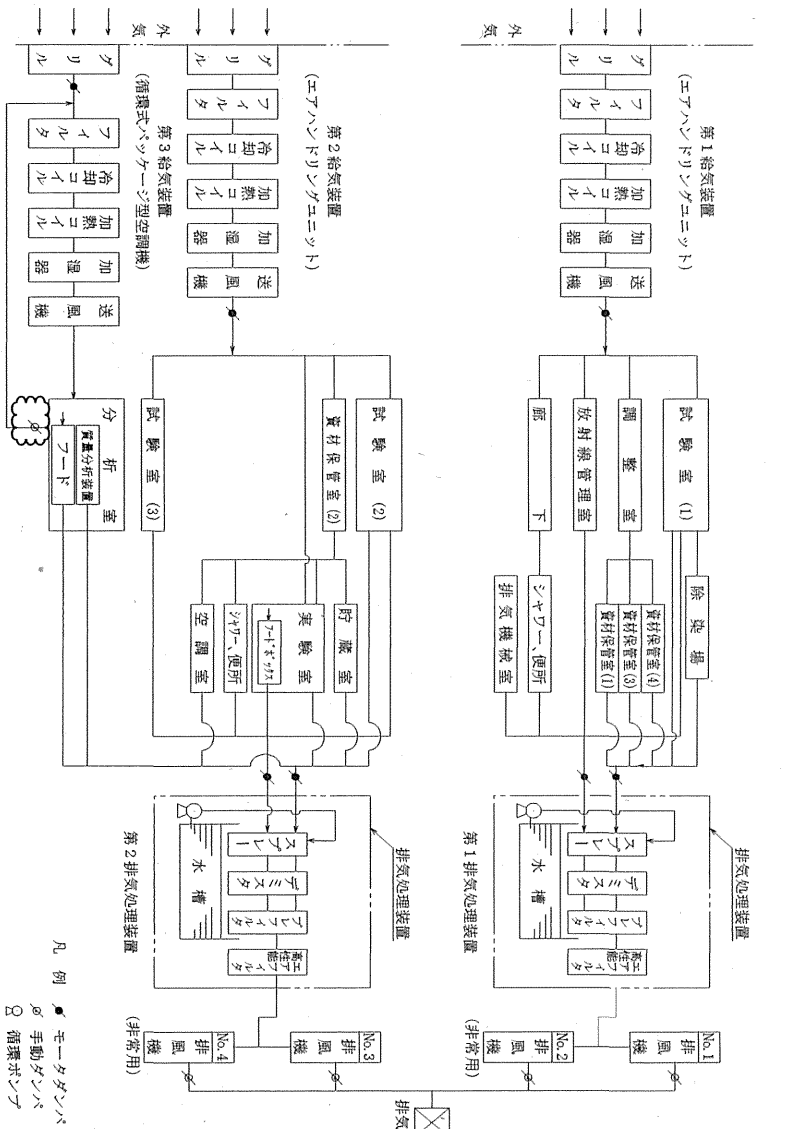
変更前	変更後	変更理由
 <p>第1給気装置 (エアハンドリフユニット)          第2給気装置 (エアハンドリフユニット)          第3給気装置 (循環式パツケージ型空調機)</p> <p>試験室(1) 調整室 放射線管理室 下          除染場          貯蔵室 実験室          実験室(2) 資材保管室(2)          実験室(3) 質量分析装置 分析ブース</p> <p>排気処理装置          第1排気処理装置          第2排気処理装置</p> <p>凡例          ● モータダクトファン          ◊ 自動ダクトファン          □ 循環ポンプ</p>	 <p>第1給気装置 (エアハンドリフユニット)          第2給気装置 (エアハンドリフユニット)          第3給気装置 (循環式パツケージ型空調機)</p> <p>試験室(1) 調整室 放射線管理室 下          除染場          貯蔵室 実験室          実験室(2) 資材保管室(2)          実験室(3) 質量分析装置 分析ブース</p> <p>排気処理装置          第1排気処理装置          第2排気処理装置</p> <p>凡例          ● モータダクトファン          ◊ 自動ダクトファン          □ 循環ポンプ</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>

図9-1-3 管理区域給排気系フローシート

図9-1-3 管理区域給排気系フローシート

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概 要 (省略)</p> <p>1.2 換気設備 (省略)</p> <p>1.3 核燃料物質の貯蔵 (省略)</p> <p>1.4 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。                      (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。                      (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。                      (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (省略)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>1.1 概 要 (変更なし)</p> <p>1.2 換気設備 (変更なし)</p> <p>1.3 核燃料物質の貯蔵 (変更なし)</p> <p>1.4 管理区域                      本施設の管理区域内において放射線業務従事者が遵守すべき一般的原則を次に示す。                      (1) 管理区域への立入りは所定の出入口（以下「指定出入口」という。）のみを使用し、他の出入口は緊急時及び特別の許可のある場合以外は使用しない。                      (2) 管理区域外への退出の際には、指定出入口に設置される退出モニタ <u>又はサーベイメータ</u>により汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。                      (3) 管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。                      (4) 管理区域内で使用する防護装備等は、管理区域外では使用しない。                      (5) 管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。                      (6) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。                      (7) 管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>2. 遮蔽 (変更なし)</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（表現の見直し）を図るため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（<b>次項において</b>「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>4. <b>立ち入り</b>の防止 (省略)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>4. <b>立入り</b>の防止 (章題のみ変更)</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p> <p>第六条 使用施設等（<b>施設検査対象施設</b>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (規則条文のみ変更)</p> <p>第六条 使用施設等（<b>使用前検査対象施設</b>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p> <p>第七条 <b>施設検査対象施設</b>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第七条 <b>使用前検査対象施設</b>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>7. <u>施設検査対象施設</u>の地盤 (省略)</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの (以下「耐震重要施設」という。)) において、同条第三項の地震力を含む。) が作用した場合においても <u>当該施設検査対象施設</u> を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設</u>の地盤 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項の規定により算定する地震力 (安全機能を有する<u>使用前検査対象施設</u>のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの (以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。)) においては、同条第三項の地震力を含む。) が作用した場合においても <u>当該使用前検査対象施設</u> を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更) を図るため。</p>
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある <u>施設検査対象施設</u> の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある <u>使用前検査対象施設</u> の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更) を図るため。</p>
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に <u>当該施設検査対象施設</u> に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に <u>当該使用前検査対象施設</u> に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更) を図るため。</p>
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>工場若しくは事業所 (以下「工場等」という。)</u> 内又はその周辺において想定される <u>当該施設検査対象施設</u> の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>工場等</u>内又はその周辺において想定される <u>当該使用前検査対象施設</u> の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更) を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>11. <b>施設検査対象施設</b>への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、<b>施設検査対象施設</b>への人の不法な侵入、<b>施設検査対象施設</b>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>施設検査対象施設</b>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <b>使用前検査対象施設</b>への人の不法な侵入等の防止 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十二条 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、<b>使用前検査対象施設</b>への人の不法な侵入、<b>使用前検査対象施設</b>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <b>使用前検査対象施設</b>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p> <p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十三条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十四条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 <b>施設検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十五条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 <b>施設検査対象施設</b>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十六条 <b>使用前検査対象施設</b>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>17. 検査等を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、<u>当該施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計 (規則条文のみ変更)</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、<u>当該使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>18. <u>施設検査対象施設</u>の共用 (省略)</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. <u>使用前検査対象施設</u>の共用 (章題及び規則条文のみ変更)</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 <u>施設検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明 (前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十一条 <u>使用前検査対象施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明 (前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)を図るため。</p>
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (省略)</p> <p>第二十二条 <u>施設検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十二条 <u>使用前検査対象施設</u>は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化 (法令改正に伴う変更)を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>22. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>22. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理 (省略)</p>	<p>23.1 気体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.2 液体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p> <p>23.3 固体状の放射性廃棄物管理 (変更なし)</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>(記載なし)</p> <p>参考文献 (省略)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (省略)</p>	<p><b>23.4 標識の設置</b></p> <p><b>23.4.1 廃棄施設の標識</b>  <u>廃棄施設には標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射能標識に「廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」を記載する。</u></p> <p><b>23.4.2 排気設備の標識</b>  <u>排風機並びに排気筒には、日本産業規格による放射能標識に「排気設備」及び「許可なくして触れることを禁ず」を記載した標識を設ける。</u></p> <p>参考文献 (変更なし)</p> <p>24. 汚染を検査するための設備 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化（法令要求事項の明確化のため、施設の現状について追記したものであり、設計変更等は行わない）を図るため。</p>
<p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>25. 監視設備 (省略)</p> <p>第二十六条 <b>施設検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<b>当該施設検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>25. 監視設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十六条 <b>使用前検査対象施設</b>には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、<b>当該使用前検査対象施設</b>及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>26 非常用電源設備 (省略)</p> <p>第二十七条 <b>施設検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<b>当該施設検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26 非常用電源設備 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十七条 <b>使用前検査対象施設</b>には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他<b>当該使用前検査対象施設</b>の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等 (省略)</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (規則条文のみ変更)</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、<u>当該使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>・記載の適正化（法令改正に伴う変更）を図るため。</p>

# 核燃料物質使用変更許可申請書

## 新 旧 対 照 表

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本-1～2

本文図面・・・・・・・・・・・・・・・・本図-1～3

添付書類1・・・・・・・・・・・・・・・・添1-1～8

(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に  
関する説明書(事故に関するものを除く。))

添付書類2・・・・・・・・・・・・・・・・変更なし

(想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に  
応ずる災害防止の措置に関する説明書)

M棟

変 更 前	変 更 後	変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	(変更なし)
2. 使用の目的及び方法	2. 使用の目的及び方法	(変更なし)
3. 核燃料物質の種類	3. 核燃料物質の種類	(変更なし)
4. 使用の場所	4. 使用の場所	(変更なし)
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	5. 予定使用期間及び年間予定使用量	(変更なし)
6. 使用済燃料の処分の方法	6. 使用済燃料の処分の方法	(変更なし)
7. 使用施設の位置、構造及び設備	7. 使用施設の位置、構造及び設備	(変更なし)
8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備	8. 貯蔵施設の位置、構造及び設備	(変更なし)
9. 廃棄施設の位置、構造及び設備	9. 廃棄施設の位置、構造及び設備	(変更なし)
9-1 気体廃棄施設	9-1 気体廃棄施設	(変更なし)
9-1-1 気体廃棄施設の位置	9-1-1 気体廃棄施設の位置	(変更なし)
9-1-2 気体廃棄施設の構造	9-1-2 気体廃棄施設の構造	(変更なし)







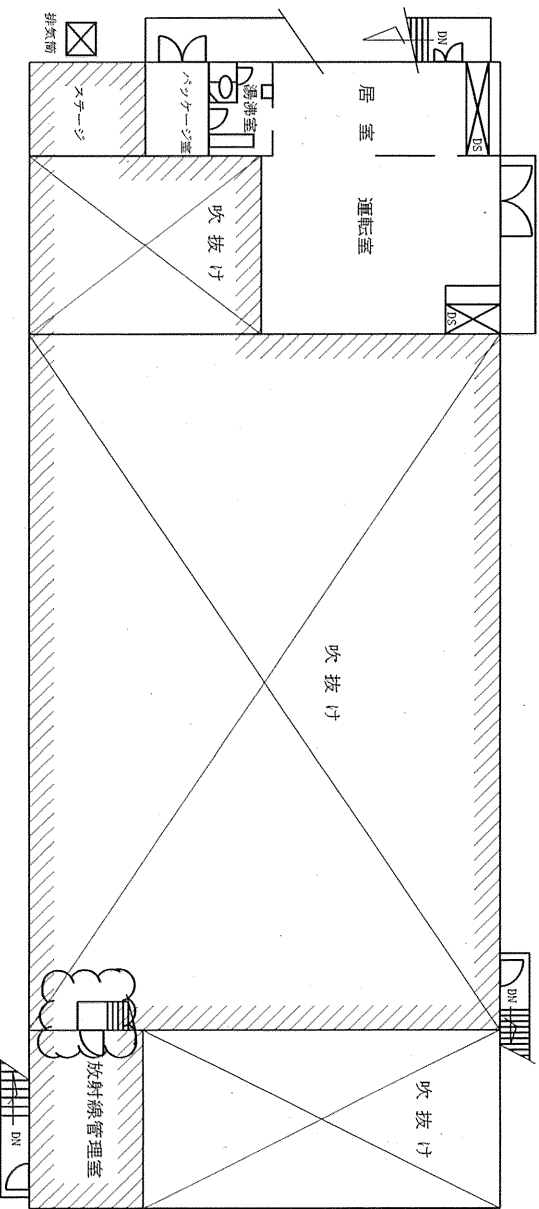
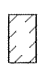
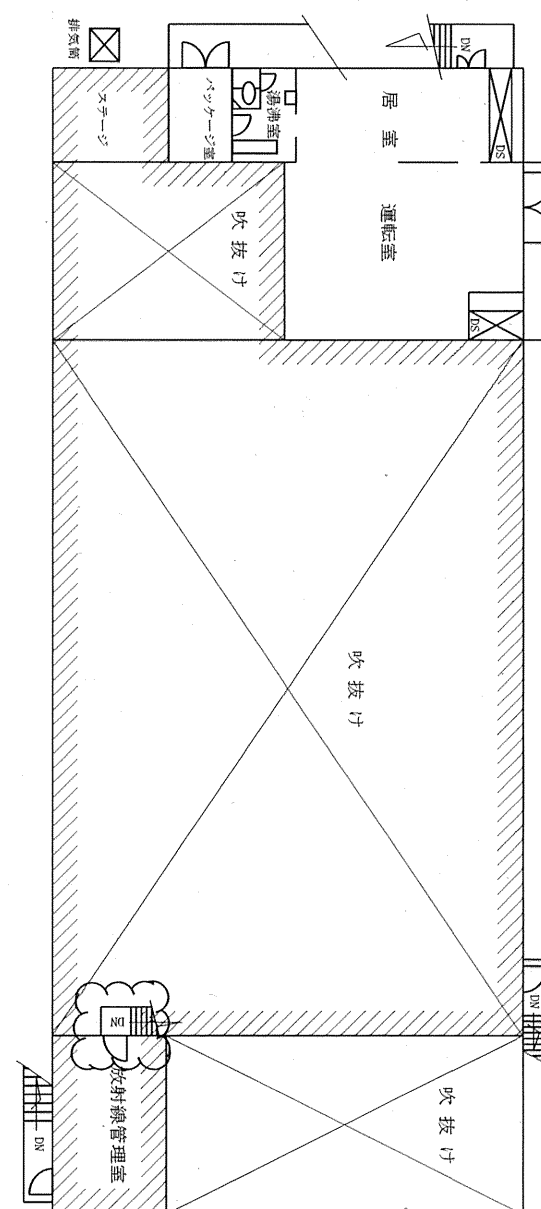
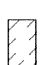
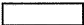

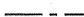





変更前	変更後	変更理由
 <p>凡例</p> <p> : 管理区域</p>	 <p>凡例</p> <p> : 管理区域</p>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>

図 9-1-3 M棟 2階平面図

図 9-1-3 M棟 2階平面図

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>図 9-2-1 液体廃棄物処理フローシート</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> :管理区域</li> <li> :使用停止埋設配管</li> <li> :運 搬</li> <li> :閉止措置</li> </ul>	<p>図 9-2-1 液体廃棄物処理フローシート</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> :管理区域</li> <li> :使用停止埋設配管</li> <li> :運 搬</li> <li> :閉止措置</li> </ul>	<p>・記載の適正化 (現物との整合) を図るため。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (省略)</p>	<p>本施設における安全上重要な施設の有無について (変更なし)</p>	
<p>1. 閉じ込めの機能 (省略)</p>	<p>1. 閉じ込めの機能 (変更なし)</p>	
<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	
<p>2. 遮蔽 (省略)</p>	<p>2. 遮蔽 (変更なし)</p>	
<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p>	
<p>3. 火災等による損傷の防止 (省略)</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止 (変更なし)</p>	
<p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p>	<p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p>	
<p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p>	<p>2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p>	
<p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>4. 立入りの防止 (省略)</p>	<p>4. 立入りの防止 (変更なし)</p>	
<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p>	<p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p>	
<p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	<p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮 (省略)</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮 (変更なし)</p>	
<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条 使用施設等（使用前検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p>	
<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (省略)</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止 (変更なし)</p>	
<p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	
<p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (省略)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤 (変更なし)</p> <p>第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変形が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	
<p>8. 地震による損傷の防止 (省略)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>9. 津波による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十一条 当該使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	

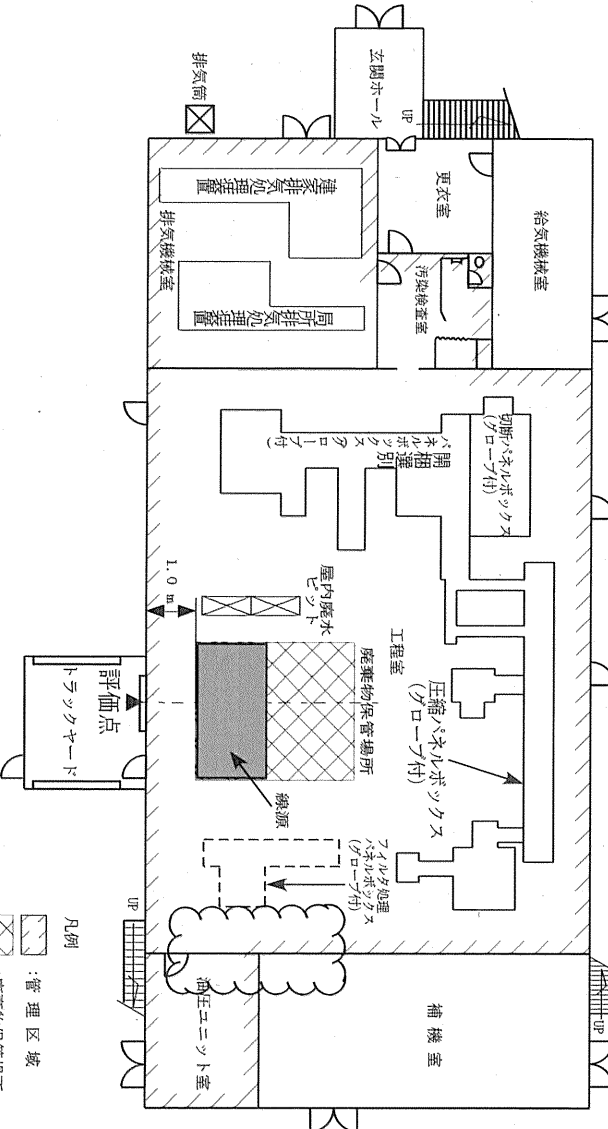




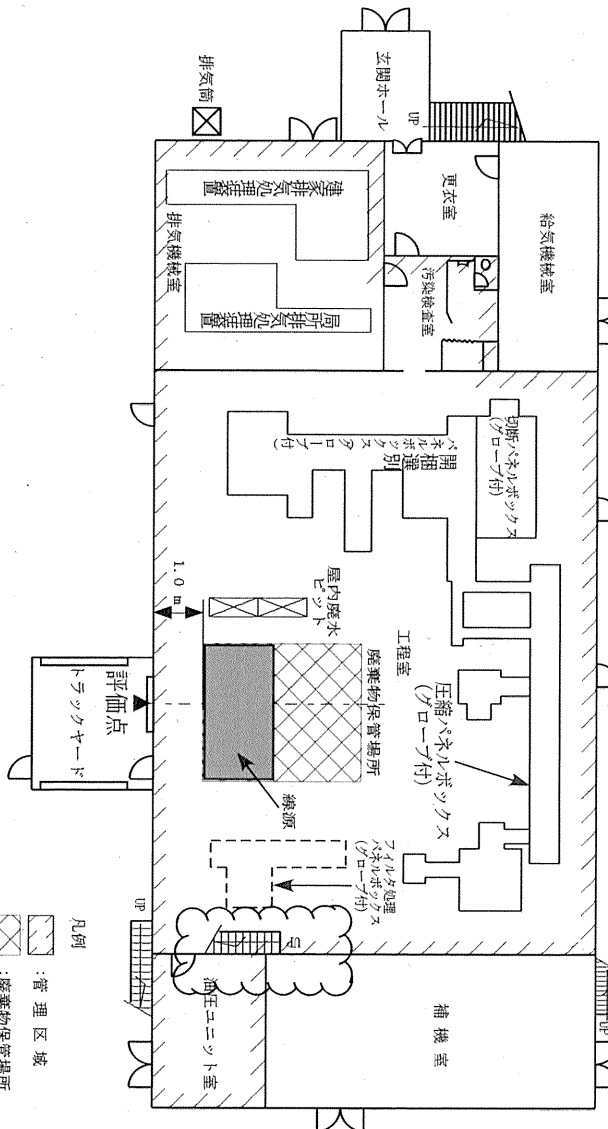




変更前	変更後	変更理由
<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (省略)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止 (変更なし)</p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>12. 溢水による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (省略)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>14. 飛散物による損傷の防止 (省略)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>14. 飛散物による損傷の防止 (変更なし)</p> <p>第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (省略)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保 (変更なし)</p> <p>第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障（単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>16. 環境条件を考慮した設計 (省略)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計 (変更なし)</p> <p>第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (省略)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用 (変更なし)</p> <p>第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	
<p>19. 誤操作の防止 (省略)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止 (変更なし)</p> <p>第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	
<p>20. 安全避難通路等 (省略)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	<p>20. 安全避難通路等 (変更なし)</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p>	
<p>21. 貯蔵施設 (省略)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>21. 貯蔵施設 (変更なし)</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>三 標識を設けるものであること。</p> <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p>	



変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>22. 廃棄施設 (省略)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>22. 廃棄施設 (変更なし)</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>23.1 管理区域</p> <p>M棟の管理区域において、放射線業務従事者が遵守すべき一般原則を次に示す。</p> <p>(1)管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他出入口は緊急時及び特別の許可のある場合を除き使用しない。</p> <p>(2)管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置した退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3)管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4)管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5)管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>TLDバッジ</u>を装着する。</p> <p>(6)管理区域内での飲食及び喫煙を行わない。</p> <p>(7)管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>23.2 放射線業務従事者の被ばく管理 (省略)</p>	<p>23. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>23.1 管理区域</p> <p>M棟の管理区域において、放射線業務従事者が遵守すべき一般原則を次に示す。</p> <p>(1)管理区域への立入りは所定の出入口のみを使用し、他出入口は緊急時及び特別の許可のある場合を除き使用しない。</p> <p>(2)管理区域外への退出の際には、所定の出入口に設置した退出モニタ又はサーベイメータにより汚染を検査し、異常のないことを確認した後に退出する。</p> <p>(3)管理区域へ立入るための必要防護装備は、作業衣、作業靴である。これらの防護装備の着脱は原則として更衣室において行う。その他作業内容に応じてゴム手袋等を使用する。</p> <p>(4)管理区域内で使用する防護装備、作業衣等は、管理区域外では使用しない。</p> <p>(5)管理区域内で作業を行う者及び一時立入りを許可された者は、<u>個人線量計</u>を装着する。</p> <p>(6)管理区域内での飲食及び喫煙を行わない。</p> <p>(7)管理区域外に物品を搬出する場合には、必ず搬出サーベイを行い、汚染のないことを確認した後搬出する。</p> <p>23.2 放射線業務従事者の被ばく管理 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化(表現の見直し)を図るため。</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置</p>  <p>線源：200 Lドラム50本に収納した固体廃棄物(回収ラフン)：7.5 kgU<sup>235</sup>          ※ 固体廃棄物ドラム50本に収納したラフン量は0.15 kgU(回収ラフン)とする。</p> <p>凡例   : 管理区域   : 廃棄物保管場所   : 線源   : 使用を終了し、維持管理中の設備</p>	<p>図 2-1 管理区域境界の線量評価に用いる線源配置と評価位置</p>  <p>線源：200 Lドラム50本に収納した固体廃棄物(回収ラフン)：7.5 kgU<sup>235</sup>          ※ 固体廃棄物ドラム50本に収納したラフン量は0.15 kgU(回収ラフン)とする。</p> <p>凡例   : 管理区域   : 廃棄物保管場所   : 線源   : 使用を終了し、維持管理中の設備</p>	<p>変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(現物との整合)を図るため。</li> </ul>

